

一宮町地域防災計画

【資料編】

(修正案)

一宮町防災会議

目次

[1 防災体制等]	1
1-1 一宮町防災会議条例	1
1-2 一宮町災害対策本部条例	3
1-3 防災関係機関一覧表	4
[2 災害救助法、応援、災害派遣関係]	11
2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等	11
2-2 応援協定一覧	16
2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱	21
2-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱	42
2-5 ヘリコプター発着可能地点	48
[3 災害情報関係]	49
3-1 一宮町防災行政無線通信システム	49
3-2 防災行政無線野外放送塔建柱場所	50
3-3 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）	51
3-4 非常通信の利用方法	53
3-5 広報車による広報チーム	54
3-6 気象観測所等	54
3-7 特別警報・警報・注意報の発表基準等	55
[4 緊急輸送、避難施設関係]	58
4-1 緊急通行車両等の確認、規制除外車両の確認及び事前届出事務手続等	58
4-2 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画	65
4-3 庁内車両一覧表	67
4-4 避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地	69
4-5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧	72
[5 救援物資、医療、資機材、施設関係]	75
5-1 災害用備蓄品 保管状況一覧	75
5-2 補給水利及び応急給水用資機材の現況	78
5-3 医薬品調達先	78
5-4 町内及び郡市内の救急医療機関	79
5-5 一宮町文化財一覧	80
[6 消防・水防・危険物施設等]	88
6-1 消防団員現況	88

6-2	一宮町内班別水利状況	88
6-3	一宮町消防機械の現況	88
6-4	一宮町貯水槽一覧表	89
6-5	一宮町消火栓一覧表	90
6-6	防火地域・準防火地域内の建築規制基準	91
6-7	重要水防区域	92
6-8	水防倉庫の備蓄資機材	92
6-9	水防資機材の調達先	92
6-10	危険物製造所等の設置状況	92
[7]	災害危険箇所等	93
7-1	急傾斜地崩壊危険区域	93
7-2	土砂災害警戒区域等	94
7-3	基礎調査予定箇所一覧	95
7-4	山腹崩壊危険地区	97
[8]	災害報告等関係	98
8-1	火災・災害等即報要領	98
8-2	千葉県危機管理情報共有要綱	119
[9]	様式	138
9-1	様式一覧	138
9-2	町被害情報報告様式	139
9-3	緊急通行車両等の確認、規制除外車両の確認及び事前届出事務手続等に関する様式	140
9-4	自衛隊災害派遣要請等に関する様式	148
9-5	災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式	152
9-6	罹災証明に関する様式	157
9-7	被災証明に関する様式	159

[1 防災体制等]

1-1 一宮町防災会議条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 15 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、一宮町防災会議（以下「防災会議」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 一宮町の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する需要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は町長をもって充てる。
- 3 会長は会務を総理する。
- 4 会長事故あるときは、あらかじめその指定する委員が、その職務を代理する。
- 5 委員は、対の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 千葉県知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 千葉県警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその内部の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 長生郡市広域市町村圏組合消防長及び消防団長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者
 - (9) その他必要と認める関係機関の職員のうちから町長が任命する者
- 6 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 7 前項の委員は、再任されることができる。
- 8 委員の定数は、30 人以内とする。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、関係地方公共機関の職員、千葉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第 5 条 前各条に定めるもののほか防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 10 月 8 日条例第 14 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 62 年 12 月 21 日条例第 10 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 6 月 20 日条例第 11 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 10 年 9 月 25 日条例第 9 号）
この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年 4 月 1 日条例第 9 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 14 日条例第 5 号）
この条例は、公布の日から施行する。

1-2 一宮町災害対策本部条例

(昭和 39 年 4 月 1 日条例第 16 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、一宮町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、町長をもって充てる。

2 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、災害対策本部に属する職員を指揮監督する。

3 災害対策副本部長は、副町長をもって充てる。

4 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

5 災害対策本部員は、町の職員のうちから町長が任命する。

6 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれにあたる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 4 条 前 3 条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 13 日条例第 1 号）

(施行期日)

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 27 日条例第 7 号）

この条例は、平成 23 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 26 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

1-3 防災関係機関一覧表

1 千葉県

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号 (防災行政無線)	F A X (防災行政無線)
県庁 (危機管理政策課)	260-8667	千葉市中央区市場町 1-1	043(223)2176	043(222)5208
長生地域振興事務所	297-8533	茂原市茂原 1102-1	0475(22)1711 507-721	0475(24)0459 507-722
長生健康福祉センター (長生保健所)	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(22)5167 507-741	0475(24)3419 507-742
長生土木事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(24)4521 507-731	0475(25)3343 507-732
長生農業事務所	297-0026	茂原市茂原 1102-1	0475(25)1141 507-751	0475(24)9840 507-752
勝浦水産事務所	299-5225	勝浦市墨名 815-12	0470(73)0108 572-721	0470(73)4644 572-722
北部林業事務所	289-1321	山武市富田 1177-7	0475(82)3121 583-721	0475(82)4463 583-722
東部家畜保健衛生所	283-0064	東金市川場 1105-3	0475(52)4101	0475(52)3335
教育庁東上総教育事務所	297-0024	茂原市八千代 2-10	0475(23)8125	0475(25)3143
警察本部 警備課	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043(201)0110 500-7383	500-7397
〃 通信指令課	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043(201)0110	—
〃 総合当直	260-8668	千葉市中央区長洲 1-9-1	043(201)0110	—
茂原警察署	297-0031	茂原市早野新田 7	0475(22)0110	—
一宮幹部交番	299-4302	一宮町田町 1-10	0475(42)2121	第一報は茂原警察署 へ連絡する。
東浪見駐在所	299-4303	一宮町東浪見 1670-1	0475(42)3280	

2 近隣市町村

機 関 名	防災担当課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
茂原市	防災対策課	297-8511	道表 1	0475(20)1519
(長生郡) 睦沢町	総務課	299-4492	下之郷 1650-1	0475(44)2500
(長生郡) 長生村	総務課	299-4394	本郷 1-77	0475(32)2111
(長生郡) 白子町	総務課	299-4292	関 5074-2	0475(33)2111
(長生郡) 長柄町	総務課	297-0298	桜谷 712	0475(35)2111
(長生郡) 長南町	総務課	297-0192	長南 2110	0475(46)2111

3 指定地方行政機関

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
第三管区海上保安本部	救難課	231-8818	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045(211)1118
銚子海上保安部	警備救難課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(22)1359
勝浦海上保安署		299-5233	勝浦市浜勝浦 499	0470(73)4999
関東農政局	企画調整室防災班	330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048(740)0308
千葉県拠点	地方参事官室 総括チーム	260-0014	千葉市中央区本千葉町 10-18	043(224)5611
東京管区气象台	総務部業務課	204-8501	東京都清瀬市中清戸 3-235	042(495)3159
銚子地方气象台	防災業務課	288-0001	銚子市川口町 2-6431	0479(23)7705
関東総合通信局	防災対策推進室	102-8795	東京都千代田区九段南 1-2-1	03(6238)1790
千葉労働局	総務課	260-8612	千葉市中央区中央 4-11-1	043(221)4311
関東森林管理局	企画調整課	371-8508	群馬県前橋市岩神町 4-16-25	027(210)1150
千葉森林管理事務所	総務調査官	263-0034	千葉市稲毛区稲毛 1-7-20	043(242)4656
関東経済産業局	総務課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048(600)0213
関東東北産業保安監督部	管理課	330-9715	埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1	048(600)0433
関東地方整備局	総括防災グループ	330-9724	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048(600)1333
千葉国道事務所	防災情報課	263-0016	千葉市稲毛区天台 5-27-1	043(285)0343
関東運輸局	総務課	231-8433	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57	045(211)7269
千葉運輸支局	総務企画担当	261-0002	千葉市美浜区新港 198	043(242)7336
関東地方測量部	防災課	102-0074	東京都千代田区九段南 1-1-15	03(5213)2054
北関東防衛局	地方協力基盤整備課	330-9721	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1	048(600)1811

4 自衛隊

区分	駐とん地 (基地) 等名	所在地	郵便 番号	電話番号	内線 番号	当直 内線 番号	部隊名
陸上自衛隊	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	218 236	302	第1空挺団本部
	下志津	千葉市若葉区若松町 902	264-8501	043(422)0221	313 314	302	高射学校企画室
	木更津	木更津市吾妻地先	292-8510	0438(23)3411	215	301	第1ヘリコプター団本部
	松戸	松戸市五香六実 17	270-2288	047(387)2171	203	302	需品学校企画室
海上自衛隊	下総	柏市藤ヶ谷 1614-1	277-8686	04(7191)2321	2213	2222	下総教育航空群司令部
	館山	館山市宮城無番地	294-8501	0470(22)3191	213	222	第21航空群司令部
	木更津	木更津市江川無番地	292-0063	0438(23)2361	3110	7000	航空補給処計画部企画課
航空自衛隊	木更津	木更津市岩根 1-4-1	292-0061	0438(41)1111	301	225	第4補給処木更津支処 総務課
	峯岡山	南房総市丸山町平塚 乙 2-564	299-2508	0470(46)3001	202	410	第44警戒隊総括班
	習志野	船橋市薬円台 3-20-1	274-8577	047(466)2141	405	417	第1高射群第1高射隊
	柏	柏市十余二 175-4	277-0872	0471(31)2896			システム管理群中央通信隊 送信所小隊
	千葉	千葉市稲毛区轟町 1- 1-17	263-0021	043(251)7151			千葉地方協力本部

(注) 防衛省技術研究本部電子装備研究所飯岡支所 旭市大字塙字三番割 (〒289-2702) TEL 0479(57)3043

5 指定公共機関

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
東日本電信電話株式会社 千葉事業部	千葉災害対策室	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-6	043(211)8652
株式会社NTTドコモ 千葉支店	ネットワーク部	260-8540	千葉市中央区新町 1000	043(301)0500
エヌ・ティ・ティ・コミュニ ケーションズ株式会社	プラットフォームサービス本部 事業推進部 危機管理室	100-0004	東京都千代田区大手町 2-3-1	0570(03)9909
日本赤十字社 千葉県支部	事業部救護福祉課	260-8509	千葉市中央区千葉港 5-7	043(241)7531
日本放送協会 千葉放送局	企画総務	260-8610	千葉市中央区千葉港 5-1	043(203)0597
東日本旅客鉄道株式会社 千葉支社	総務部安全企画室	260-8551	千葉市中央区弁天 2-23-3	043(225)9136
日本通運株式会社 千葉支店	総務課	261-0023	千葉市美浜区中瀬 1-3	043(307)3754
東京電力パワーグリッド株式会社 千葉総支社	防災グループ	260-8635	千葉市中央区富士見 2-9-5	050-3181-2975
KDDI株式会社	運用管理部 特別通信対策室	163-8003	東京都新宿区西新宿 2-3-2	03(3347)6633
ソフトバンク株式会社	総務本部総務企画部 リスク対策課	105-7529	東京都港区海岸 1-7-1 東京ポートシティ竹芝オフィスタワー	03(6889)6601
日本郵便株式会社 一宮郵便局		299-4399	長生郡一宮町一宮 2947	0475(42)3789
福山通運株式会社	総務課	721-8555	広島県福山市東深津町 4-20-1	084(924)2000
佐川急便株式会社	東京本社	136-0075	東京都江東区新砂 2-2-8	03(3699)3666
ヤマト運輸株式会社	CSR推進部	104-8125	東京都中央区銀座 2-16-10	03(3541)3411
西濃運輸株式会社	総務部	503-8501	岐阜県大垣市田口町 1	0584(81)1111
成田国際空港株式会社	空港運用部門	282-8601	成田市古込字古込 1 番地 1	0476(34)4652

6 指定地方公共機関

機 関 名	防 災 担 当 課	郵便番号	所 在 地	電 話 番 号
大多喜ガス株式会社	供給管理課	297-8567	茂原市茂原 661	0475(24)8157
(一社)千葉県LPガス協会	事務局	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県ガス石油会館内	043(246)1725
(公社)千葉県医師会	事務局	260-0026	千葉市中央区千葉港 4-1	043(242)4271
(一社)茂原市長生郡医師会		297-0024	茂原市八千代 1-5-4	0475(42)3285
(一社)千葉県歯科医師会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 32-17	043(241)6471
(一社)茂原市長生郡歯科医師会			茂原市小林 3707-18	0475(26)5211
(一社)千葉県薬剤師会	事務局	260-0025	千葉市中央区問屋町 9-2	043(242)3801
(一社)外房薬剤師会		297-0029	茂原市高師 189-7	0475(47)2581
(公社)千葉県看護協会 長夷地区部会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 249-4	043(245)1744
		297-0029	茂原市高師 2-8	0475(25)1811
千葉テレビ放送株式会社	報道製作局報道部	260-0001	千葉市中央区都町 1-1-25	043(231)3100
株式会社ニッポン放送	総務部	100-8439	東京都千代田区有楽町 1-9-3	03(3287)1111
株式会社バイエフエム	総務部	261-7127	千葉市美浜区中瀬 2-6-1	043(351)7878
(一社)千葉県トラック協会	事務局	261-0002	千葉市美浜区新港 212-10	043(247)1131
(一社)千葉県バス協会	事務局	261-0855	千葉市中央区市場町 7-9	043(246)8151
千葉県道路公社	道路部工務課	260-0013	千葉市中央区中央 2-5-1	043(222)8161

7 一部事務組合

機 関 名	郵便番号	所在地	電話 (防災行政無線)	F A X (防災行政無線)
長生郡市広域市町村圏組合				
事務局	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475(23)0107 —	0475(24)1144 —
消防本部	297-0026	茂原市茂原 598 番地	0475(24)0119 623-721	0475(24)1725 623-722
南消防署	299-4301	一宮町一宮 8664 番地	0475(42)2123 —	0475(42)4905 —
長生郡市環境衛生センター (環境衛生課)	297-0035	茂原市下永吉 2101	0475(23)4944 —	0475(26)1113 —
水道部	297-0029	茂原市高師 395-2	0475(23)9481 669-721	0475(23)9440 669-722
長生病院	299-4114	茂原市本納 2777	0475(34)2121 —	0475(34)4710 —
千葉県市町村総合事務組合	260-0013	千葉市中央区中央 4- 17-8 千葉県自治会館	043(311)4155 —	—
一宮聖苑組合	299-4301	一宮町一宮 7459-4	0475(42)5445 —	—
九十九里地域水道企業団	283-0068	東金市東岩崎 2 番地 3	0475(54)0631 —	—

8 公共の団体（一部事務組合を除く）

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
長生農業協同組合	297-0029	茂原市高師 1153	0475(24)5111
千葉県森林組合長生事務所	297-0026	茂原市茂原 1041-1	0475(24)3546
九十九里漁業協同組合	283-0102	九十九里町小関 2347-36	0475(76)6171
一宮町商工会	299-4301	一宮町一宮 3002-1	0475(42)3089
(一社)千葉県建設業協会 長生支部	297-0078	茂原市高師台 1 丁目 1 番地 2 長生建設会館内	0475(25)0333
長生郡市管工事協同組合	297-0035	茂原市下永吉 2026-1	0475(24)9900
(一社)千葉県電業協会	260-0024	千葉市中央区中央港 1-13-1 千葉県 建設業センター3F	043(246)7381
千葉県石油商業協同組合	260-0024	千葉市中央区中央港 1 丁目 13-1 ガ ス石油会館 3C	043(246)5225
長生郡市連合自治会連絡会	297-0028	茂原市道表 1 茂原市役所 生活課	0475(20)1505
社会福祉法人一宮町社会福祉協議会	299-4301	一宮町一宮 1865 番地	0475(42)3439

9 その他関係機関

機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号
(財)千葉県消防協会 (事務局)	290-0007	市原市菊間 7 8 3 - 1	0436(37)1710
(一財)海上災害防止センター (消防船課)	220-0012	神奈川県横浜市西区みなとみらい 4-4-5 横浜アイマークプレイス 6階	045(224)4311
千葉県水難救済会 (千葉県 漁船保険組合)	260-0021	千葉市中央区新宿 2 - 3 - 8	043(242)6858
株式会社ダイトコーポレーション千葉支店 (防災部)	260-8517	千葉市中央区中央港 1-9-5	043(238)5113

10 千葉県災害ボランティアセンター連絡会加盟団体

事 務 局	日本赤十字社千葉県支部	
	千葉県社会福祉協議会	
会 員	千葉県共同募金会	千葉県ボランティア連絡協議会
	千葉県民生委員・児童委員協議会	千葉県社会福祉士会
	千葉県災害対策コーディネーター連絡会	千葉レスキューサポートバイク
	S L 災害ボランティアネットワーク・千葉	千葉県生活協同組合連合会災害対策委員会
	千葉土建一般労働組合	日本労働組合総連合会千葉県連合会
	千葉県防災士会	日本青年会議所関東地区千葉ブロック協議会
	千葉県弁護士会	ライオンズクラブ国際協会 333-C

[2 災害救助法、応援、災害派遣関係]

2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間等

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置 (法第4条第1項)	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	災害発生の日から7日以内	<p>1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p> <p>3 避難所での生活が長期にわたる場合等においては、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>
避難所の設置 (法第4条第2項)	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	<p><基本額> 避難所設置費 1人1日当たり 330円以内</p> <p>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</p>	法第2条第2項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第2条第2項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	<p>1 費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議する。</p> <p>2 避難に当たっての輸送費は別途計上</p>
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者	<p>建設型応急住宅</p> <p>1 規模 当該地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。</p> <p>2 基準額 1戸当たり 5,714,000円以内</p> <p>3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費</p>	災害発生の日から20日以内に着工	<p>1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。</p> <p>2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。）。</p> <p>3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。</p> <p>4 供与期間は2年以内</p>
		<p>賃貸型応急住宅</p> <p>1 規模 建設型応急住宅に準じる。</p> <p>2 基準額 当該地域の実情等に応じた額とする。</p>		

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考					
炊き出しその他による食品の供与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から 7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい(1食は1/3日)。					
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者 (飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7日以内	輸送費、人件費は別途計上					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季(4月～9月)、冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から 10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。					
		区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
			冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
冬	10,000		13,000	18,400	21,900	27,600	3,600		
医療	医療の途を失った者(応急的処置)	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から 14日以内	患者等の移送費は、別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から 7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険に状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上					

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷（以下「準半壊」という。）を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり 準半壊以外 595,000 円以内 準半壊 300,000 円以内	災害発生の日から3か月以内（災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び義務教育学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,500円 中学校生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	災害発生の日から（教科書）1か月以内（文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1 体当たり 大人（12歳以上） 215,200円以内 小人（12歳未満） 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1 体当たり 3,500円以内 一時保存 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1 体当たり 5,400円以内 検案 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1 世帯当たり 139,900円以内	災害発生の日から10日以内	

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第1項）	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費（法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費
救助事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需要費 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	地方自治法施行令第143条に規定する歳出の会計年度所属区分により区分した当該年度の災害ごとにおいて、第1条から第15条までに掲げる経費と法第5条第3項に要した額及び法第19条に要した額並びに令第8条に定めるところにより算定した額の合算額を合算し、各合計額を合算した額から次に掲げる割合を乗じて得た額の合計額以内 1 三千万円以下の部分の金額については百分の十 2 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九 3 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八 4 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七 5 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六 6 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五 7 五億円を超える部分の金額については百分の四	救助の実施が認められる期間以内及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

	範 囲	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師、歯科医師 24,200円以内 薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、 臨床工学技士及び歯科衛生士 14,100円以内 保健師、助産師、看護師及び准看護師 14,800円以内 救急救命士 13,700円以内 土木技術者、建築技術者 14,200円以内 大工 24,500円以内 左官 26,100円以内 とび職 26,400円以内	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

2-2 応援協定一覧

No	協定日	締結先	協定名	内容
1	H2. 10. 1	茂原市八千代 1-5-4 社団法人 茂原市長生郡医師会	災害時の医療活動に関する協定	災害時に、医療救護活動の実施が必要な場合、医療救護班の派遣を要請できる。 ・傷病者に対する応急処置及び医療 ・医療機関への収容
2	H8. 2. 23	県内市町村及び千葉県	災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定	県内の市町村で相互応援を行う。 ・物資・施設の供給、人員派遣等の応援
3	H14. 11. 8	市原市八幡 813 株式会社せんだう	災害時における物資の供給に関する協定	災害発生後、応急措置のため緊急に物資の必要が生じた場合に供給する。
4	H19. 9. 10	新潟市南区清水 4501-1 NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における物資供給に関する協定	災害対策本部を設置後、町が必要な物資を提供する。
5	H20. 9. 12	茂原市茂原 661 社団法人千葉県エルピーガス協会 長夷支部	災害時における緊急対応生活物資等の供給に関する協定	災害対策本部を設置後、町が必要な物資を提供する。 ・液体石油ガス（プロパンガス）その他対応可能な物品
6	H21. 12. 7	千葉県茂原市東郷 1173-5 千葉土建 一般労働組合長生支部	災害時における災害応急対策に関する協定書及び費用負担に関する覚書	・災害時における救出救援活動 ・被災した収容施設の補修 ・その他町が必要な救急応急作業
7	H23. 2. 17	埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1 さいたま新都心合同庁舎 2 号館 国土交通省関東地方整備局	災害時の情報交換に関する協定	当該地域で災害の発生や発生の恐れがある場合、一般被害状況や公共土木施設等の情報を交換し、連絡員の派遣や必要に応じ、災害対策用機械の派遣をする。

No	協定日	締結先	協定名	内容
8	H24. 10. 1	千葉県土地家屋調査士会	災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書	<p>災害時に、職員と連携して被害家屋認定調査の補助を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発行した罹災証明書について町民からの相談の補助 ・建物滅失登記申請手続相談 ・土地境界復元等に関する相談
9	H24. 2. 15	山梨県笛吹市	災害時における相互応援に関する協定	<p>災害時に応急対策活動を円滑に遂行するため相互応援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧、医療、職員他要請のあった事項
10	H24. 7. 26	全国小さくても輝く自治体フォーラムの会	災害応急対策活動の相互応援に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・食料、飲料水、生活必需品、資機材の提供 ・被災者援護に係る職員の応援及び施設の利用 ・被災者の医療・防疫活動における職員の応援、医療品等の提供
11	H25. 3. 6	利根コカ・ユーラボトリング株式会社 茂原支店	災害用飲料水等の供給協力に関する協定 情報提供・災害対応型自動販売機設置に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時、災害の発生の恐れがある場合又は災害対策本部が設置された場合、災害対応型自動販売機内の飲料水を避難者等に提供【自販機内約 500 本】 ・自販機 1 台につき、555ml^ℓペットボトル 24 本入りを 50 箱＝1200 本提供 (R2. 4～)【町内 3 台設置＝900 本】
12	H27. 7. 1	一宮町一宮 1865 社会福祉法人一宮町社会福祉協議会	災害時における一宮町と社会福祉法人一宮町社会福祉協議会との協力体制に関する協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・町が行う救助・救急活動の実施への協力 ・避難者の誘導・避難所内の世話・業務 ・被災者に対する炊き出し、救援物資の配分等 ・要配慮者に対するコミュニケーション支援・話し相手・慰問 ・被災状況調査等、災害対策業務全般

No	協定日	締結先	協定名	内容
13	H27. 11. 16	一宮町宮原 693 一宮町建設業協力会	緊急災害対策業務協定書	災害発生時又は災害発生のおそれがある場合、道路、河川等の公共土木施設の機能の確保、回復のため迅速かつ対応する。
14	H29. 10. 24	茂原市茂原 248 日本郵便株式会社	一宮町と郵便局との包括連携協定書	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時における一宮町と郵便局との協定に関すること。 ・高齢者等の見守り活動に関すること。 ・地域安全に関すること。 ・一宮町「子ども 110 番」に関すること。 ・道路の損傷等の情報提供に関すること。 ・廃棄物等不法投棄の情報提供に関すること。
15	R2. 1. 10	東京都千代田区紀尾井町 1-3 ヤフー株式会社	災害に係る情報発信等に関する協定	<ul style="list-style-type: none"> ・町のホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載する。 ・防災情報をヤフーサービス上に掲載するなどして一般に周知を行う。 ・避難指示などの緊急情報、被害状況、ボランティア受け入れ、救援物資の情報等
16	R2. 3. 9	千葉県長生郡白子町五井 2371 株式会社アベクラ	災害時の救援物資の供給等の支援協力に関する協定書	<p>災害時に、町の要請に基づき、物資を調達する必要がある場合供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・段ボールベッド、間仕切り
17	R2. 3. 31	東京都中央区日本橋 3-12-2 株式会社アクティオ	災害時におけるレンタル資機材の優先供給に関する協定書	災害発生時、又は発生する恐れがあるとき、重機、発電機その他応急対策全般に係る資機材を供給する。
18	R2. 7. 1	木更津市貝渕 3-13-40 東京電力パワーグリッド木更津支社	災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定	<p>災害時の大規模停電等において、住民生活の安定を図るため、停電復旧を連携して対応に当たる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害物の撤去、連絡調整員の派遣、電源車の配備

No	協定日	締結先	協定名	内容
19	R2. 12. 18	千葉市中央区 4-13-10 千葉県行政書士会	災害時における支援協力に関する協定	災害時に、町の要請に基づき行政書士業務を行う。 ・罹災証明書の申請、仮設住宅の申込み、災害派遣等従事車両の申請等
20	R2. 12. 18	茂原市高師 1153 長生農業協同組合	災害時における駐車場使用の協力に関する協定	社会福祉協議会が災害ボランティアセンターを設置した場合、長生農協が所有する土地について、駐車場としての使用を要請することができる。
21	R2. 12. 18	茂原市高師 1153 長生農業協同組合	災害時における物資の供給等の協力に関する協定	災害時に、町の要請に基づき、食糧の提供、食糧等の集積場所としての施設提供、人的協力、燃料の提供等その他可能な範囲で、物資の供給を行う。
22	R3. 2. 1	千葉市中央区問屋町 1-35 株式会社千葉薬品	災害時における応急物資の供給等に関する協定	災害時に、町の要請に基づき、医薬品、食糧、生活必需品等の調達及び供給を行う。
23	R3. 4. 1	一宮町一宮 10000 ホテル一宮シーサイドオーツカ	災害時における施設等の利用に関する基本協定	災害時に町の指定避難所のみでは対応が困難である場合、施設を避難所又は一時避難場所として、また、被災者に対して入浴施設を利用できるようにする。
24	R3. 10. 14	千葉市中央区南町 2 丁目 18 番 6 号 株式会社ゼンリン 東京第二支社	災害時における地図製品等の供給等に関する協定書	災害対策本部設置時に、地図製品等の供給を行う。 ・協定締結後、住宅地図、広域図を役場内で保管しておく。 ・地図等の更新はゼンリンの負担で行う。
25	R3. 12. 9	一宮町一宮 10024 株式会社くじゅうくり	災害時における施設等の利用に関する基本協定	災害時に町の指定避難所のみでは対応が困難である場合、施設を避難所又は一時避難場所として、また、被災者に対して入浴施設を利用できるようにする。
26	R3. 12. 15	東京都千代田区丸の内 1-4-1 株式会社ナガワ	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	災害時に、発電機。バックホウ、水中ポンプ、ストーブ、仮設トイレ、仮設ハウス等を提供する。
27	R41. 21	東京都千代田区神田川小川町 2-10 NPO 法人ロボットビジネス支援機構	災害時支援協定	災害時に、ドローン等のロボットの調達及び人員を提供する。

No	協定日	締結先	協定名	内容
28	R4. 3. 28	千葉市中央区中央 4-7-4 三井住友海上火災保険株式会社	損害調査結果の提供及び利用に関する協定	自然災害による住民の被害に関するデータを提供する。
29	R4. 11. 22	東京都千代田区一番町 6 番地 株式会社ミューチュアル・エイド・セオリー	災害時の物資の保管等に関する協定	1 人が 72 時間生きるために必要な救援物資を 1 箱に梱包した G72BOX が町に配備される。

2-3 千葉県消防広域応援隊運用要綱

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

目次

- 第一章 総 則
- 第二章 消防広域応援体制の確立
- 第三章 費用負担
- 第四章 教育訓練
- 第五章 その他

第一章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号。以下「法」という。）第43条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。
- (2)「被災地」とは、法第43条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。
- (3)「現地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。
- (4)「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
- (5)「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。
- (6)「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

(千葉県消防広域応援隊の登録)

第3条 知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

- 2 登録する千葉県消防広域応援隊については、法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。
- 3 知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

(千葉県消防広域応援隊の基本的な編成)

第4条 千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図1のとおりとする。

- 2 基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。(別表1)

第二章 消防広域応援体制の確立

(消防広域応援体制確立の指示)

第5条 知事は、法第43条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の長及び現地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。(別記様式1)

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

- (1) 被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。
 - (2) 首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。
 - (3) 本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。
 - (4) 特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。
 - (5) 被災地及び現地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。
- 2 前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。
ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。
- 3 千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。
- 4 情報連絡系統は、別図2のとおりとする。
- 5 要請手順は、別図3のとおりとする。

(消防広域応援体制の終了)

第6条 知事は、災害の推移により被災地の長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

第三章 費用負担

(千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担)

第7条 第5条第1項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当

及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。

(1) 千葉県の負担とするもの

- ア 特殊勤務手当
- イ 時間外勤務手当
- ウ 管理職員特別勤務手当
- エ 夜間勤務手当
- オ 休日勤務手当
- カ 旅費
- キ 応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料
- ク 役務費
- ケ 当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- コ 応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費

(2) 前号の応援活動に係る経費については、別に定めるところにより県が負担するものとする。

2 応援市町村の負担とするもの

- (1) 公務災害補償に要する経費
- (2) 被災地等への移動中及び被災地等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- (3) 前項及び前各号以外の人件費その他の経費

3 被災地が負担とするもの

- (1) 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
- (2) 応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費

4 前各項以外の費用は、原則として被災地の負担とする。

第四章 教育訓練

（教育訓練）

第8条 知事は、法第43条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。

第五章 その他

（関係行政機関との連絡調整）

第9条 知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表2）

（千葉県消防広域応援隊旗）

第10条 知事は、千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。

2 千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

(その他)

第 11 条 その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 12 月 16 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 7 月 3 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 5 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 5 月 20 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 5 月 18 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 10 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 7 日から施行する。

千葉県消防広域応援隊 出動連絡

応援市町村の長

広域応援統括消防機関 消防長 様

千葉県消防広域応援隊登録消防機関 消防長

千葉県知事

_____年 _____月 _____日 _____時 _____分頃、_____市・町・村において、
下記のとおり消防組織法第 43 条の規定に基づく非常事態が発生したので、
迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

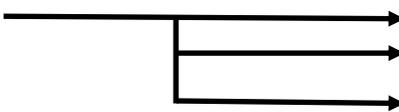
1. 発生日時 _____年 _____月 _____日 _____時 _____分頃

2. 発生場所 _____市・町・村

3. 災害種別 (災害内容) _____

4. その他

【要請方法】 (県防災行政無線 F A X による一斉要請)

(発) 千葉県  ① 応援市町村
② 広域応援統括消防機関
③ 千葉県消防広域応援隊登録消防機関

基本的な部隊編成

別表 1

災害種別	部隊種類	広域応援統括指揮隊	ブロック方面隊					航空部隊	水上部隊	特別災害対応部隊										
			ブロック方面指揮	消火部隊	救助部隊	救急部隊	後方支援部隊			特殊災害部隊			特殊装備隊							
										毒劇物等対応	大規模危険物火災対応隊	密閉空間火災対応隊	震災対応特殊車両隊	その他特殊装備隊						
														はしご車隊	電源照明車隊	大型水槽車隊	空気ボンベ充填車隊	衛星通信装備隊	特別高度工作車隊	その他の特殊装備隊
大規模地震災害	○	○	○	○	○	○	○				△	○	△	△	△	△	△	△	△	△
大規模風水害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	△	△	
大規模火災	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△	△	△	△	△	○	
特殊災害	NBC災害	○								○					△	△	△	△	△	
	大規模危険物火災	○	△	△	△	△	△	○	△		○	△	△	△	△	△	△	△	△	
	大規模航空機事故災害	○	○	○	○	○	○	○			△	△	△	△	△	△	△	△	○	
	大規模列車事故災害	○	○	○	○	○	○	○				△	△	△	△			△	○	

【凡例】 ○ 原則として出動
 △ 災害状況に応じて出動

関係機関連絡先（情報連絡窓口）（R3.4.1 現在）

別表 2

1. 総務省消防庁

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	消防防災無線 (電話)	消防防災無線 (FAX)	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス		
広域応援室	昼間	広域応援室	03-5253-7527	03-5253-7537	120-90-49013	120-90-49033	048-500-90-49013	048-500-90-49033	kinentai0119@soumu.go.jp		
	夜間(休日)	宿直室	03-5253-7777	03-5253-7553	120-90-49102	120-90-49036	048-500-90-49102	048-500-90-49036			

2. 千葉県

名称	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防無線 呼出名称	広域応援時に使用 する無線局
防災危機管理部 危機管理課	昼間	災害対策室	043-223-2175	043-222-1127	500-7319 500-7320	500-7298	012-500-7320	012-500-7298	bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp	ちばけんしょうぼう ちょうせいほんぶ	
	夜間(休日)	危機管理課 (情報通信管理室)	043-223-2178	043-222-5219	500-7225	500-7110	012-500-7225	012-500-7110			

3. 広域応援統括消防機関

消防機関	時間帯別	連絡要請 窓口	(NTT)電話	(NTT)FAX	県防災行政無線 電話	県防災行政無線 FAX	地域衛星通信 ネットワーク(電話)	地域衛星通信 ネットワーク(FAX)	メールアドレス	消防(局)本部 無線呼出名称	広域応援時に消防 (局)本部内で使用 する無線局
千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1647	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしょうぼう	ちば101
	夜間(休日)	指令課	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669		遠制千葉消防	千葉101
		救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			

4. 県内消防機関

ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局	
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX				
第1ブロック	☆千葉市消防局	昼間	警防課	043-202-1647	043-202-1654	101-800-3111	101-800-3109	012-101-800-3111	012-101-800-3109	keibo.FPD@city.chiba.lg.jp	えんせいちばしやうぼう	ちば101
		夜間	指令課	043-223-1831	043-202-1678	101-800-3690	101-800-3669	012-101-800-3690	012-101-800-3669		遠制千葉消防	千葉101
			救急課	043-202-1657	043-202-1659	101-800-3211	101-800-3209	012-101-800-3211	012-101-800-3209			
	◎船橋市消防局	昼間	警防指令課	047-435-1190	047-435-7878	204-731	204-732	012-204-731	012-204-732	sho-keibo@city.funabashi.lg.jp	えんせいふなばしやうぼう	ふなばし100
	夜間	047-435-1186		047-432-8229	遠制船橋消防						船橋100	
習志野市消防本部	昼間	警防課	047-452-1212	047-451-6569	605-721	605-722	012-605-721	012-605-722	keibou-f@city.narashino.lg.jp	えんせいならしのしやうぼう	ならしの1	
○市原市消防局	昼間	警防救急課	0436-22-8117	0436-21-6874	219-731	219-732	012-219-731	012-219-732	keibou@city.ichihara.lg.jp	えんせいいちはらしやうぼう	いちはら501	
	夜間		0436-23-0119							遠制市原消防	市原501	
八千代市消防本部	昼間	警防課	047-459-7805	047-459-2446	608-721	608-722	012-608-721	012-608-722	keibou1@city.yachiyo.lg.jp	えんせいやちしやうぼう	やちしやうぼう2	
	夜間									shirei1@city.yachiyo.lg.jp	遠制八千代消防	八千代消防2
第2ブロック	銚子市消防本部	昼間	消防総務課	0479-22-3296	0479-20-5085	602-721	602-722	012-602-721	012-602-722	cfd-keibou2@city.choshi.lg.jp	えんせいちやしやうぼう	ちよし501
		夜間	通信情報班	0479-22-0119	0479-23-0119						cfd-honsho1@city.choshi.lg.jp	遠制銚子消防
	○成田市消防本部	昼間	指揮指令課	0476-20-1593	0476-24-4828	211-731	211-732	012-211-731	012-211-732	keibo@city.narita.lg.jp	えんせいなりたしやうぼう	なりたほんぶ301
		夜間									shirei@city.narita.lg.jp	遠制成田消防
	旭市消防本部	昼間	警防課通信班	0479-63-0119	0479-63-7769	621-721	621-722	012-621-721	012-621-722	asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp	えんせいあさひしやうぼう	あさひほんぶ501
		夜間									asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp	遠制旭消防
	四街道市消防本部	昼間	警防課	043-422-0119	043-423-7212	614-721	614-722	012-614-721	012-614-722	yshobokeibo@city.yotsukaido.lg.jp	えんせいやつかいしやうぼう	やつかいどう501
		夜間	消防署指揮指令係								yshobosho@city.yotsukaido.lg.jp	遠制四街道消防
	富里市消防本部	昼間	通信班	0476-92-1311	0476-93-9949	618-721	618-722	012-618-721	012-618-722	syobo@city.tomisato.lg.jp	えんせいとみさとしやうぼう	とみさと501
		夜間									tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp	遠制富里消防
	栄町消防本部	昼間	通信指令室	0476-95-0119	0476-95-7630	629-721	629-722	012-629-721	012-629-722	shoubou@town.sakae.chiba.jp	えんせいさかえしやうぼう	さかえほんぶ501
	香取広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	情報管理室	0478-52-0119	0478-52-1198	619-721	619-722	012-619-721	012-619-722	keibou@fd-katori.jp	えんせいかとりしやうぼう	かとり601
夜間		sirei_o@fd-katori.jp									遠制香取消防	香取601
匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	昼間	警防課	0479-72-0119	0479-72-1119	622-721	622-722	012-622-721	012-622-722	keibo@sosa119.jp	えんせいそうさしやうぼう	そうさほんぶ501	
	夜間	警防課指令班								shirei@sosa119.jp	遠制匝瑳消防	匝瑳本部501
◎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部	昼間	指揮指令課	043-481-1119	043-485-2310	625-721	625-722	012-625-721	012-625-722	keibouka@119-sys.jp	えんせいさくらしやうぼう	さくらほんぶ703	
	夜間									shikishirei@119-sys.jp	遠制佐倉消防	佐倉本部703
印西地区消防組合消防本部	昼間	指揮指令課	0476-46-9981	0476-46-9986	626-721	626-722	012-626-721	012-626-722	keibou-inzaichiku@nifty.com	えんせいいんざいしやうぼう	いんざいほんぶ501	
	夜間									shirei-inzaichiku@nifty.com	遠制印西消防	印西本部501

ブロック及び構成消防本部 ☆印…統括消防機関 ◎印…幹事消防機関 ○印…幹事代行消防機関	連絡先		NTT回線		県防災行政無線		地域衛星通信ネットワーク		メールアドレス	消防(局)本部無線呼出名称	広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局	
			電話	FAX	電話	FAX	電話	FAX				
第3ブロック	○木更津市消防本部	昼間	警防課	0438-23-9184	0438-23-9096	206-731	206-732	012-206-731	012-206-732	sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきさらづしょうぼう	きさらづ501
		夜間	作戦室	0438-22-0119	0438-22-0151					sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp	えんせいきさらづしょうぼう	遠制木更津消防
	君津市消防本部	昼間	本署	0439-53-0119	0439-57-0119	611-723	611-722	012-611-723	012-611-722	kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう	きみつほんぶ501
		夜間								kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp	えんせいきみつしょうぼう	遠制君津消防
	富津市消防本部	昼間	消防署	0439-88-0119	0439-88-6500	612-721	612-722	012-612-721	012-612-722	mb042@city.futtsu.lg.jp	えんせいふつしょうぼう	ふつつ501
		夜間								遠制富津消防	富津501	
	袖ヶ浦市消防本部	昼間	警防課	0438-64-0119	0438-62-9729	615-721	615-722	012-615-721	012-615-722	sfdkeibo@wing.ocn.ne.jp	えんせいそでがらしょうぼう	そでがら ちゅうおう114
		夜間	指揮統制班							sfdshirei@miracle.ocn.ne.jp	えんせいそでがらしょうぼう	遠制袖ヶ浦消防
安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-22-2233	0470-22-2905	627-721	627-722	012-627-721	012-627-722	tuusin02@awakouiki.jp	えんせいあわしょうぼう	たてやま501	
	夜間								遠制安房消防	館山501		
長生郡市広域市町村圏組合消防本部	昼間	指揮情報係	0475-24-0119	0475-25-8448	623-721	623-722	012-623-721	012-623-722	fd.shirei@choseikouiki.jp	えんせいちゅうせいしょうぼう	ちようせいちゅうおう501	
	夜間								遠制長生消防	長生中央501		
◎山武郡市広域行政組合消防本部	昼間	指令課	0475-55-0119	0475-50-2501	628-721	628-722	012-628-721	012-628-722	fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp	えんせいさんぶしょうぼう	さんぶほんぶ	
	夜間								遠制山武消防	山武本部501		
夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部	昼間	警防課	0470-80-0119	0470-82-5000	624-721	624-722	012-624-721	012-624-722	shirei@isumi-fd.jp	えんせいいすみしょうぼう	いすみほんぶ202	
	夜間								遠制夷隅消防	夷隅本部202		
第4ブロック	○市川市消防局	昼間	指令課	047-333-2118	047-335-8181	603-721	603-722	012-603-721	012-603-722	keibo@city.ichikawa.lg.jp	えんせいいちかわしょうぼう	いちかわけいびほんぶ1
		夜間								shirei@city.ichikawa.lg.jp	えんせいいちかわしょうぼう	遠制市川消防
	◎松戸市消防局	昼間	警防課	047-363-1115	047-363-1138	604-721	604-722	012-604-721	012-604-722	mcfckeibou@city.matsudo.lg.jp	えんせいまつどうしょうぼう	まつどきよかほん2
		夜間		047-363-1117	047-363-1140							
	野田市消防本部	昼間	通信室	04-7124-0119	04-7197-1411	208-731	208-732	012-208-731	012-208-732	syoukeibou@city.noda.lg.jp	えんせいのだしょうぼう	のださいたい1
		夜間								ml-syoukeibou@city.noda.lg.jp	えんせいのだしょうぼう	遠制野田消防
	柏市消防局	昼間	警防課	04-7133-0117	04-7133-4000	606-721	606-722	012-606-721	012-606-722	keibo1@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう	かしわけいびょうほう2
		夜間	指揮統制課	04-7133-8793	04-7133-8795					shikitosei@city.kashiwa.chiba.jp	えんせいかしわしょうぼう	遠制柏消防
流山市消防本部	昼間	消防防災課	04-7158-0151	04-7159-0889	607-721	607-722	012-607-721	012-607-722	shirei@city.nagareyama.lg.jp	えんせいながれやましょうぼう	ながれやま201	
	夜間								chushoubou@city.nagareyama.lg.jp	えんせいながれやましょうぼう	遠制流山消防	流山201
我孫子市消防本部	昼間	警防課	04-7181-7701	04-7184-0120	609-721	609-722	012-609-721	012-609-722	abk_keibou@city.abiko.lg.jp	えんせいあびこしょうぼう	あびこほんぶ501	
	夜間	指揮統制室	04-7184-0119	04-7184-0165					abk_tsuushinshitsu@city.abiko.lg.jp	えんせいあびこしょうぼう	遠制我孫子消防	我孫子本部501
鎌ヶ谷市消防本部	昼間	警防課	047-444-3235	047-445-1224	610-721	610-722	012-610-721	012-610-722	honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしやしょうぼう	かまがけいびょうほう1	
	夜間	鎌ヶ谷消防署	047-444-3221	047-442-7119					shirei119@city.kamagaya.lg.jp	えんせいかまがやしやしょうぼう	遠制鎌ヶ谷消防	鎌ヶ谷警防資材1
浦安市消防本部	昼間	警防課	047-304-0119	047-352-3597	613-721	613-722	012-613-721	012-613-722	fd.keibo@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやすしょうぼう	うらやす1	
	夜間	署指揮指令係							fd.sho@city.urayasu.lg.jp	えんせいうらやすしょうぼう	遠制浦安消防	浦安1

5. 千葉県内市町村

(R3.4.1 現在)

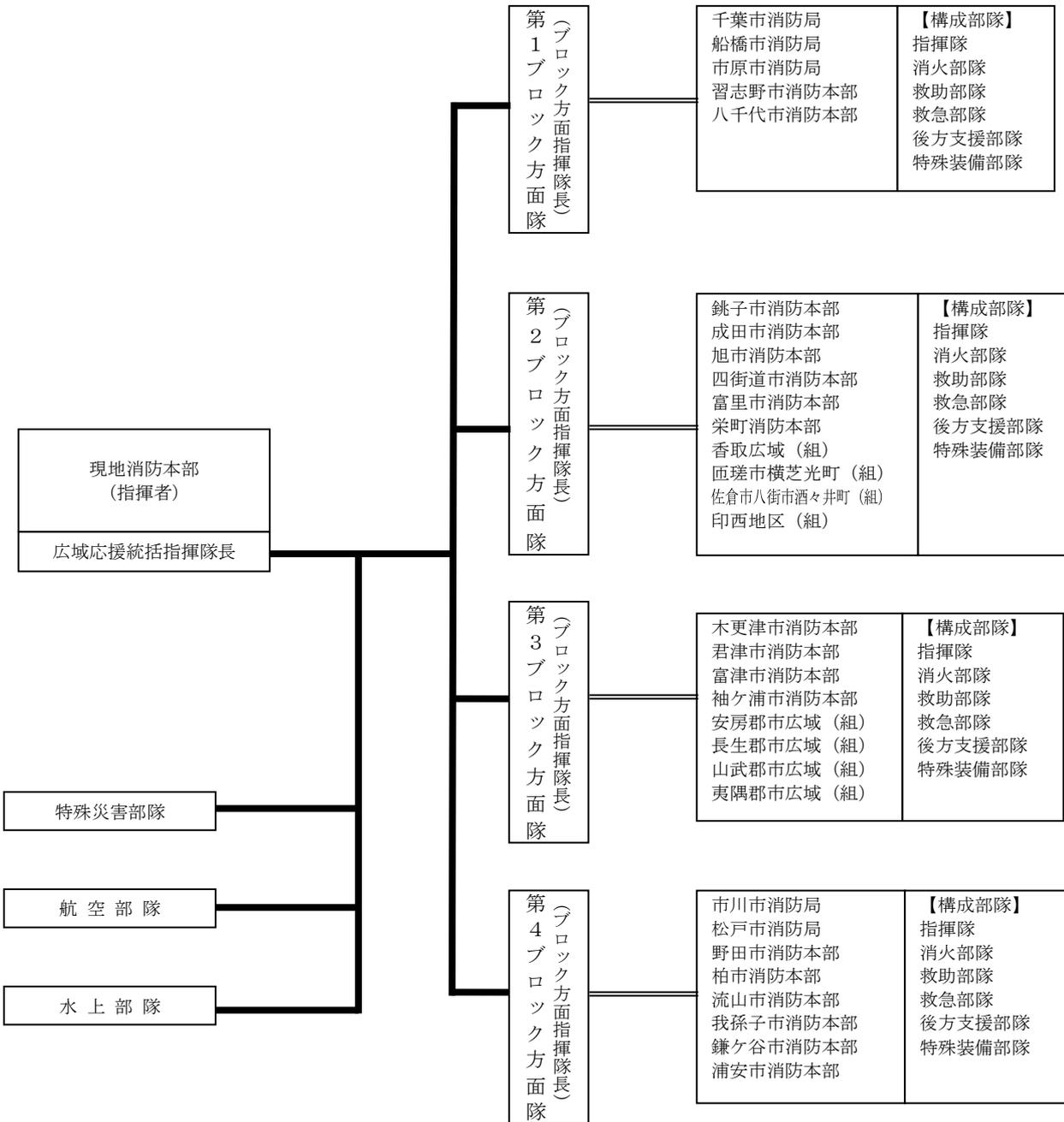
支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(012:地域衛星通信)		管轄消防(局)本部	
				電話	F A X	電話	F A X		
千葉支部	千葉市	昼間	防災対策課	043-245-5113	043-245-5552	100-721	100-722	千葉市消防局	
		夜間							
	市原市	昼間	危機管理課	0436-23-9823	0436-23-9556	219-721	219-722	市原市消防局	
		夜間	守衛室	0436-22-1111	-				
葛南地域振興事務所	市川市	昼間	危機管理課	047-712-8563	047-712-8791	203-721.723.724	203-722	市川市消防局	
		夜間	守衛室	047-712-8691	-				
	船橋市	昼間	危機管理課	047-436-2032	047-436-2030	204-721.795	204-722	船橋市消防局	
		夜間	(船橋消防)	047-435-1186	047-432-8229				
	習志野市	昼間	危機管理課	047-453-9211	047-453-9386	216-721.723	216-722	習志野市消防本部	
		夜間							
	八千代市	昼間	危機管理課	047-483-1151	047-483-1094	221-721.723	221-722	八千代市消防本部	
		夜間	守衛室	047-483-1151	-				
	浦安市	昼間	危機管理課	047-351-1111	047-355-6239	227-721	227-722	浦安市消防本部	
		夜間	守衛室	047-351-1111	047-381-4028				
	東葛飾地域振興事務所	松戸市	昼間	総務部危機管理課	047-366-7309	047-368-0202	207-721.723	207-722	松戸市消防局
			夜間	守衛室	047-366-7300	047-364-3295			
野田市		昼間	防災安全課	04-7136-1779	04-7123-1737	208-721	208-722	野田市消防本部	
		夜間	守衛室	04-7125-1111	04-7123-1737				
柏市		昼間	防災安全課	04-7167-1115	04-7163-2188	217-721	217-722	柏市消防局	
		夜間	守衛室	04-7167-5551					
流山市		昼間	防災危機管理課	04-7150-6312	04-7158-6696	220-721	220-722	流山市消防本部	
		夜間	財産活用課	04-7158-1180	-				
我孫子市		昼間	市民安全課	04-7185-1843	04-7185-5777	222-721	222-722	我孫子市消防本部	
		夜間							
鎌ヶ谷市		昼間	安全対策課	047-498-5240	047-498-5241	224-721	224-722	鎌ヶ谷市消防本部	
		夜間							

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(O 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
印旛地域 振興事務所	成田市	昼間	危機管理課	0476-20-1523	0476-20-1687	211-721	211-722	成田市消防本部
		夜間	守衛室	0476-22-1111				
	佐倉市	昼間	危機管理課	043-484-6131	043-486-2502	212-721	212-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間	守衛室	043-484-1111				
	四街道市	昼間	危機管理室	043-421-6102	043-424-8922 043-423-7212	228-721	228-722	四街道市消防本部
		夜間	(四街道消防)	043-422-0119				
	八街市	昼間	防災課	043-443-1119	043-444-0815	230-721	230-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部
		夜間		080-1169-7373				
	印西市	昼間	防災課危機管理室	0476-33-4428	0476-42-5800	231-721	231-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間	守衛室	0476-42-5111				
	白井市	昼間	危機管理課	047-401-4650	047-491-3554	232-721.723	232-722	印西地区消防組合 消防本部
		夜間		080-7484-5946				
	富里市	昼間	防災課	0476-93-1114	0476-93-9954	233-721	233-722	富里市消防本部
		夜間	警備室	0476-93-1111				
酒々井町	昼間	総務課	043-496-1171	043-496-5455	322-721	322-722	佐倉市八街市酒々井町 消防組合消防本部	
	夜間							
栄町	昼間	安全対策推進室	0476-95-1111	0476-95-4274 0476-95-7630	329-721 629-721	329-722 629-722	栄町消防本部	
	夜間	栄消防	0476-95-0119					
香取地域 振興事務所	香取市	昼間	総務部総務課	0478-50-1201	0478-52-4566	209-721.723	209-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	財政課	0478-54-1111				
	神崎町	昼間	総務課	0478-72-2111	0478-72-2110 0476-24-4368	342-721.723	342-722	成田市消防本部
		夜間	(成田消防)	0476-20-1593				
	多古町	昼間	総務課	0479-76-2611	0479-76-7144 0478-52-1198	347-721	347-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
	東庄町	昼間	総務課	0478-86-1111	0478-86-2312 0478-52-1198	349-721	349-722	香取広域市町村圏 事務組合消防本部
		夜間	(香取広域消防)	0478-52-0119				
海匝地域 振興事務所	銚子市	昼間	危機管理室	0479-24-8193	0479-25-0277	202-721	202-722	銚子市消防本部
		夜間	警備員室	0479-24-8181				
	旭市	昼間	総務課	0479-62-5311	0479-63-4946	215-21.723.724	215-722	旭市消防本部
		夜間	警備員室	0479-62-1212				
	匝瑳市	昼間	総務課	0479-73-0084	0479-72-1114	214-721.723	214-722	匝瑳市横芝光町 消防組合消防本部
		夜間						

支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(0 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
長生地域振興事務所	茂原市	昼間	総務課	0475-23-2111	0475-20-1602	210-721	210-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-23-2111				
	一宮町	昼間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	総務課	0475-42-2111	0475-42-2465	421-721	421-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
	睦沢町	昼間	総務課	0475-44-2500	0475-44-1729	422-721	422-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-44-1111				
	長生村	昼間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	総務課	0475-32-2111	0475-32-1194	423-721	423-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
	白子町	昼間	総務課	0475-33-2110	0475-33-4132	424-721	424-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿直室	0475-33-2111				
	長柄町	昼間	総務課	0475-35-2111	0475-35-4732	426-721	426-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部
		夜間	宿日直室					
長南町	昼間	総務課総務室	0475-46-2111	0475-46-1214	427-721	427-722	長生郡市広域市町村圏組合消防本部	
	夜間	宿日直室			427-723			
山武地域振興事務所	東金市	昼間	消防防災課	0475-50-1226	0475-50-1299	213-721	213-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備	0475-50-1111				
	山武市	昼間	消防防災課	0475-80-1116	0475-82-2107	236-721	236-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備室					
	大網白里市	昼間	安全対策課	0475-70-0303	0475-72-8454	402-721. 723	402-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員					
	九十九里町	昼間	総務課	0475-70-3107	0475-70-3188	403-721	403-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
	芝山町	昼間	総務課	0479-77-3903	0479-77-3957	409-721	409-722	山武郡市広域行政組合消防本部
		夜間	警備員室					
横芝光町	昼間	環境防災課	0479-84-1216	0479-84-2713	381-721	381-722	匝瑳市横芝光町消防組合消防本部	
	夜間	警備員						
夷隅地域振興事務所	勝浦市	昼間	総務課	0470-73-6640	0470-73-3937	218-721	218-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	警備室	0470-73-1211				
	いすみ市	昼間	危機管理課	0470-62-2000	0470-63-1252	234-721. 723	234-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	宿日直室	0470-62-1111				
	大多喜町	昼間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	総務課	0470-82-2111	0470-82-4461	441-721	441-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
	御宿町	昼間	総務課	0470-68-2511	0470-68-3293	443-721	443-722	夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部
		夜間	総務課					

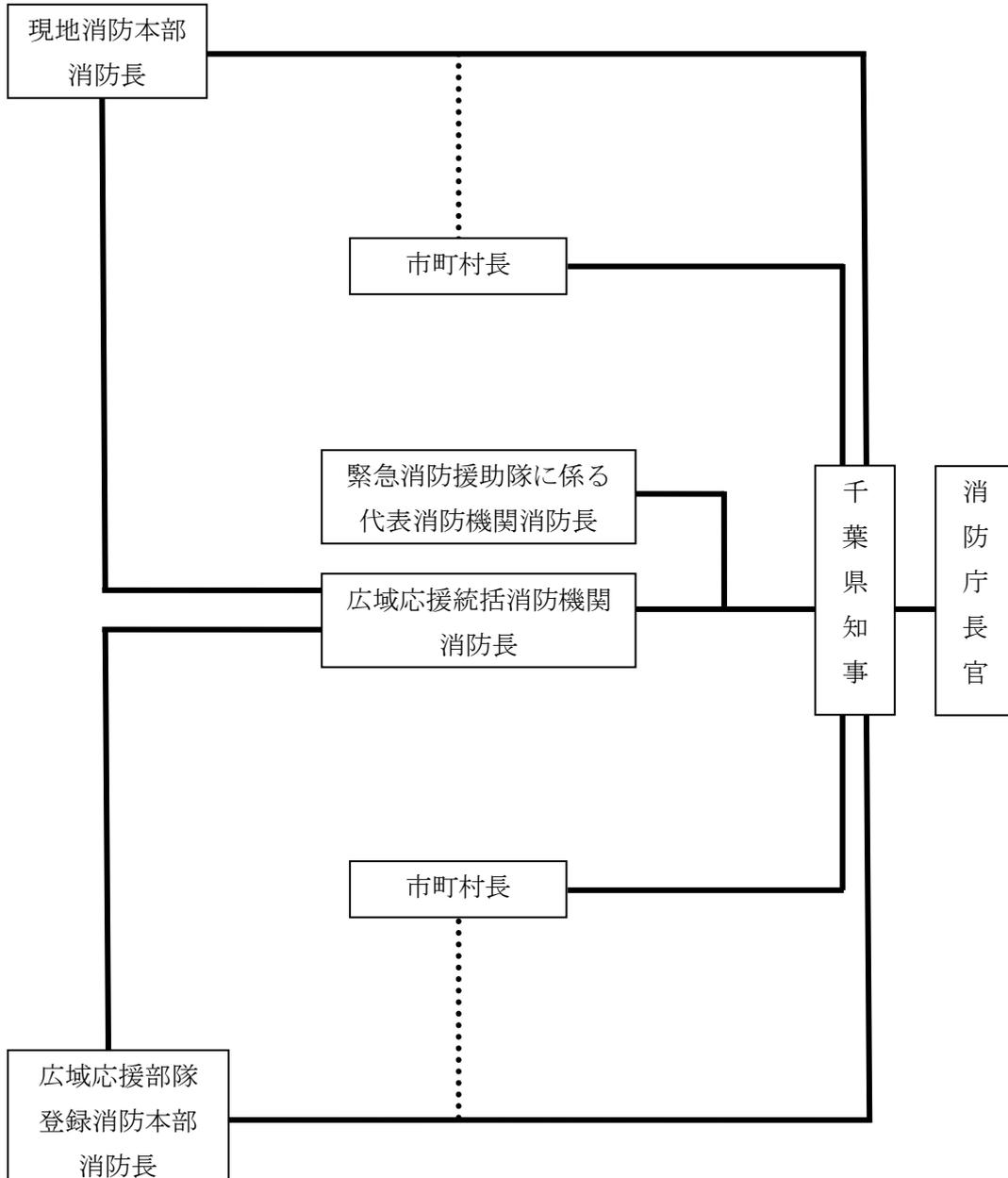
支部・地域振興事務所別	市町村	時間帯別	連絡窓口	N T T		県防災行政無線(0 1 2 : 地域衛星通信)		管轄消防(局)本部
				電話	F A X	電話	F A X	
君津地域 振興事務所	木更津市	昼間	危機管理課	0438-23-8194	0438-25-1351	206-721.723	206-722	木更津市消防本部
		夜間	守衛室	0438-23-7111	-			
	君津市	昼間	危機管理課	0439-56-1290	0439-56-1404	225-721	225-722	君津市消防本部
		夜間	警備室	0439-56-1453				
	富津市	昼間	防災課	0439-80-1266	0439-80-1350	226-721.723	226-722	富津市消防本部
		夜間	警備室		-			
	袖ヶ浦市	昼間	防災安全課	0438-62-2119	0438-62-5916	229-721	229-722	袖ヶ浦市消防本部
		夜間	守衛日直室					
安房地域 振興事務所	館山市	昼間	危機管理課	0470-22-3442	0470-22-8901	205-721	205-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-22-3111	0470-23-3115			
	鴨川市	昼間	危機管理課	04-7093-7833	04-7093-3626	223-721	223-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	警備員室	04-7092-1111	04-7093-7851			
	南房総市	昼間	消防防災課	0470-33-1052	0470-33-2323	235-721	235-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室					
	鋸南町	昼間	総務企画課総務管理室	0470-55-4801	0470-55-1342	463-721	463-722	安房郡市広域市町村 圏事務組合消防本部
		夜間	宿直室	0470-55-2111				

基本的な出動編成 別図 1



情報連絡系統別図2

【被災地側】



【応援側】

知事の指示による出動要請等実施順



千葉県

○千葉県から広域応援消防機関及び各消防（局）本部へ
「千葉県消防広域応援出動連絡（要綱：別記様式1）」を送信する。

知事指示

①応援側消防本部

②被災地消防本部

①応援側消防本部から広域応援消防機関へ

広域応援出動連絡表（基本計画：様式2）」を送信する。

千葉県から別記様式1を受信した場合、各消防本部は、出動の可否にかかわらず基本計画 様式2を広域応援消防機関に送信する。

※ ファックス送信先： 第1、4ブロック→千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）
第2ブロック→千葉市消防局警防部救急課（101-800-3209）
第3ブロック→千葉市消防局警防部指令課（101-800-3669）

※ 電子メール送信先： 千葉市消防局警防部警防課（keibo.FPD@city.chiba.lg.jp）

②被災地消防本部から広域応援消防機関へ

別記様式1に記載された発生場所を管轄する消防本部は、「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を広域応援消防機関に送信する。

※ 送信先： 千葉市消防局警防部警防課（101-800-3109）

① 応援可否状況
② 応援要請

広域応援消防機関

①広域応援消防機関から全消防本部へ

「千葉県消防広域応援要請書（基本計画：様式1に必要事項を記入）」を送信する。

②広域応援消防機関から千葉県及び全消防（局）本部へ

「広域応援部隊出動状況連絡表（基本計画：様式3）」を送信する。

① 応援要請
② 出動状況

ブロック幹事消防機関

○ブロック幹事消防機関からブロック内の全消防本部及び広域応援消防機関へ

「基本計画：様式1（必要事項を記入）」を送信する。

出動連絡

広域応援消防機関

○広域応援消防機関から千葉県へ

「基本計画：様式1」を送信する。（ブロック幹事消防機関から受信したものを転送する。）

千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第 43 条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第 10 条第 2 項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

1 千葉県消防広域応援隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色 地 水色

県章 黒

消防章 黄

文字 千葉県消防広域応援隊 赤

2 広域応援統括指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色 地 白

県章 黒

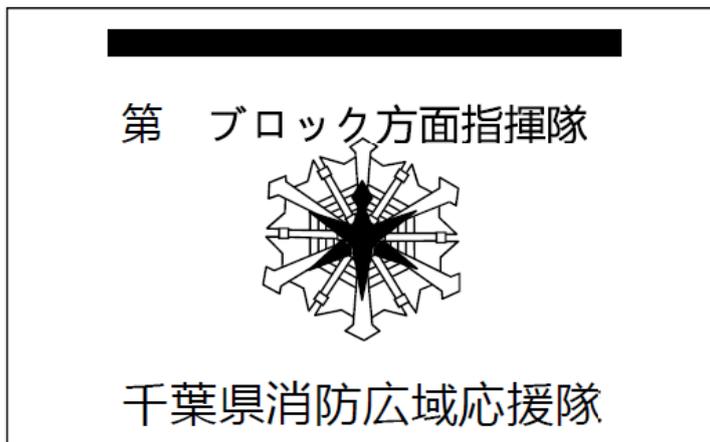
消防章 黄

文字 広域応援統括指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 4本

3 ブロック方面指揮隊旗



サイズ 縦 70 cm×横 100 cm

彩色 地 白

県章 黒

消防章 黄色

文字 第 ブロック方面指揮隊 黒

千葉県消防広域応援隊 赤

線 黄 1本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。

(平成23年9月20日 防第515号)

1 広域応援統括指揮隊腕章

(1) 広域応援統括指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア) 地 白色 (反射素材)

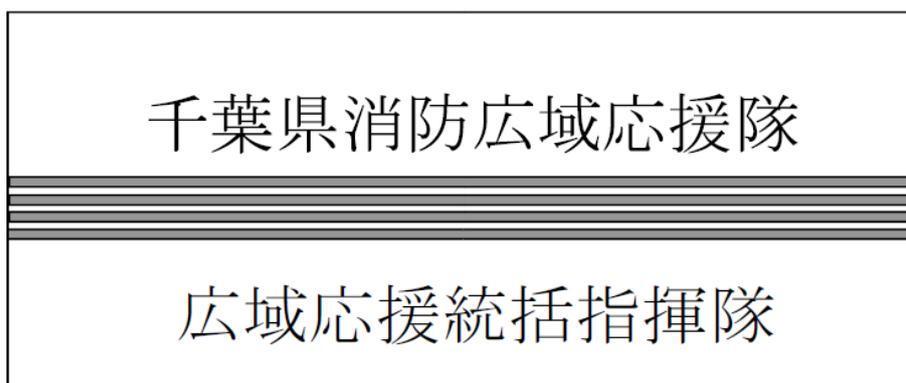
(イ) 県記章 黒色

(ウ) 消防章 黄色

(エ) 文字 黒色

(オ) 線 赤色 (4本)

(2) 広域応援統括指揮隊員



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

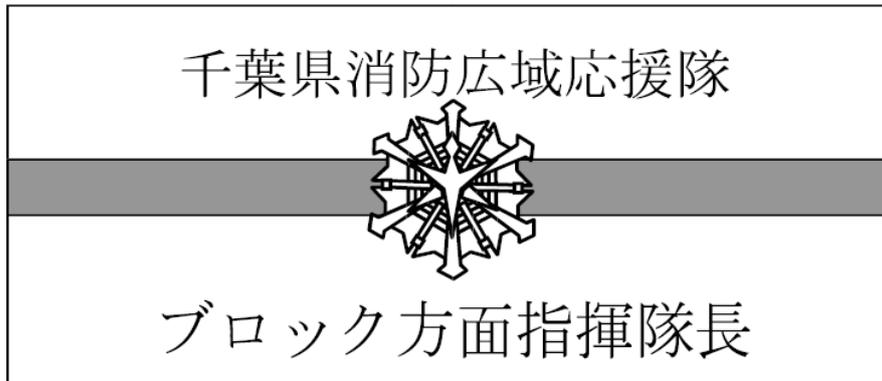
(ア) 地 白色 (反射素材)

(イ) 文字 黒色

(ウ) 線 赤色 (4本)

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1) ブロック方面指揮隊長



ア サイズ 縦11cm×横45cm

イ 彩色

(ア) 地 白色 (反射素材)

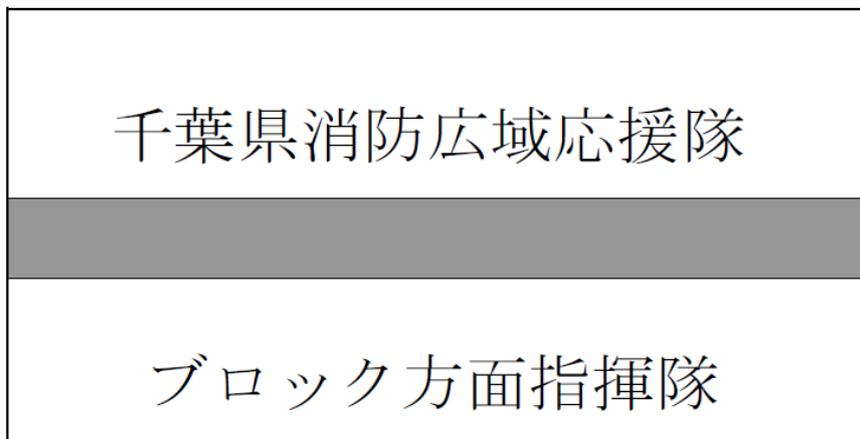
(イ) 県記章 黒色

(ウ) 消防章 黄色

(エ) 文字 黒色

(オ) 線 赤色 (1本)

(2) ブロック方面指揮隊員



ア サイズ 縦 11cm×横 45cm

イ 彩色

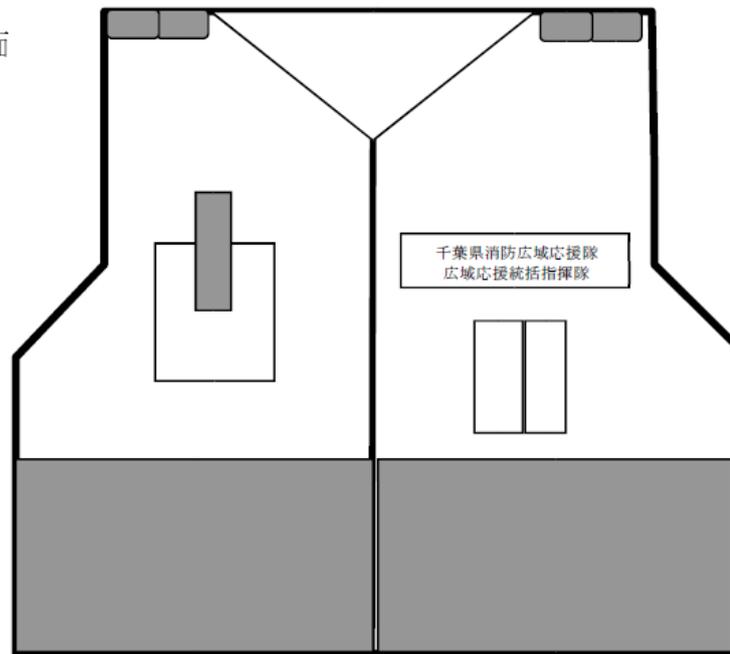
(ア) 地 白色 (反射素材)

(イ) 文字 黒色

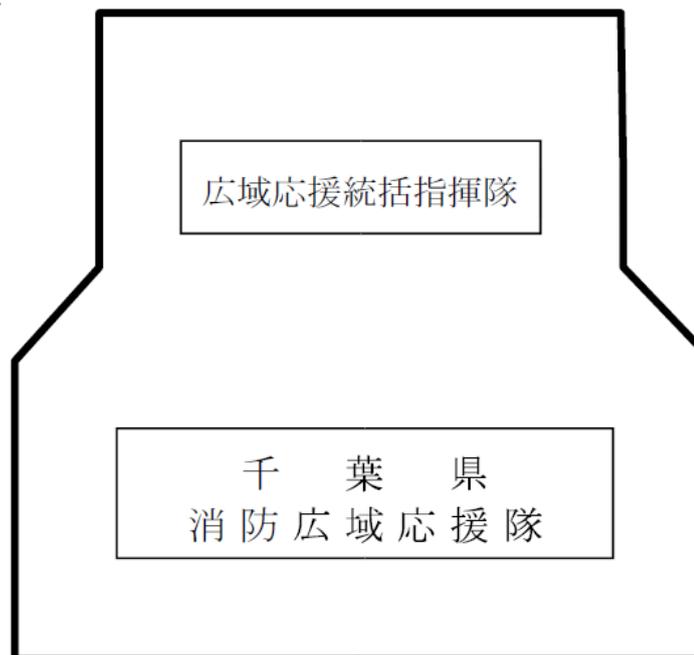
(ウ) 線 赤色 (1本)

3 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面



・背面



- (1) 彩色 (生地:メッシュ素材)
紺色、オレンジ色 (前面下部)
- (2) 名入れ (左胸・背面上下の3箇所)
 - ア 地 灰色 (反射素材)
 - イ 文字 黒色

2-4 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱

	昭和 61 年 5 月 30 日	消防救第 61 号
改正	平成 4 年 3 月 23 日	消防救第 39 号
改正	平成 5 年 3 月 26 日	消防救第 36 号
改正	平成 5 年 5 月 14 日	消防救第 66 号
改正	平成 6 年 4 月 1 日	消防救第 45 号
改正	平成 7 年 6 月 12 日	消防救第 83 号
改正	平成 8 年 6 月 28 日	消防救第 127 号
改正	平成 8 年 11 月 7 日	消防救第 244 号
改正	平成 9 年 3 月 19 日	消防救第 67 号
改正	平成 10 年 3 月 31 日	消防救第 47 号
改正	平成 11 年 3 月 26 日	消防救第 68 号
改正	平成 12 年 7 月 26 日	消防救第 202 号
改正	平成 12 年 12 月 25 日	消防救第 316 号
改正	平成 21 年 3 月 23 日	消防応第 97 号
改正	令和 2 年 7 月 17 日	消防応第 97 号

1 目的

この広域航空消防応援実施要綱（以下「要綱」という。）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第44条の規定に基づき、大規模特殊災害発生地¹の市町村が回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を保有する他の都道府県又は他の都道府県に属する市町村によるヘリを用いた消防に関する応援（以下「広域航空消防応援」という。）を要請しようとする場合に、当該応援が円滑かつ迅速に行われるよう要請手続きその他必要な事項について定めることを目的とする。

2 用語の定義

(1) 要請側市町村

大規模特殊災害発生地¹の市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合は、当該一部事務組合とする。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を要請したもの、又は要請しようとするものをいう。

(2) 要請側都道府県

要請側市町村の属する都道府県をいう。

(3) 応援側市町村

ヘリを保有する市町村（常備消防の事務を処理する一部事務組合が設けられている場合には、当該一部事務組合を含む。以下この号において同じ。）で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

(4) 応援側都道府県

ヘリを保有する都道府県で、この要綱に基づき広域航空消防応援を実施したもの、又は実施しようとするものをいう。

3 対象とする大規模特殊災害

広域航空消防応援の対象となる大規模特殊災害は、次の各号に掲げる災害で、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられるものとする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 山林、離島等、陸上あるいは海上からの接近が著しく困難な地域での、大規模な火災、災害、事故等
- (3) 高層建築物の火災で、地上からの消火又は救助が困難なもの
- (4) 航空機事故、列車事故等での集団救助救急事故
- (5) その他前記各号に掲げる災害に準ずる災害等

4 広域航空消防応援の種別

広域航空消防応援の種別は、主な任務により次の各号のとおり区分する。

- (1) 調査出場
現場把握、情報収集、指揮支援等のための出場
- (2) 火災出場
消火活動のための出場
- (3) 救助出場
人命救助のための特別な活動を要する場合の出場（これに附随する救急搬送活動を含む。）
- (4) 救急出場
救急搬送のための出場で、特別な人命救助活動を伴わないもの
- (5) 救援出場
救援物資、資機材、人員等の輸送のための出場

5 広域航空消防応援の要請先の決定

要請側市町村の消防長（消防本部を設置していない要請側市町村にあつては、市町村長とする。以下同じ。）は、広域航空消防応援が必要となったときは、ヘリに搭乗可能な特別救助隊、水難救助隊、山岳救助隊（以下「特別救助隊等」という。）の有無及びヘリに搭載可能な救助器具の保有状況等を勘案し、広域航空消防応援の応援側市町村又は応援側都道府県（以下「応援側市町村等」という。）を決定するものとする。

6 市町村がヘリを保有する場合の広域消防応援の要請手続

- (1) 要請側市町村の消防長は、前項の規定に基づき広域航空消防応援の応援側市町村を決定したときは、直ちに当該要請側市町村の長に報告の上、その指示に従って要請側都道府県の知事へ次の事項を明らかにして広域航空消防応援の要請を行うものとする。この場合においては、同時に応援側市町村の消防長へも同様の連絡を行うものとする。
 - ① 応援側市町村
 - ② 要請者・要請日時
 - ③ 災害の発生日時・場所・概要
 - ④ 必要な応援の概要
- (2) 要請側都道府県の知事は、前号の要請があり、かつ必要があると認める場合は、消防庁長官へ要請を行うものとする。
- (3) 消防庁長官は、前号の要請があり、かつ必要があると認められときは、応援側市町村が属する都道府県（以下「所属都道府県」という。）の知事に対し要請を行うものとする。

- (4) 所属都道府県の知事は、前号の要請があった場合は直ちに応援側市町村の消防長を通じて当該応援側市町村の長に要請を行うものとする。
- (5) 要請側市町村の消防長は、第1号により広域航空消防応援の要請を行った場合には、できるだけ速やかに次の事項を応援側市町村の消防長へ通報しなければならない。この場合においては、同時に要請側都道府県の知事へも同様の連絡を行うものとし、要請側都道府県の知事から消防庁長官、所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長への連絡は、第2号から第4号までの規定に準じて行うものとする。

- ① 必要とする応援の具体的内容
- ② 応援活動に必要な資機材等
- ③ 離発着可能な場所及び給油体制
- ④ 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び無線による連絡の方法
- ⑤ 離発着場における資機材の準備状況
- ⑥ 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
- ⑦ 他にヘリの応援を要請している場合のヘリを保有する市町村の消防本部名又はヘリを保有する都道府県名
- ⑧ 気象の状況
- ⑨ ヘリの誘導方法
- ⑩ 要請側消防本部の連絡先
- ⑪ その他必要な事項

7 市町村がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の決定の通知

- (1) 応援側市町村の消防長は、前項の広域航空消防応援の要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、当該応援側市町村の長に報告の上、その指示に従って所属都道府県の知事に通知するものとする。この場合においては、同時に要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとする。
- (2) 所属都道府県の知事は、前号の通知を受けた場合は、直ちに消防庁長官へ通知し、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

8 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続及び決定の通知

- (1) 都道府県がヘリを保有する場合の広域航空消防応援の要請手続については、第6項(第4号を除く。)を準用する。この場合において、第6項第1号中「前項」とあるのは「第5項」と、「応援側市町村」とあるのは「応援側都道府県」と、「応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と、同項第3号中「応援側市町村が属する都道府県の知事」とあるのは、「応援側都道府県の知事」と、同項第5号中「次の事項を応援側市町村の消防長」とあるのは「次の事項を応援側都道府県の知事」と、「所属都道府県の知事及び応援側市町村の消防長」とあるのは「応援側都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (2) 応援側都道府県の知事は、前号の広域航空消防応援要請に基づいて応援を行うことが可能と判断した場合には、直ちに消防庁長官に通知するとともに、要請側市町村の消防長へ応援を決定した旨を連絡するものとし、消防庁長官は要請側都道府県の知事に、要請側都道府県の知事は要請側市町村の消防長を通じて当該要請側市町村の長へ通知するものとする。

9 要請手続の特例

要請側市町村の消防長は、災害の発生状況等により、第6項及び前項に定められた手続きによる要請をするいとまのないときは、応援側市町村等に直接、広域航空消防応援の要請をすることができる。この場合、直ちに要請側都道府県、所属都道府県（市町村に要請をした場合）及び消防庁に、第6項及び前項に定める手続きをしなければならない。

10 広域航空消防応援の中断

- (1) 応援側市町村の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じた場合は、応援側市町村の長は要請側市町村の長と協議して広域航空消防応援を中断することができる。
- (2) 応援側都道府県の都合でヘリを復帰させるべき特別な事態が生じたときについては、前号を準用する。この場合において、「応援側市町村の長」とあるのは「応援都道府県の知事」と読み替えるものとする。
- (3) 前2号により広域航空消防応援を中断したときは、第7項又は第8項に準じてその連絡を行うものとする。

11 広域航空消防応援の始期及び終期

- (1) 広域航空消防応援は、第2号及び第3号に定める場合を除きヘリが広域航空消防応援の命を受けてヘリポートを出発したときから始まり、ヘリポートに帰着したときに終了するものとする。要請側市町村により広域航空消防応援の要請が撤回された場合も同様とする。
- (2) ヘリがヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して広域航空消防応援に出場すべき命令があったときは、そのときから広域航空消防応援は始まるものとする。
- (3) ヘリが広域航空消防応援に出動中に、前項の規定に基づき広域航空消防応援が中断され、復帰すべき命令があったときは、そのときをもって広域航空消防応援は終了するものとする。

12 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮等

- (1) 広域航空消防応援のため出場したヘリの指揮は、要請側市町村の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。この場合において、当該ヘリに搭乗している指揮者がヘリの運行に重大な支障があると認めるときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。
- (2) 当該ヘリに搭乗している指揮者は、活動に当たって要請側市町村の消防本部の基地局及び災害現場の最高指揮者と緊密な連絡を取るものとする。

13 広域航空消防応援に係る要請側市町村の事前計画等

- (1) 要請側市町村は、広域航空消防応援を受けて消防活動を行う場合の計画をあらかじめ作成しておくものとする。
- (2) 前号の計画を作成した場合は、そのうちの必要事項を要請側都道府県の知事へあらかじめ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出を行うものとする。

14 要請側都道府県の措置等

- (1) 要請側都道府県は、前項の規定に基づき、要請側市町村が樹立する活動計画の作成について適切な助言を行うとともに、自らも必要な事項についてあらかじめ計画の作成を行うものとする。

- (2) 要請側都道府県は、前号の計画を作成した場合は、自都道府県内の要請側市町村に示すとともに、必要事項について消防庁長官へ届け出ておくものとし、その内容に変更があった場合にも同様の届出等を行うものとする。

15 応援側市町村等の届出

- (1) ヘリを保有する市町村（都道府県の保有するヘリを用いて消防業務を行う市町村を除く。）の消防長は、次の事項について、あらかじめ所属都道府県の知事を通じ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する「救助隊の編成、装備及び配置の基準を定める省令」別表1及び別表2のうちヘリによる搬送が可能な救助器具（以下「救助器具」という。）の品名、大きさ、重量、数量

- (2) ヘリを保有する都道府県の知事は、次の事項について、あらかじめ消防庁長官に届け出ておくものとする。

なお、新規にヘリを保有した場合及び次の事項に変更があった場合にも同様とする。

ただし、他の方法により、すでに届け出ている場合は、その届出をもって、本項に定める届出に代えることができる。

- ① 保有ヘリの性能及び活動能力
- ② 当該都道府県の特別救助隊等の隊員数
- ③ 特別救助隊等の隊員が使用する救助器具の品名、大きさ、重量、数量

16 消防庁長官の情報提供

- (1) 消防庁長官は、第14項第2号に定める届出を受けた場合は、その内容を所属都道府県を通じ、応援側市町村の消防本部に提供するものとする。

- (2) 消防庁長官は、前項各号に定める届出を受けた場合は、その内容のうち②及び③を要請側都道府県を通じ、要請側市町村の消防本部に提供するものとする。

17 広域航空消防応援に要する経費の負担区分

広域航空消防応援に要する経費の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。

- (1) 消防組織法第49条第1項に規定する経費及び緊急消防援助隊に関する政令（平成15年政令第379号）第5条各号に掲げる経費については、要請側市町村が負担するものとする。

- (2) 広域航空消防応援により生じた公務災害補償に要する経費は、応援側市町村が負担するものとする。

- (3) 前2号に掲げる経費以外の経費は、原則として要請側市町村及び応援側市町村等双方の協議により当該経費の負担を決定するものとし、当該協議を円滑に行うための経費負担に関する原則的な考え方については、消防庁が別に定める。

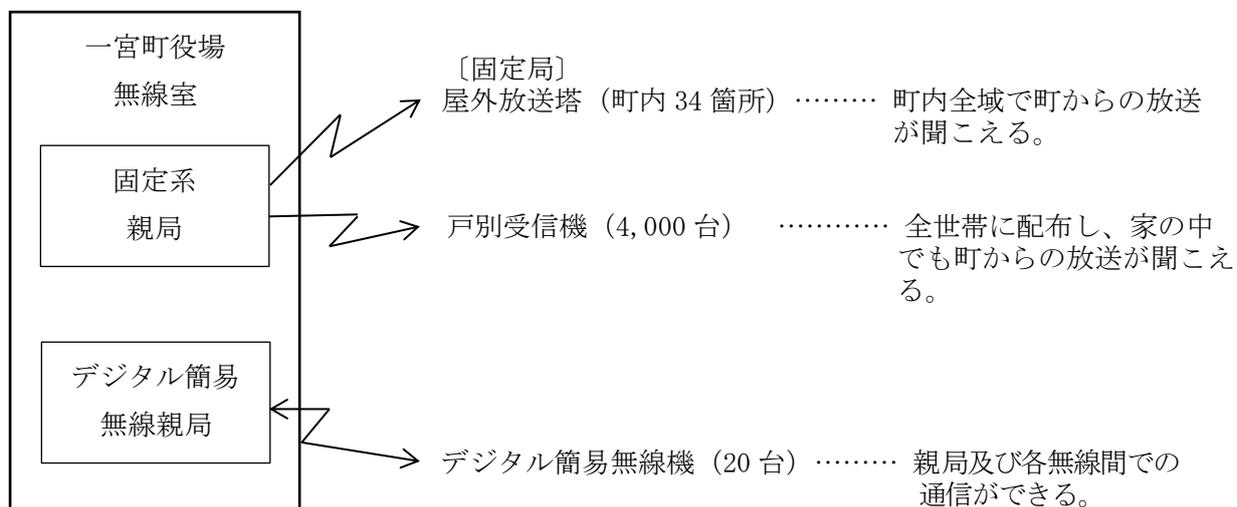
- 18 要請側市町村及び応援側市町村等は広域航空応援を円滑かつ的確に実施するため、広域航空消防応援に係る訓練を随時実施するものとする。
- 19 この要綱の実施に関する手続等の細部事項については、別に定める。

2-5 ヘリコプター発着可能地点

名 称	所 在 地		施設管理者又は 占有者	広 さ		最寄りの 消防署	備 考
	地名・地番	座 標		巾×長さ (m)	区分		
一宮小学校	一宮 2940	N 35° 22' 24.44" E 140° 21' 44.13"	町教育委員会	49×60	中	2,000m	指定避難所と隣 接、同一敷地
東浪見小学校	東浪見 1516-2	N 35° 20' 53.56" E 140° 22' 44.47"	町教育委員会	48×65	中	5,400m	指定避難所と隣 接、同一敷地
一宮中学校	一宮 5052	N 35° 22' 26.59" E 140° 21' 22.85"	町教育委員会	75×100	中	1,400m	指定避難所と隣 接、同一敷地
臨海運動公園町営球場	一宮 10230-23	N 35° 22' 49.61" E 140° 23' 14.28"	町教育委員会	90×90	中	5,000m	なし
県立一宮商業高等学校	一宮 3287	N 35° 22' 34.65" E 140° 21' 28.72"	千葉県教育庁	70×140	中	1,300m	指定緊急避難場所

[3 災害情報関係]

3-1 一宮町防災行政無線通信システム

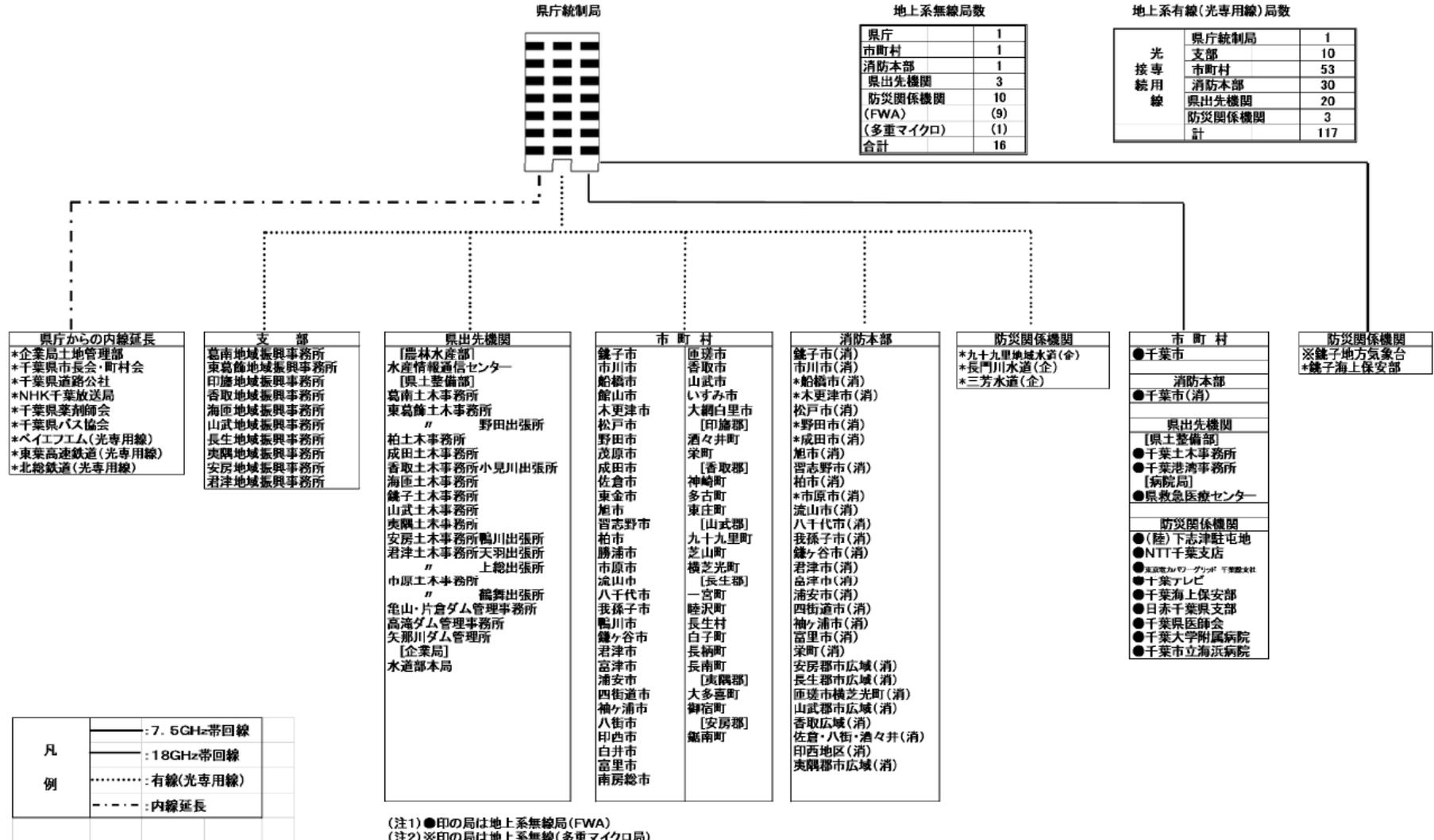


3-2 防災行政無線野外放送塔建柱場所

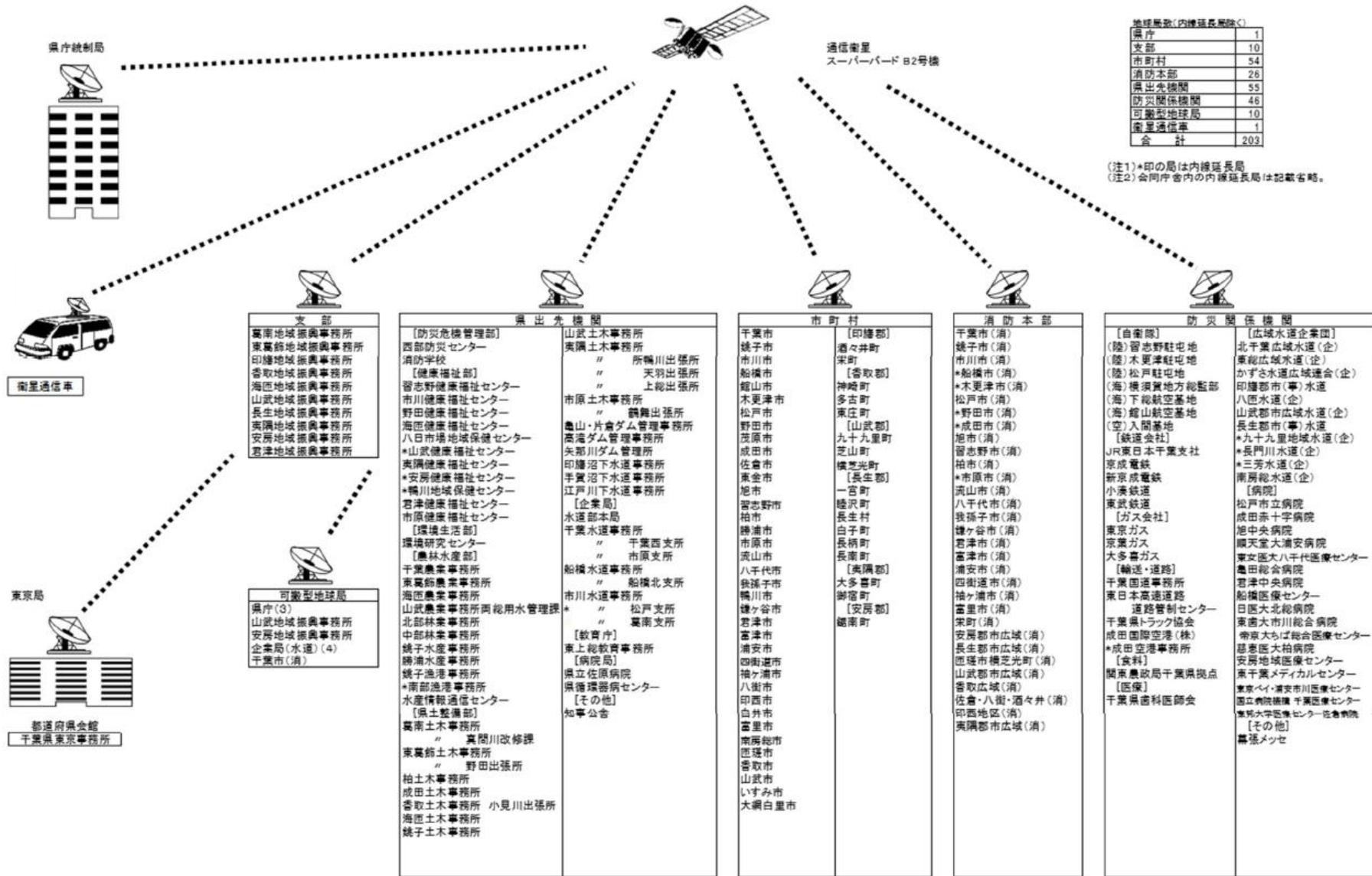
屋外子局番号	屋外子局名	所在地	備考
1	網田	網田吹上 21-2	
2	鳴山	東浪見字太東 7357-1	
3	釣青年館	東浪見字釣ヶ崎 75-1	
4	枇杷畑集会所	東浪見枇杷畑 842-7	
5	枇杷畑新田	東浪見 7226	
6	東浪見コミュニティセンター	東浪見 1233-1	
7	町営大村住宅	東浪見 7106-8	
8	新熊新田	東浪見 6892-1	
9	新熊青年館	東浪見 4738	
10	岩切集会所	東浪見 4013-1	
11	北神ノ道	一宮 10070-10	
12	上の原集会所	東浪見 4842-1	
13	原青年館	一宮 973-2	
14	物見台	一宮 238-1	
15	中の原集会所	一宮 2084-1	
16	本給自治センター	一宮本給 2-21	
17	一宮海水浴場	一宮字東三保松 10230-19	
18	東部土地改良区記念碑	一宮 10755	
19	一宮町営野球場	一宮 10230-23	
20	波乗道路入口	新地甲 2508-11	
21	長生第2排水機場	一宮 389-5	
22	新地青年館	新地甲 2054-1	
23	中之橋左岸	一宮 9871-26	
24	船頭給公民館	船頭給 827	
25	白山公園	白山 4	
26	一宮小学校	一宮 3351-1	
27	一宮中学校	一宮 5021-1	
28	内宿青年館	一宮 4095-1	
29	9区の1青年館	一宮 8445-1	
30	南消防署	一宮 8669-17	
31	西部土地改良区ポンプ場	一宮 7543-2	
32	憩いの森	一宮 6783-1	
33	役場	一宮 2457	
34	田町	田町 17-1	

3-3 千葉県防災行政無線（衛星系・地上系）

1 千葉県防災行政無線地上系回線構成図（令和3年4月現在）



2 千葉県防災行政無線衛星系回線構成図（令和3年4月現在）



3-4 非常通信の利用方法

(1) 取扱対象用件

- (ア) 人命の救助に関するもの。
- (イ) 天災の予報（主要河川の水位を含む）及び天災その他の災害の状況に関するもの。
- (ウ) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関するもの。
- (エ) 電波法第74条第1項の規定に基づく実施の指令に関するもの。
- (オ) 非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限、その他の秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの。
- (カ) 暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関するもの。
- (キ) 非常災害時における緊急措置に関するもの。
- (ク) 遭難者救護に関するもの。
- (ケ) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの。
- (コ) 鉄道路線、道路、電力設備、電信電話回路の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保その他緊急措置に関するもの。
- (サ) 中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に受発する災害救援その他緊急措置に関すること。
- (シ) 災害救助法第24条及び災害対策基本法第71条第1項の規定に基づき知事から医療、土木建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関するもの。

(2) 非常通報の発信資格

非常通報は無線局の免許人が自ら発受するほか、次に掲げる者からの依頼に応じて発受するものとし、この場合は「非常」の旨を表示して差し出すものとする。

- (ア) 官公庁（公共企業体を含む）
- (イ) 中央防災会議及び同事務局並びに非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部
- (ウ) 日本赤十字社
- (エ) 消防長会及び消防協会
- (オ) 電力会社
- (カ) 地方鉄道会社

(3) 取扱費用

非常通報はなるべく無料として取扱う。

(4) 非常通信文

電報頼信紙その他適宜の用紙に、下記の順序で電報形式又は文書形式（通常の文書体で記載するもの）で書き、次の事項を記載すること。

- (ア) あて先の住所氏名（又は名称、職名）及び電話番号
- (イ) 種類（文書形式のものは「非常」電報形式のものは「ヒゼウ」と記載すること。）
- (ウ) 本文

一通の本文の字数は、200字以内、通常の文書体の場合は、カタカナに換算してなるべく200字以内であること。ただし、通数には制限はないものとする。

- (エ) 通報文の余白に発信者の住所、氏名及び電話番号を記載すること。

(5) 依頼方法

最寄りの無線局（国、県、警察及び民間等の無線局）に非常通報を持参して依頼すること。ただし、急を要する場合は電話で依頼することもできる。なお、非常災害発生のおそれがある場合はあらかじめ無線局と緊密な連絡をとっておくこと。

3-5 広報車による広報チーム

番号	担当者	広報車ナンバー	備考
1	総務部広報班	45-23	防災車
2	総務部広報班	38-65	道路パトロール車
3	総務部広報班	110	青色回転灯装備車

3-6 気象観測所等

1 JR東日本千葉支社雨量観測箇所（一宮町内）

転倒マス型雨量計設置駅名	転倒マス型雨量計設置駅所在地	雨量数値表示装置設置箇所	所在地	電話番号
上総一ノ宮駅	一宮 2640-2	大網保線技術センター	〒299-3242 大網白里市金谷郷 33	0475(72)0312

2 千葉県水防テレメータ観測所（一宮町内水位観測所）

河川名	観測所名	位置
一宮川	一宮川河口	長生郡一宮町新地字砂畑

3-7 特別警報・警報・注意報の発表基準等

1 気象官署が発表する特別警報の基準

種 類	基 準	
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮特別警報		高潮になると予想される場合
波浪特別警報		高波になると予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

(注) 発表に当たって、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

気象等に関する特別警報の指標（発表条件）については、気象庁HPを参照

(<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/tokubetsu-keiho/kizyun-kishou.html>)

2 警報・注意報発表基準一覧

令和4年11月24日現在
発表官署 銚子地方气象台

一宮町	府県予報区		千葉県		
	一次細分区域		北東部		
	市町村等をまとめた地域		山武・長生		
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	15	
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	138	
	洪水	流域雨量指数基準		一宮川流域=28.7	
		複合基準*		一宮川流域=(9, 24.4)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	暴風	平均風速	陸上	20m/s	
			海上	25m/s	
	暴風雪	平均風速	陸上	20m/s 雪を伴う	
			海上	25m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 10cm	
波浪	有義波高		6.0m		
高潮	潮位		1.5m		
注意報	大雨	表面雨量指数基準		12	
		土壌雨量指数基準		97	
	洪水	流域雨量指数基準		一宮川流域=22.5	
		複合基準		一宮川流域=(8, 19.3)	
		指定河川洪水予報による基準		—	
	強風	平均風速	陸上	13m/s	
			海上	15m/s	
	風雪	平均風速	陸上	13m/s 雪を伴う	
			海上	15m/s 雪を伴う	
	大雪	降雪の深さ		12時間降雪の深さ 5cm	
	波浪	有義波高		2.5m	
	高潮	潮位		1.0m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合			
	融雪				
	濃霧	視程	陸上	100m	
			海上	500m	
乾燥	最小湿度 30%で、実効湿度 60%				
なだれ					
低温	夏季(最低気温) : 銚子地方气象台で 16℃以下の日が 2 日以上継続				
	冬季(最低気温) : 銚子地方气象台で -3℃以下、千葉特別地域気象観測所で -5℃以下				
霜	晩霜期に最低気温 4℃以下				
着氷・着雪	著しい着氷(雪)が予想される場合				
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	100mm		

※(表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表す。

出典: 気象庁 HP (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/chiba.html>)

市町村等版警報・注意報発表基準一覧表の解説

- (1) 本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。特別警報及び地震動・津波・火山に関する警報の発表基準は、別の資料を参照のこと。
- (2) 警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
- (3) 大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
- (4) 表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
- (5) 表中において、対象の市町村等で現象が発現しない警報・注意報についてはその欄を斜線で、また現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準及び洪水警報・注意報の流域雨量指数基準、複合基準のうち基準を定めていないもの、または、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
- (6) 大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表するため、大雨警報の欄中、（浸水害）は「大雨警報（浸水害）」、（土砂災害）は「大雨警報（土砂災害）」の基準をそれぞれ示している。
- (7) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
- (8) 大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
- (9) 大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。1km 四方毎の基準値については、別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_shisu.html)
- (10) 洪水の欄中、「〇〇川流域=10.5」は、「〇〇川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
- (11) 洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域のすべての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。欄が空白の場合は、当該市町村等において主要な河川は存在しないことを表している。主要な河川以外の河川も含めた流域全体の基準値は別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- (12) 洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数、流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。その他の地点の基準値は別添資料を参照のこと。
(https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/index_kouzui.html)
- (13) 洪水の欄中、「指定河川洪水予報による基準」の「〇〇川 [△△]」は、洪水警報においては「指定河川である〇〇川に発表された洪水予報において、△△基準観測点で氾濫警戒情報又は氾濫危険情報の発表基準を満たしている場合に洪水警報を発表する」ことを、洪水注意報においては、同じく「△△基準観測点で氾濫注意情報の発表基準を満たしている場合に洪水注意報を発表する」ことを意味する。
- (14) 高潮警報・注意報の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいはMSL（平均潮位）等を用いる。

出典：気象庁 HP (<https://www.jma.go.jp/jma/kishou/known/kijun/chiba.html>)

[4 緊急輸送、避難施設関係]

4-1 緊急通行車両等の確認、規制除外車両の確認及び事前届出事務手続等

1 緊急通行車両等及び規制除外車両の確認に係る事務手続等に関する要綱（抜粋）の趣旨

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第76条第1項により、災害が発生し、若しくはまさに発生しようとしている場合又は大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号。以下「地震法」という。）第9条の規定により、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるように、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされ、また、地震法第24条の規定により避難路又は緊急輸送路を確保するため、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができるとされている。

この場合、災対法第76条第1項に規定する緊急通行車両（道路交通法第39条第1項の緊急自動車を除く。）及び地震法第24条に規定する緊急輸送車両（以下「緊急通行車両等」という。）については、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号。以下「災対法施行令」という。）第33条第1項又は大規模地震対策特別措置法施行令（昭和53年第385号。以下「地震施行令」という。）第12条第1項の規定により、知事又は公安委員会の確認によって標章及び証明書の交付を受け、通行が認められることになる。

しかしながら、阪神・淡路大震災等の経験に鑑みると、災害時には確認のための膨大な事務手続等に対する処理能力が十分に確保されない状態が予想され、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動（以下「災害時応急対策等」という。）を迅速かつ円滑に行うためには、緊急通行の交通需要を事前に把握し、そのための事務の簡略化を図ることが必要であること。また、東日本大震災に伴う対応等を踏まえ、新たに緊急通行車両等以外の社会生活の維持に不可欠な車両又は公益上通行させることがやむを得ないと認められる車両を、交通規制の対象から除外する車両（以下「規制除外車両」という。）とすることが必要であったことから、当該車両の事前届出を受ける場合における事務処理手続等について必要事項を定め、災害応急対策等の適正を図ることを目的とする。

2 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等

① 緊急通行車両等の事前届出

事前届出は、緊急通行車両等の概数をあらかじめ把握するとともに、災害発生時等における緊急通行車両等の確認事務の省力化及び効率化を図るため、申請者の申請に基づき、緊急通行車両等として使用されるものに該当するかどうかの審査を事前に行うものとする。ただし、災害対策に従事する自衛隊、米軍及び外交官関係の車両（以下「自衛隊車両等」という。）であって特別の自動車番号標を有しているものについては、あらかじめ交通規制の対象から除外し、緊急交通路の通行に際しては確認標章の掲示を不要とするため、事前届出の対象としないこととする。

(1) 事前届出の対象車両

災害発生時等に、災害応急対策に従事し、又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転する計画がある車両で次のいずれにも該当する車両であること。

ア 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他の法令の規定により災害応急対策等の実施の責任を有する者（以下「指定行政機関等」という。）が保有し、若しくは契約により、常時指定行政機関の活動のために使用される車両又は災害発生時に他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

イ 申請に係る車両を使用して行なう事務又は業務の内容が、次に掲げる災害応急対策等又は災害応急対策等に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策に係る措置であること。

(ア) 災対法に基づく災害応急対策

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
- e 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
- f 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- h 緊急輸送の確保に関する事項
- i その他災害の発生の防衛又は拡大の防止のための措置に関する事項

(イ) 地震法に基づく地震防災応急対策

- a 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 消防、水防その他の応急措置に関する事項
- c 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項
- h その他の地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づく緊急事態応急対策

- a 原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の収集の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項
- b 放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項
- c 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
- d 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
- e 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
- f 緊急輸送の確保に関する事項
- g 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
- h その他原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項

- (エ) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に基づく国民の保護に関する対策
- a 警報の発令、避難の指示、被災者の救助、消防等に関する措置
 - b 施設及び設備の応急の措置に関する事項
 - c 保健衛生の確保及び社会秩序の維持に関する措置
 - d 輸送及び通信に関する措置
 - e 国民の生活の安定に関する措置
 - f 被害の復旧に関する措置

(2) 緊急通行車両等の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者

事前届出の申請者は、緊急通行（輸送）業務の実施について責任を有する者（代行者含む。）とする。

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠地を管轄する警察署長又は交通規制課長（以下「取扱警察署長等」という。）を経由し、公安委員会に申請するものとする。

(ウ) 申請書類

緊急通行車両等事前届出書（別記第1号様式）2通に、当該車両を使用して行う業務の内容を証する協定書等の書類（協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等）及び自動車検査証（以下「車検証」という。）の写しを添えて行うものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が緊急通行車両等に該当するか否かの審査を行なうものとし、前記（1）のア及びイについて審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められたものについては、緊急通行車両等事前届出済証（別記第1号様式）（以下「届出済証」という。）を申請者に交付するものとする。

エ 届出済証の再交付

届出済証の交付を受けた者から事前届出の内容に変更が生じ又は届出済証を亡失し、滅失し、汚損し若しくは破損した旨の申出があり、届出済証の再交付が必要と認められた場合は、再交付する届出済証の右上部に「再」と朱書きし、再交付するものとする。

オ 届出済証の返還

届出済証の交付を受けた車両が緊急通行車両等に該当しなくなったとき、当該車両が廃車となったとき、その他緊急通行車両等としての必要性がなくなったときは、速やかに届出済証の返還をさせるものとする。

② 発災時の緊急通行車両の確認

災対法、原災法及び国民保護法に規定する緊急通行車両（道路交通法（昭和35年法律第105号）第39条第1項の緊急自動車を除く。）の確認は、次表1・2のものが行ない、その確認方法については、次のとおり行なうものとする。

(1) 届出済証の交付を受けている車両の確認

ア 確認

届出済証を受領し、届出済証に記載されている自動車登録番号と現に災害応急対策に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号とを確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

- (ア) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認申請に優先して確認を行ない、確認のための必要な審査は、省略するものとする。
- (イ) 他の公安委員会が発行した届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が発行した届出済証と同様に取り扱うものとする。
- (ウ) 確認標章の有効期限については、発生した災害の種類、規模、場所等に応じて適切に設定することとし、原則として発行の日の翌日から起算して1か月後の日とする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない緊急通行車両の確認
- ア 申請者
申請する車両の使用者とする。
- イ 対象車両
原則として前記第2①の(1)ア及びイ(ア)、(ウ)及び(エ)の対象車両と同様とする。
- ウ 申請書類
緊急通行車両等確認申請書(別記第3号様式)(以下「確認申請書」という。)に災害応急対策に係る事務又は業務である旨を証する協定書等の書類(協定書等がない場合は、指定行政機関等の上申書等)を添えて行うものとする。
- エ 確認
- (ア) 届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において緊急通行車両であることの確認を行うものとする。
- (イ) 前記第2①(1)イ(ア)、(ウ)及び(エ)に掲げる要件について審査するものとする。
- (3) 標章及び確認証明書の交付
緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び緊急通行車両確認証明書(別記第5号様式)に必要な事項を記載し交付するものとする。

表1 届出済証の交付を受けている車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部

表2 届出済証の交付を受けていない車両の確認

確認者	確認事務処理者	確認場所
公安委員会	交通規制課長	交通検問所
	高速道路交通警察隊長	警察署
	警察署長	高速道路交通警察隊本部 県警本部
知事	防災危機管理部危機管理課長 各地域振興事務所の地域振興課長	本庁 各地域振興事務所

③ 地震災害に関する警戒宣言発令時の緊急輸送車両の確認事務等

- (1) 届出済証の交付を受けている車両の確認は、前記②(1)と同様に行うものとする。
- (2) 届出済証の交付を受けていない車両の確認は、前記②(2)アからウまでと同様に行い、前記第2①(1)イ(イ)に掲げる要件について審査を行うものとする。
- (3) 地震法に基づく緊急通行車両であることの確認を行なった場合は、地震法施行令第12条第2項及び大規模地震対策特別措置法施行規則(昭和54年総理府令第38号)第6条に規定する緊急輸送車両確認証明書(別記第6号様式)及び標章の交付の措置をとるものとする。
- (4) 警戒宣言に係る地震が発生した場合は、前記(3)の緊急輸送車両確認証明書の交付を受けている車両は、前記②(3)の緊急通行車両確認証明書の交付を受けている緊急通行車両とみなす。

④ 規制除外車両の事前届出

規制除外車両のうち、大規模災害発生後速やかに緊急交通路の通行を認めることが適切である車両については、その申請に基づき、規制除外車両に該当するか否かの審査を事前に行うものとする。

(1) 事前届出の対象車両

緊急通行車両とならない車両であって、次のいずれかに該当する車両であること

- ア 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両
- イ 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両
- ウ 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)
- エ 建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両

(2) 規制除外車両の事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(ア) 申請者及び申請先

前記①(2)ア(ア)及び(イ)の規定は、規制除外車両の事前届出に準用する。

(イ) 申請書類

規制除外車両事前届出書(別記第8号様式)2通に、次の書類を添えて行うものとする。

a 医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

車検証及び医師若しくは歯科医師の免許状又は使用者が医療機関等であることを確認できる書類

b 医薬品・医療機器・医療用資材等を輸送する車両

車検証及び使用者が医薬品・医療機器・医療資材等の製造者又は販売者であることを確認できる書類

c 患者等搬送用車両(特別な構造又は装置があるものに限る。)

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の構造又は装置が確認できるもの)

d 建設用重機、道路啓開用作業車両又は重機輸送用車両

車検証及び車両の写真(自動車番号標及び車両の形状が確認できるもの)。ただし、重機輸送用車両については、建設重機と同一の使用者による届出に限って受理することとし、写真は重機を積載した状況のものとする。

イ 審査

交通規制課長は申請に係る車両が規制除外車両に該当するか否かの審査を行うものとし、前記(1)について審査するものとする。

ウ 届出済証の交付

審査の結果、規制除外車両に該当すると認められたものについては、規制除外車両事前届出済証(別記8号様式。以下「除外届出済証」という。)を申請者に交付するものとする。

エ 緊急通行車両に係る届出済証の再交付等に関する規定の準用
前記①（２）エ及びオの規定は、除外届出済証の再交付等の手続きに準用する。

⑤ 発災時の規制除外車両の確認

規制除外車両の確認は、警察署長等が警察署、県本部、高速道路交通警察隊本部及び交通検問所において、次のとおり行うものとする。

（１）事前届出車両の確認

ア 確認

除外届出済証を受領し、除外届出済証に記載されている自動車登録番号と現に使用される自動車の番号標に表示されている自動車登録番号を確認するものとする。

イ 確認時の留意事項

（ア）届出済証の交付を受けていない規定除外車両の確認申請に優先して確認を行い、確認のための審査は省略するものとする。

（イ）他の公安委員が発行した除外届出済証による確認申請についても、本県公安委員会が交付した除外届出済証と同様に取り扱うものとする。

（ウ）確認標章の有効期限については、原則として発行の翌日から起算して1か月後の日とする。

（２）事前届出車両以外の車両に係る確認

ア 申請者

申請する車両の使用者とする。

イ 対象車両

発災直後においては、事前届出の対象とする車両に対して規制除外車両であることの確認を行う。

発災後、事前届出対象外の車両の通行が可能となった場合には、交通規制課において警察庁と調整の上、次に掲げる車両を規制除外車両とするものとする。

（ア）燃料を輸送する車両（タンクローリー）

車検証等により車両の形状を確認する。

（イ）路線バス・高速バス

車検証の使用者が一般乗合旅客自動車運送自動車で、乗車定員が11人以上であることを確認する。

（ウ）霊きゅう車

車検証等により車両の形状を確認する。

（エ）一定の物資を輸送する大型貨物自動車

車検証で事業用の大型貨物自動車に該当することを確認した上で、次に掲げる物資等を輸送することを確認する。

a 医薬品、医療機器、医療用資材等

b 食料品、日用品等の消費財

c 建築用資材

d 金融機関の現金

e 家畜の飼料

f 新聞、新聞用ロール紙

（オ）警察署長が通行させることをやむを得ないと認めた車両

ウ 申請書類

規制除外車両確認申請書（別記第10号様式）に規制除外対象車両であることを証する車検証等を添えて行うものとする。

エ 確認

（ア）除外届出済証の交付を受けていない車両の使用者から申出があった場合は、原則として警察署において規制除外車両であることの確認を行うものとする。

(イ) 前記④(1)及び⑤(2)イに掲げる対象車両に該当するか否かについて審査を行うものとする。

(3) 標章及び確認証明書の交付

除外規制車両であることの確認を行った場合には、災対法施行令第33条第2項並びに災害対策基本法施行規則(昭和37年総理府令第52号)第6条第1項及び第2項に規定する標章(別記第4号様式)及び規制除外車両確認証明書(別記第11号様式)に必要な事項を記載し、交付するものとする。

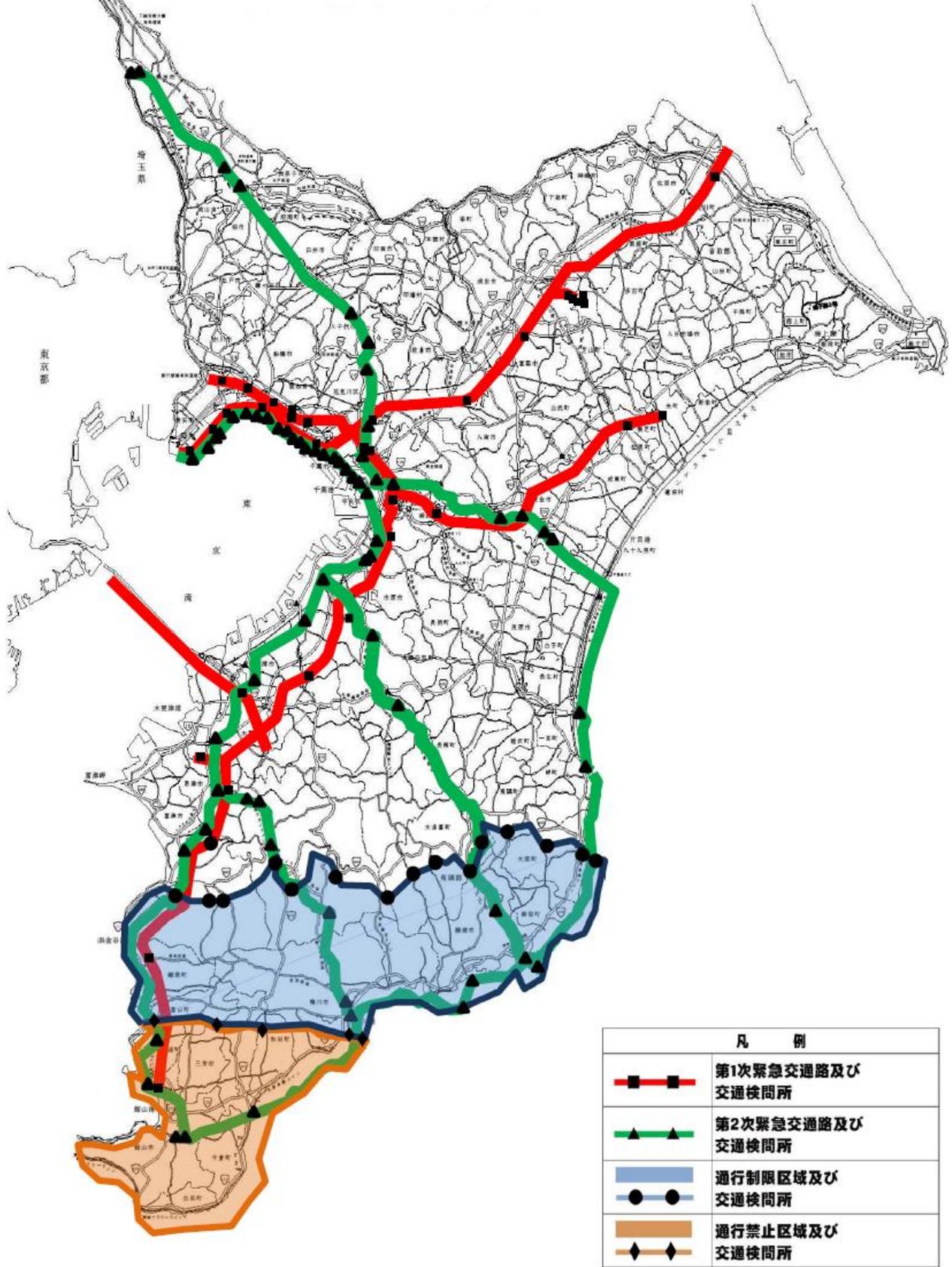
※ 別記様式については、様式一覧を参照のこと。

4-2 南房総地域直下型地震発生時の交通規制計画

項目	内容						
1 通行禁止区域	下記及び別図のとおり、◇印5か所の車両通行禁止規制線（県道鴨川保田線）以南の地域とする。						
2 通行制限区域	下記及び別図のとおり、○印15か所の車両通行制限区域（国道465号）以南の地域とする。						
3 緊急交通路	下記及び別図のとおり。						
4 実施方針	<p>(1) 通行禁止規制線上の検問場所において、規制地域への一般車両の流入を抑制する。 （規制線をう回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を禁止する。）</p> <p>(2) 別図の緊急交通路上の検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。</p> <p>(3) 上記検問所のうち交付検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。</p> <p>(4) 運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。</p>						
5 配置場所	交通規制線	道路名		検問場所	配置人員等		
		通行禁止	鴨川保田線 (長狭街道)	◇保田、◇平塚入口、◇長狭中学校入口 ◇長狭高校入口、◇待崎橋脇	5	10	
			通行制限	国道465号	○湊、○NTT峰上電話交換センター前、○環三差路、 ○清和駐在所脇、○大岩、○名殿、○黄和田トンネル北側、 ○老川十字路、○中野三又、○黒原、○八声、○大野入口、 ○山田郵便局前、○市役所入口、○大原	15	30
	計				20	40	
	第1次緊急交通路	道路名		検問場所	配置人員等		
		首都高速道路		□舞浜IC～□潮来ICまでの各インターチェンジ	9	24	
		東関東自動車道					
		新空港自動車道		□成田JCT～□空港までの各インターチェンジ	5	12	
		京葉道路		□市川IC～□蘇我ICまでの各インターチェンジ	10	26	
		館山自動車道		□市原IC～□富浦ICまでの各インターチェンジ	6	16	
		富津館山道路					
		東京湾アクアライン連絡道		□木更津金田IC～□横芝光ICまでの各インターチェンジ及び料金所	6	16	
		首都圏中央連絡自動車道					
		銚子連絡道路					
		千葉東金道路		□千葉東IC～□東金JCTまでの各インターチェンジ及び料金所	2	8	
		第2次緊急交通路	君津鴨川線 (房総スカイライン)		△内箕輪交差点～△ツバメ石油前までの間	7	14
			国道297号		△ジョモスタンド前山側～△墨名までの間	6	12
			国道357号		△舞浜交差点～△県立衛生短大西側までの間	16	32
	国道14号		△千葉西警察署入口～△登戸までの間	4	8		
	国道357号		△寒川大橋南側、△茂原街道入口	2	4		
国道16号			△五十谷橋際～△桜井までの間	6	12		
国道127			△外箕輪交差点～△南総文化ホール前までの間	5	10		
国道128号			△南町交差点～△釣三差路までの間	6	12		
九十九里道路・東金 九十九里有料道路			△波乗り道路入口、△台方インター	2	4		
国道16号			△金野井大橋取付部～△長沼までの間	8	16		
国道126号			△穴川十字路～△台方三差路までの	6	12		
計				□第1次緊急交通路	38	102	
				△第2次緊急交通路	68	136	
6 備考	<p>(1) 緊急交通路は、上記及び別図のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道等を第2次緊急交通路として別に指定するものとする。</p> <p>(2) 各検問所の設置箇所は別表1から3のとおりである。</p> <p>(3) 上記検問場所は、信号機の交差点名とし略称とした。</p>						

南房総地域交通規制実施計画図

別図



4-3 庁内車両一覧表

No.	所属課	車 両 番 号			車両メーカー	車 名	名 称
1	議会事務局	袖ヶ浦	333	ろ 138	トヨタ	クラウン	議長車
2	総務課	〃	800	す 45-23	スバル	フォレスター	防災車
3	〃	〃	589	ね 110	ニッサン	デイズ	青色回転灯装備車
4	〃	〃	300	ひ 635	トヨタ	エスティマハイブリッド	町長車
5	〃	〃	580	き 27-98	スバル	プレオ	
6	〃	〃	501	に 60-15	トヨタ	シエンタハイブリッド	
7	〃	〃	400	つ 24-40	ニッサン	ADバン	
8	〃	〃	400	た 505	ニッサン	ADバン	
9	〃	〃	100	さ 10-24	トヨタ	ハイエースバン	
10	〃	〃	501	せ 63-16	トヨタ	アクア	
11	〃	〃	300	み 23-21	トヨタ	プリウス	
12	〃	〃	580	も 67-44	ホンダ	N-WGN	
13	企画広報課	〃	331	て 11-38	トヨタ	ハイエースバン	
14	子育て支援課	〃	50	ね 19-96	ホンダ	ライフ	
15	福祉健康課	〃	580	む 85-13	スズキ	ワゴンR	
16	〃	〃	500	ね 17-23	ニッサン	ウィングロード	
17	〃	〃	500	ね 17-24	〃	〃	
18	〃	〃	500	ぬ 80-94	スズキ	エブリイランディ	
19	〃	〃	580	に 28-26	ダイハツ	タント	にこにこタクシー
20	〃	〃	580	に 52-06	ダイハツ	タント	にこにこタクシー
21	〃	〃	580	に 78-25	ダイハツ	タント	にこにこタクシー
22	保育所	〃	580	つ 14	ホンダ	ライフ	
23	都市環境課	〃	400	ち 77-94	ニッサン	アトラス	
24	〃	〃	400	す 78-47	三菱	ランサーカーゴ	環境パトカー
25	〃	〃	400	つ 55-52	三菱	キャンター	2t ダンプ
26	〃	〃	480	こ 11-36	スズキ	キャリィ	軽ダンプ
27	〃	〃	800	さ 38-65	ニッサン	エクストレイル	道路パトロール車
28	〃	〃	480	か 85-54	スバル	サンバー	
29	〃	一宮町		の 110	コマツ	ホイールローダー	

No.	所属課	車 両 番 号				車両メーカ	車 名	名 称
30	産業観光課	袖ヶ浦	100	さ	19-70	トヨタ	ハイラックス 4WD	
31	〃	〃	400	す	80-13	〃	サシードバン	
32	教育委員会	〃	230	さ	138	ヒノ	リエッセⅡ	一宮号
33	〃	〃	480	い	89-55	三菱	ミニキャブ	青色回転灯装備車
34	〃	〃	480	く	13-05	スズキ	エブリイランディ	

4-4 避難場所・避難所（福祉避難所）開設予定地

（令和4年10月1日時点）

No.	施設名	所在地	電話番号 (0475)	指定 一般避難所	指定 福祉避難所	指定 緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類※						想定収容人数 (人)	想定収容人数 (コロナ用) (人)	
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事			内水氾濫
1	一宮小学校	一宮町一宮 3351	42-2026	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●	199 【1人/4㎡】	160
2	振武館	一宮町一宮 3404	42-6237	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●	114 【1人/4㎡】	114
3	一宮中学校	一宮町一宮 5052	75-3079	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●	170 【1人/4㎡】	160
4	GSSセンター	一宮町一宮 5072	42-5787	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●	495 【1人/4㎡】	330
5	中央公民館	一宮町一宮 2460	42-4576	◎		◎	●	●	●		●	●	●	200 【1人/4㎡】	200
6	東浪見小学校	一宮町東浪見 1516-2	42-2138	◎		◎	●	●	●	●	●	●	●	159 【1人/4㎡】	160
7	保健センター	一宮町一宮 2461	42-1431	◎	◎		●	●	●	●	●	●	●	200 【1人/4㎡】	200
8	アジュール一宮	一宮町新地甲 2434-1	42-7323			◎					●			659 【1人/1㎡】	659 【1人/1㎡】
9	一宮館	一宮町一宮 9241	42-2127			◎					●			117 【1人/2㎡】	117 【1人/2㎡】
10	東京電子健保上総一宮海浜 保養所	一宮町一宮 10163	42-6010			◎					●			135 【1人/2㎡】	135 【1人/2㎡】
11	ホテルくじゅうくり	一宮町一宮 10024	42-8299			◎					●			193 【1人/2㎡】	193 【1人/2㎡】
12	ホテル一宮シーサイドオー ツカ	一宮町一宮 10000	42-6411			◎					●			250 【1人/2㎡】	250 【1人/2㎡】
13	クレメンティア A&N	一宮町東浪見 6918-1	-			◎					●			177 【1人/2㎡】	177 【1人/2㎡】

No.	施設名	所在地	電話番号 (0475)	指定一般避難所	指定福祉避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類※						想定収容人数 (人)	想定収容人数 (コロナ用) (人)
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事		
14	リーブコースト一宮	一宮町東浪見 6989-3	42-7706			◎					●		235 【1人/2㎡】	235 【1人/2㎡】
15	グランドビュー・一宮	一宮町東浪見 60-1	42-6066			◎					●		436 【1人/2㎡】	436 【1人/2㎡】
16	綱田集会所	一宮町綱田 2	42-5277			◎					●		369 【1人/4㎡】	369 【1人/4㎡】
17	一の宮カントリー倶楽部	一宮町東浪見 3166	42-3711			◎					●		448 【1人/4㎡】	448 【1人/4㎡】
18	遍照寺境内	一宮町東浪見 3009	42-4950			◎					●		382 【1人/4㎡】	382 【1人/4㎡】
19	本給望洋公園	一宮町本給 10-1	-			◎					●		100 【1人/2㎡】	100 【1人/2㎡】
20	玉前神社境内	一宮町一宮 3048	42-2711			◎					●		587 【1人/2㎡】	587 【1人/2㎡】
21	観明寺境内	一宮町一宮 3316	42-2342			◎					●		250 【1人/2㎡】	250 【1人/2㎡】
22	一宮商業高校グラウンド	一宮町一宮 3287	42-4520			◎					●		4635 【1人/4㎡】	4635 【1人/4㎡】
23	船頭給県営住宅 4階以上	一宮町船頭給 237	42-7771			◎					●		787 【1人/1㎡】	787 【1人/1㎡】
24	伊勢化学工業㈱一宮工場本 事務所	一宮町一宮 10230-20	42-6351			◎					●		171 【1人/2㎡】	171 【1人/2㎡】
25	八積小学校	長生村金田 2660	32-1101			◎					●		1000 【1人/3.2㎡】	1000 【1人/3.2㎡】
26	一宮町役場 4階以上	一宮町一宮 2457	42-2112			◎					●		263 【1人/2㎡】	263 【1人/2㎡】
27	愛光保育園屋上	一宮町宮原 69	40-1033			◎					●		135 【1人/1㎡】	135 【1人/1㎡】

No.	施設名	所在地	電話番号 (0475)	指定一般避難所	指定福祉避難所	指定緊急避難場所	対象とする異常な現象の種類※						想定収容人数 (人)	想定収容人数 (コロナ用) (人)
							洪水	土砂災害	高潮	地震	津波	大規模な火事		
28	一宮喜楽園屋上	一宮町船頭給 201	40-1165			◎					●		313 【1人/1㎡】	313 【1人/1㎡】
29	釣ヶ崎グランピングリゾート ト頂上プール	一宮町東浪見 41-1	42-6800			◎					●		700 【1人/1㎡】	700 【1人/1㎡】

※指定緊急避難場所の対象とする異常な現象の種類を「●」で表示

4-5 災害危険区域内の要配慮者利用施設一覧

洪水…洪水浸水想定区域内（根拠法：水防法）

土砂…土砂災害警戒区域内（根拠法：土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律）

（令和4年10月1日時点）

番号	分類	施設名称	施設所在地	連絡先	情報伝達担当	対象となるリスク	
						洪水	土砂
1	保育所	愛光保育園	一宮町宮原 69	TEL：40-1033 FAX：42-7424	子育て支援課	●	
2	地域密着型通所介護	介護ステーション山ゆり	一宮町宮原 1091-1	TEL：40-1003 FAX：40-1005	福祉健康課	●	
3	放課後等デイサービス事業所	放課後クラブすっぱあ	一宮町船頭給 234 の 10	TEL：36-5111 FAX：36-5111	福祉健康課	●	
4	認知症対応型共同生活介護	プラチナホーム一宮なのはな	一宮町船頭給 249-1	TEL：40-1882 FAX：40-1883	福祉健康課	●	
5	地域密着型通所介護	通所介護ハートライフ	一宮町船頭給 230-2	TEL：42-7430 FAX：42-7430	福祉健康課	●	
6	認知症対応型共同生活介護	ハートライフ一宮	一宮町船頭給 230-5	TEL：42-7400 FAX：42-7410	福祉健康課	●	
7	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム一宮喜楽園 (ユニット型)	一宮町船頭給 201	TEL：40-1165 FAX：40-1165	福祉健康課	●	
8	短期入所生活介護	短期入所生活介護特別養護老人ホーム一宮喜楽園	一宮町船頭給 201	TEL：40-1165 FAX：40-1165	福祉健康課	●	
9	短期入所生活介護	短期入所生活介護特別養護老人ホーム一宮喜楽園ユニット型	一宮町船頭給 201	TEL：40-1165 FAX：40-1165	福祉健康課	●	

番号	分類	施設名称	施設所在地	連絡先	情報伝達担当	対象となるリスク	
						洪水	土砂
10	保育所	一宮町立いちのみや保育所	一宮町一宮 1201-4	TEL : 42-2514	子育て支援課	●	
11	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム一宮喜楽園	一宮町船頭給 201	TEL : 40-1165 FAX : 40-1165	福祉健康課	●	
12	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム一宮苑	一宮町一宮 389	TEL : 42-1180 FAX : 42-1182	福祉健康課	●	
13	軽費老人ホーム（ケアハウス）	楠の木ホーム	一宮町一宮 389	TEL : 42-1183 FAX : 42-1182	福祉健康課	●	
14	通所介護	デイサービスセンター一宮苑	一宮町一宮 389	TEL : 42-1184 FAX : 42-1182	福祉健康課	●	
15	短期入所生活介護	ショートステイサービス一宮苑	一宮町一宮 389	TEL : 42-1180 FAX : 42-1182	福祉健康課	●	
16	児童養護施設	一宮学園	一宮町一宮 389	TEL : 42-2069 FAX : 42-3545	福祉健康課	●	
17	障害児相談支援事業所	相談支援センターはまおと	一宮町一宮 389	TEL : 42-3869 FAX : 42-3413	福祉健康課	●	
18	生活介護	青松学園	一宮町一宮 389	TEL : 42-3869 FAX : 42-3413	福祉健康課	●	
19	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅 あすなろの家	一宮町船頭給 1782-2	TEL : 47-4848 FAX : 47-4822	福祉健康課	●	
20	認可外保育施設	MAHANA託児ルーム	一宮町一宮 10191-1	TEL : 080-4742 -9229	子育て支援課	●	

番号	分類	施設名称	施設所在地	連絡先	情報伝達担当	対象となるリスク	
						洪水	土砂
21	地域小規模児童養護施設	アリエッタ	一宮町一宮 2529-2	TEL : 42-2069 FAX : 42-3545	福祉健康課	●	
22	中学校	一宮中学校	一宮町一宮 5052	TEL : 42-3079 FAX : 40-1051	教育委員会		●
23	小学校	一宮小学校	一宮町一宮 3351	TEL : 42-2026 FAX : 42-7779	教育委員会		●

(備考) 各施設への情報伝達方法：防災行政無線・緊急速報メール・登録制メール・広報車のほか、情報伝達担当課から電話、FAXにより伝達する。
高潮浸水想定区域（水防法）、津波災害警戒区域（津波防災地域づくりに関する法律）については、現在未指定

[5 救援物資、医療、資機材、施設関係]

5-1 災害用備蓄品 保管状況一覧

令和4年12月1日現在

種別	数量	単位	保管場所					
			東浪見小	一宮小	一宮中	GSSセンター	振武館	役場
クラッカー 【2038.9】	233	缶						38箱*6缶 1箱*5缶
ミルクビスケット 【2023.3】	72	缶						72
アルファ米 炊出用 五目ごはん 【2024.8】	50	食						50
アルファ米 炊出用 山菜おこわ 【2024.8】	50	食						50
アルファ米 炊出用 わかめごはん 【2023.3】	50	食						5
尾西のドライカレー チキンライス 【2024.7】	2000	食						1000 1000
尾西のいなかがごはん わかめごはん 【2025.6】	150 150	食						150 150
尾西のドライカレー きのこごはん 【2026.8】	250 250	食						250 250
ひだまりパン 【2023.6】	972	食						972
アサヒ 水 500ml×24 【2026.3】	1488(62)	本(箱)						1488 (62)
避難所用パーティション	70	張	12	18	16	8	12	4
毛布	2170	枚	400	300	640		600	230
ポリスチレン皿	250	枚		100	100			50
紙コップ	2500	個	500	500	500	500	500	
大人用紙おむつ	134	枚						130
生理用品	1200	枚	200	200	200	200	200	200
タオル	128	枚	20	20	20	20	20	28
バスタオル	70	枚			70			4
サランラップ	140	個	20	20	20	20	20	40
マスク	4000	枚	0	0	0	4000	0	0
トイレ処理セット	1000	セット	150	250	300		150	150
給水ポリ袋(1箱200)	2070	枚	200	400	400	200		870
給水ポリ(10ℓ)	300	枚					300	

種別	数量	単位	保管場所					
			東浪見小	一宮小	一宮中	GSSセンター	振武館	役場
簡易トイレ	46	個	46					
トイレ用テント	12	張	12					
給水タンク1000ℓ	4	個	2	1			1	
給水タンク500ℓ	2	個				2		
ビニルシート	18	枚		10		3		5
非常用ろうそく	239	個	50	50	50		39	50
ほ乳びん、乳首	50	個	10	10	10		10	10
リヤカー	2	台			1		1	
ポリタンク	22	個	5	5	4	5	3	
折りたたみ寝台	3	台		1		1	1	
発電機	4	基				1	1	2
LPガス用発電機	1	基				1		
発電機付き投光器	8	基						8
投光器	7	基	1			5		1
チェーンソー	1	台						1
ヘルメット	30	個						30
胴付き長靴	2	個				2		
土のう袋	1800	枚						1800
のこぎり	7	個	7					
かけや	6	個	6					
消火栓開栓機	2	個	2					
杭	15	個	15					
麻縄	3	個	3					
浄水器	1	個	1					
かま	5	個	5					
カナテコ	5	個	5					
バール	6	個	6					
シャベル	14	個						14
鉄線	2	個	2					
応急炊具箱	2	個			2			
フェイスシールド	150	枚	30	30	30	30	30	0

種別	数量	単位	保管場所					
			東浪見小	一宮小	一宮中	GSSセンター	振武館	役場
フェースシールド(汗あて付)	850	枚						850
不織布マスク	14400	枚	2000	2000	2000		2000	6400
使い捨て手袋(Mサイズ)	2700	枚	100	100	100	100	100	2200
使い捨て手袋(Lサイズ)	2600	枚	100	100	100	100	100	2100
アルコール消毒液(500ml)	28	本	4	4	4	4	4	8
アルコール消毒液(5L)	16	本	2	2	2	2	2	6
防護服	48	枚	6	6	6	6	6	18
ゴーグル	10	個	2	2	2	2		2
飛散防止用パネル	21	枚				6		15
ガソリン携行缶	7	個	1	1	1	1	1	2
段ボールベッド	35	台						35
避難所用アルミマット	2600	枚						2600
サーモグラフィ	7	台						7
非接触型温度計	14	台						14
マルチチャージャ	7	台						7
コードリール	14	台	2	2	2	2	2	4
更衣室・授乳室用間仕切り(4部屋)	7	張	1	1	1	1	1	2

種別	数量	単位	3-1消防機庫	3-2消防機庫	一宮排水機場
救助用アルミボート	3	艇	1	1	1
救命胴衣	29	着	23	18	9

5-2 補給水利及び応急給水用資機材の現況

1 補給水利の現況

事業体	補給場名	所在地	現有施設能力 (リットル/日)	水源種別
長生郡市広域 市町村圏組合	山之郷 浄水場	長柄町山之郷 260-2	6,166	地下水
	皿木 浄水場	長柄町皿木 176	8,444	
	長南 浄水場	長南町岩蕪 1	2,890	
	真名 配水場	茂原市真名 1720	50,600	浄水受水
	大沢 配水場	茂原市大沢 1226	40,310	

2 広域水道部水道給水車両及び機材等の保有状況

事業主体名	種類	容量	数量
長生郡市広域 市町村圏組合	給水タンク車	1 t	1
	〃	2 t	2
	給水タンク	0.5 t	14
	〃	1 t	1
	ポリ袋	6 0	4,332

5-3 医薬品調達先

	名称	所在地	電話番号
町 内	カドセン薬局	一宮 2995	42-6527
	大洋薬局一宮店	一宮 2553-3	40-6611
	ニシオ薬局	一宮 9401	42-6388
	ミキ薬局千葉一宮支店	一宮 3105	42-1801
	ベル薬局一宮海岸店	一宮 10884-9	36-2677
	ヤックスドラッグ一宮店	一宮 2445-1	40-0222
町 外	ひまわり薬局睦沢店	睦沢町上市場 1504-1	44-0010
	昭和薬局	睦沢町上市場 910	44-0052
	しらい薬局一松店	長生村一松 1281-1	32-5870

5-4 町内及び郡市内の救急医療機関

	機 関 名	住 所	電 話	備 考
町 内	秋場医院	一宮町東浪見 1635	42-3323	
	岡田眼科医院	一宮町一宮 3117	42-3529	
	清水医院	一宮町一宮 3101	42-2950	
	鈴木医院	一宮町一宮 3014	42-3111	
	長島医院	一宮町一宮 2551-6	42-8800	
	よねもと整形外科	一宮町一宮 2535	40-1065	
	市原歯科医院	一宮町一宮 3108	42-3406	
	一宮ナノデンタルクリ ニック	一宮 2637-1 サン・ ビレッジ1階	42-6070	
	宇井歯科医院	一宮町一宮 3084	42-5155	
	植草歯科医院	一宮町一宮 2551-10	42-2105	
	清水歯科医院	一宮町一宮 3101-1	42-6480	
	町田歯科医院	一宮町一宮 2982-5	42-2251	
	いちのみやクリニック	一宮町一宮 2554-3	42-1616	
	藤島クリニック	一宮町一宮 2446-1	47-3056	
	K・Iクリニック	一宮町一宮 10884-1	42-7575	
町 外	長生診療所	長生村一松 1281-1	32-3303	
	長生八積医院	長生村金田 2583	32-3282	
	津谷クリニック	長生村宮成 2947-6	32-5645	
	睦沢診療所	睦沢町上市場 1504	44-2236	
	長生病院	茂原市本納 2777	34-2121	内科・外科・産婦人科・小 児科・皮膚科・眼科・理学 診療科・放射線科・消化器 科・脳神経科・麻酔科・泌 尿器科・耳鼻咽喉科
	夜間救急病院	茂原市八千代 1-5-4	24-1010	

5-5 一宮町文化財一覧

令和4年12月28日現在

1 国指定

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形文化財 (工芸品)	梅樹双雀鏡	1点	白銅製、円形、 直径約20cm、厚さ 0.35cm	—	鎌倉時代	S28.11.14	一宮3043	玉前神社	—	千葉県立 中央博物館 大多喜城分館に 寄託中

2 国登録

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	登録年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形文化財 (建造物)	芥川荘	1棟	木造平屋建、茅葺 屋根	—	明治30年代	H13.10.12	一宮9241	個人	H15.3	
2	有形文化財 (建造物)	高原家住宅店蔵	1棟	土蔵造2階建、瓦 葺、切妻造平入	—	明治時代後期	H29.6.28	一宮3030	個人	—	
3	有形文化財 (建造物)	旧秋場家住宅主屋	1棟	木造2階建、寄棟 造	—	明治30年 頃	H29.6.28	東浪見1611	個人	—	
4	有形文化財 (建造物)	旧秋場家住宅土蔵	1棟	2階建、切妻造	—	天保13年 (1842)	H29.6.28	東浪見1611	個人	—	
5	有形文化財 (建造物)	旧秋場家住宅長屋門	1棟	寄棟造、茅葺(鉄 板仮葺)	—	明治時代前期か	H29.6.28	東浪見1611	個人	—	
6	有形文化財 (建造物)	旧斎藤家住宅主屋	1棟	木造平屋建、瓦葺	—	明治30年頃か	H29.6.28	一宮2987-1	個人	H31.3	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	登録年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
7	有形文化財 (建造物)	旧斎藤家住宅店蔵	1 棟	土蔵造 2 階建、瓦葺	—	明治 30 年頃か	H29. 6. 28	一宮 2987-1	個人		
8	有形文化財 (建造物)	旧斎藤家住宅土蔵	1 棟	土蔵造 2 階建、瓦葺	—	明治 30 年頃か	H29. 6. 28	一宮 2987-1	個人		
9	有形文化財 (建造物)	旧斎藤家住宅稲荷社	1 棟	木造平屋建、銅板瓦	—		H29. 6. 28	一宮 2987-1	個人		

3 県指定

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	有形文化財 (彫刻)	木造軍荼利明王立像	1 軀	カヤ材一木造、 像高 204cm	—	平安時代末期～鎌倉時代初期	S33. 4. 23	東浪見 3446	東浪見寺	H31. 3	
2	有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音菩薩立像	1 軀	カヤ材寄木造、 像高 151cm	蓮上	弘長 3 年 (1263)	H15. 3. 28	一宮 3316	観明寺	—	
3	有形文化財 (建造物)	玉前神社社殿附棟札	1 棟 1 枚	流入母屋権現造、大 唐破風、銅板葺	大工棟梁・ 井上六兵衛、大沼権兵衛	貞享 4 年 (1687)	H8. 3. 22	一宮 3043	玉前神社	H8. 11	棟札は千葉県立中央博物館大多喜城分館に寄託中
4	無形民俗 文化財	玉前神社神楽	—	土師流	—	宝永 7 年 (1710)	S33. 4. 23	—	上総神楽保存会	H7. 9	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
5	無形民俗 文化財	東浪見甚句	—	かつては地曳網の 大漁祝いの席で、海 の安全と次の大漁 を祝って歌われて いた。	—	—	S40. 4. 27	—	東浪見甚 句保存会	H13. 11	
6	無形民俗 文化財	上総十二社祭り	—	玉前神社の例祭	—	大同2年 (807)か	H15. 3. 26	—	上総十二 社祭り保 存会	—	
7	天然記念物	軍荼利山植物群落		県レッドリストの 保護生物・廃浜ボス 等も生息。	—	—	S32. 1. 17	東浪見 3422-4 ほか	東浪見寺	H21. 2	

4 町指定

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
1	無形民俗 文化財	上総とんび	—	一子相伝、木版	創始者 重右衛門	江戸時代	S50. 4. 28	—	個人	—	
2	無形民俗 文化財	船頭給獅子舞	—	五穀豊穡、家内安 全、悪疫退散の祈祷	—	元文3年 (1738)頃	S50. 4. 28	—	船頭給 青年団	—	
3	無形民俗 文化財	地曳網漁	—	県内で唯一、一宮町 が指定	—	江戸時代	H24. 3. 30	—	地曳網保 存会	—	
4	有形民俗 文化財	諏訪神社の紙細工	—	7月の祭礼時に奉納	—	江戸時代	S56. 6. 17	—	諏訪神社	H12. 11	
5	記念物史跡	加納久宜公の墓	1基	神式の墓	—	大正11年 (1922)	S50. 4. 28	一宮 3404 付近	一宮町	H31. 3	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
6	記念物史跡	洞庭湖記念碑	1基	灌漑用の溜池の完成記念碑	—	天保15年 (1844)	S56.6.17	一宮6548	一宮町	H8.11	
7	記念物史跡	延宝の津波供養塔	1基	延宝地震時の津波に関する供養塔	—	元禄7年 (1694)	S56.6.17	東浪見4738 付近	新熊区	H10.1	
8	記念物史跡	貝殻塚貝塚	—	外洋性貝塚	—	縄文時代後 期前半	S53.3.21	一宮4999-1 付近	個人	平成初期	
9	記念物史跡	高藤山城址と古蹟の碑	—	上総広常(?~1183)の居城跡の伝承有	—	戦国時代、 碑は文久2 年(1862)建 立	S53.3.21	一宮7473	個人、 一宮町	H18.3	
10	記念物史跡	一宮藩台場跡	—	石碑あり	—	江戸時代	S53.3.21	一宮6-35	一宮町	H10.3	
11	記念物史跡	芭蕉句碑	—	茂原の俳人・起名庵金波と一宮周辺の門人が建立	—	明治元年 (1868)	H4.1.14	一宮3048	玉前神社	H5.8	
12	記念物史跡	加納公紀徳之碑	1基	加納久宜の生前に建立された顕彰碑	—	大正7年 (1918)	H2.9.11	一宮3404 付近	一宮町	H11.1	
13	記念物史跡	一宮城址	—	戦国時代の城	—	戦国時代	S62.3.25	一宮3404 付近	個人、 一宮町	H12.2	
14	天然記念物	水神社の大公孫樹	1本	水神社の御神木	—	江戸時代頃	S52.10.28	船頭給546	水神社	H12.7	
15	天然記念物	イヌマキの群生	—	玉前神社の境内に所在	—	—	S62.7.14	一宮3048	玉前神社	H5.8	
16	天然記念物	遍照寺のイヌマキ	1本	遍照寺のご神木	—	江戸時代頃	H30.11.12	東浪見3009	遍照寺	H31.3	
17	有形文化財 (古文書)	正木時通の制札	1点	治安維持に関するもの	勝浦正木氏の正木時通	永禄7年 (1564)	S52.10.28	一宮3316	観明寺	H12.3	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
18	有形文化財 (古文書)	里見義頼寄進状	1点	玉前神社へ宮地を 寄進	里見義頼	天正10年 (1582)	S52.10.28	一宮3048	玉前神社	—	千葉県立 中央博物館大多喜 城分館に 寄託中
19	有形文化財 (古文書)	豊臣秀吉禁制	1点	治安維持に関する もの	豊臣秀吉	天正18年 (1590)	S52.10.28	一宮3316	観明寺	H12.3	
20	有形文化財 (古文書)	船頭給村宗門人別 書上控帳	1点	キリシタン禁制の 戸籍簿	船頭給村村 役人	嘉永7年 (1854)	S63.12.23	—	個人	—	
21	有形文化財 (古文書)	岩沼高浜方塩浜 置場帳写	1点	岩沼高に関するも の。各村々の浜方の 記載。	—	文化8年 (1811)写	S63.12.23	—	個人	—	
22	有形文化財 (古文書)	地曳網豊漁安全祈願 御名前帳	1点	東浪見村から真亀 村までの63の地曳 網主の署名・押印	南宮神社白 鳥斎宮	文政5年 (1822)	S61.12.12	宮原1131	南宮神社	—	
23	有形文化財 (工芸品)	松喰鶴鏡	1点	白銅製、円形、 直径約19cm、厚さ 0.3mm	—	平安時代	S52.10.28	一宮3048	玉前神社	—	千葉県立 中央博物館大多喜 城分館に 寄託中

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
24	有形文化財 (工芸品)	蓬莱鏡	1点	白銅製、長方形、 縦約 19cm、横約 13cm、厚さ 0.3mm	—	戦国時代	S52.10.28	一宮 3048	玉前神社	—	千葉県立 中央博物館大多喜 城分館に 寄託中
25	有形文化財 (工芸品)	萌黄緞胴丸	一式	甲冑一式	—	天保 14 年 (1843) 奉納	S56.6.17	一宮 3048	玉前神社	—	千葉県立 中央博物館大多喜 城分館に 寄託中
26	有形文化財 (工芸品)	北沢楽天の絵馬	1点	大正 5 年の宮原の大 水害関係	北沢楽天	大正 5 年 (1916)	H15.2.10	宮原 1131	南宮神社	H17.3	
27	有形文化財 (建造物)	観明寺四脚門	1棟	箱棟、銅板瓦	—	江戸時代中 期か	S52.10.28	一宮 3316	観明寺	H9.10	
28	有形文化財 (建造物)	観明寺水屋	1棟	入母屋造、瓦葺	—	江戸時代か	S62.7.14	一宮 3316	観明寺	H9.10	
29	有形文化財 (建造物)	観明寺金毘羅堂	1棟	瓦葺	—	延享 5 年 (1748)	H19.12.11	一宮 3316	観明寺	H21.1	
30	有形文化財 (建造物)	東浪見寺本堂	1棟	寄棟造	—	享和 8 年 (1723)頃	H19.12.11	東浪見 3446	東浪見寺	H22.3	
31	有形文化財 (絵画)	万国地球輿地図	1点	縦約 121cm、横約 211cm	石塚崔高	享和 2 年 (1802)	S59.9.21	—	個人	—	
32	有形文化財 (絵画)	釈迦涅槃図	1点	縦約 240cm、横約 160cm	—	不明	S60.2.15	一宮 3316	観明寺	—	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
	有形文化財 (絵画)	船頭給村土地利用図									
33	有形文化財 (絵画)	船頭給村土地利用図	1点	船頭給村の田畑、集落等の記載	—	文政年間	S62. 3. 25	—	個人	—	
34	有形文化財 (絵画)	紙本着色俵薬師 縁起絵	1点	縦約 153cm、横約 156cm、慶応 2 年 (1886)に再表装	—	江戸時代か	H8. 4. 10	一宮 3686	東福寺	H12. 7	
35	有形文化財 (彫刻)	銅像阿弥陀如来立像	1 軀	金銅製、総高約 61cm	—	鎌倉時代後 期	S58. 11. 30	宮原 760-1	善光寺	R3. 1	
36	有形文化財 (彫刻)	銅造地藏菩薩坐像	1 軀	高さ約 100cm	佐々木石見	正徳 5 年 (1802)	S59. 9. 21	一宮 3316	観明寺	H9. 10	
37	有形文化財 (彫刻)	観明寺地獄極楽欄間	3 面	昭和 43 年(1968)本 堂再建時に極彩色 に塗替	島村圓鉄	享保年間か	S59. 9. 21	一宮 3316	観明寺	H12. 10	
38	有形文化財 (彫刻)	田中家の仏壇	1 式	総ヒノキ造、幅約 176cm、奥行約 87cm	後藤傳吉郎 住兼	天保 8 年 (1837)	S59. 9. 21	—	個人	—	
39	有形文化財 (彫刻)	石造庚申塔	1 基	塔高約 100cm、 幅約 44cm	—	元禄 9 年 (1696)	S60. 2. 15	一宮 3316	観明寺	H9. 10	
40	有形文化財 (彫刻)	欄間彫刻 置物	3 面 1 点	ケヤキ材	武志伊八郎 信美	慶応 3 年 (1867)	S60. 3. 29	—	個人	—	
41	有形文化財 (彫刻)	木造十一面観音立像	1 軀	カヤ材、一木造、 高さ約 100cm	—	平安時代末 期	H16. 2. 10	一宮 3316	観明寺	—	
42	有形文化財 (彫刻)	木造不動明王坐像	1 軀	ヒノキ材、寄木造、 高さ約 95cm	七條大佛所 法印 康乗 康隆	大永 7 年 (1527)	H16. 2. 10	一宮 3316	観明寺	—	

	文化財名		員数	特色	制作者	時代	指定年月日	所在地	所有者	看板設置日	備考
43	有形文化財 (考古資料)	一宮城出土遺物	一括	昭和 58 年(1984)に 実施された発掘調 査の出土遺物	—	戦国時代	H17. 2. 8	一宮 2460	一宮町	—	
44	有形文化財 (考古資料)	待山遺跡出土遺物	一括	平成 27 年・28 年度 に実施された発掘 調査の出土遺物	—	弥生、 古墳時代	R1. 7. 17	一宮 2460	一宮町	—	

[6 消防・水防・危険物施設等]

6-1 消防団員現況

階級 区分	支団長	副支団長	支団本部長	支団副本部長	分団長	副分団長	部長	班長	団員	計
支団本部	1	1	1	1						4
第1分団					1	1	4	8	41	55
第2分団					1	1	4	8	45	59
第3分団					1	1	3	6	36	47
合計	1	1	1	1	3	3	11	22	156	165

6-2 一宮町内班別水利状況

地区	第1分団				第2分団				第3分団		
	1	2	3	4	1	2	3	4	1	2	3
貯水槽	10	4	1		7	10	9	1	5	1	5
消火栓	25	16	21	13	20	22	23	13	43	25	38
河川	1				1				1		
湖・その他	5				8				1		

6-3 一宮町消防機械の現況

種別		普通消防車	積載車	小型消防ポンプ
所属	第4支団	0	11	11
	役場	0	0	0
計		0	11	11

6-4 一宮町貯水槽一覧表

一宮地区		東浪見地区	
地区名	貯水槽	地区名	貯水槽
上宿	2	岩切	1
中宿	8	大村	3
下宿	4	権現前	1
内宿	1	綱田	9
本給	2	釣	1
細田	1		
奥谷	3		
待山	1		
野中	2		
関東台	2		
上の原	2		
下の原	2		
宮原	1		
船頭給	3 4		
新地	2 1		
下村	1		
東台場	1		
一宮地区合計	38	東浪見地区合計	15
一宮町貯水槽 合計		53	

6-5 一宮町消火栓一覧表

一宮地区		東浪見地区	
地区名	消火栓	地区名	消火栓
宮原	10	矢畑	10
白山	3	新熊	15
新地	20	岩切	7
船頭給	17	大村	8
野中	7	枇杷畑	4
待山	4	権現前	8
細田	1	稻荷塚	5
奥谷	4	原	5
道祖神	4	上宿	1
関東台	3	釣	12
内宿	3	綱田	9
柚の木	1		
本給	2		
下宿	8		
中宿	15		
上宿	4		
老女子	3		
田町	3		
下村	11		
海岸	12		
東台場	13		
上の原	8		
中の原	9		
下の原	10		
一宮地区合計	175	東浪見地区合計	84
一宮町消火栓 合計		259	

6-6 防火地域・準防火地域内の建築規制基準

1 防火地域・準防火地域内の建築規制

	対	象	構 造
防 火 地 域	1 階数が3以上又は延べ面積が100㎡を超える建築物	3に掲げる建築物を除く	耐火建築物
	2 その他の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 (1) 外壁及び軒裏が防火構造で、延べ面積が50㎡以内の平屋建ての附属建築物 (2) 卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなど (3) 高さ2mを超える門又は扉で、不燃材料で造り又はおおわれたもの (4) 高さ2m以下の門又は扉		制限なし
	4 看板、広告塔、装飾塔その他これらに類する工作物で、建築物の屋上に設けるもの又は高さ3mを超えるもの		主要部分を不燃材料で造り又はおおう。
準 防 火 地 域	1 地階を除く階数が、4以上又は延べ面積が1,500㎡を超える建築物	卸売市場の上家又は機械製作工場で主要構造部が不燃材料で造られたものなどを除く	耐火建築物
	2 延べ面積が500㎡を超え1,500㎡以下の建築物		耐火建築物又は準耐火建築物
	3 地階を除く階数が3である建築物		耐火建築物、準耐火建築物又は防火上必要な政令で定める技術基準に適合する建築物
	4 1、2、3以外の木造建築物	外壁及び軒裏で延焼のおそれのある部分 高さ2mを超える附属の門又は扉で延焼のおそれのある部分	防火構造 不燃材料で造るか、おおう。
防火地域、準防火地域内にある建築物に対するその他の制限			
1 屋根……防火地域又は準防火地域においては、建築物の屋根で耐火構造又は準耐火構造でないものは、不燃材料で造り、又はふかなければならない。(建築基準法第63条)			
2 開口部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、耐火建築物及び準耐火建築物以外のは、その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、政令で定める構造の防火戸その他の防火設備を設けなければならない。(建築基準法第64条)			
3 外壁部……防火地域又は準防火地域にある建築物で、外壁が耐火構造のものについては、その外壁を隣地境界線に接して設けることができる。(建築基準法第65条)			

2 防火地域、準防火地域の指定状況

(平成29年3月31日時点、単位ha)

防火地域	—
準防火地域	7.6

6-7 重要水防区域

河川	重要度		重要水防区域箇所 地先名	延長		想定される水防 工法又は対策
	種別	階級		右岸	左岸	
二級 一宮川	堤防高	B	長生郡陸沢町寺崎～松潟堰	0	835	積み土のう工

6-8 水防倉庫の備蓄資機材

1 消防団（第3分団第1部消防機庫）

番号	資機材	数量	備考
1	救助用ボート	1	
2	救命胴衣	23	

2 消防団（第3分団第2部消防機庫）

番号	資機材	数量	備考
1	救助用ボート	1	
2	救命胴衣	18	

6-9 水防資機材の調達先

種類	店名	住所	電話	備考
金物類	荒留商店	一宮 3070	42-3174	
	音羽屋（株）	一宮 2772	42-3725	
	コメリハード&グリーン長生店	長生村金田 3140	30-0221	
杭 類	コメリハード&グリーン長生店	長生村金田 3140	30-0221	
縄 類	荒留商店	一宮 3070	42-3174	
	音羽屋（株）	一宮 2772	42-3725	
	コメリハード&グリーン長生店	長生村金田 3140	30-0221	

6-10 危険物製造所等の設置状況

区分	製造所	貯蔵所							小計	取扱所			小計	合計
		屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵	屋内タンク貯蔵	地下タンク貯蔵	簡易タンク貯蔵	移動タンク貯蔵	屋外貯蔵所		給油取扱所	販売取扱所	一般取扱所		
件数	0	0	1	0	3	0	2	0	6	4	0	2	6	12

[7 災害危険箇所等]

7-1 急傾斜地崩壊危険区域

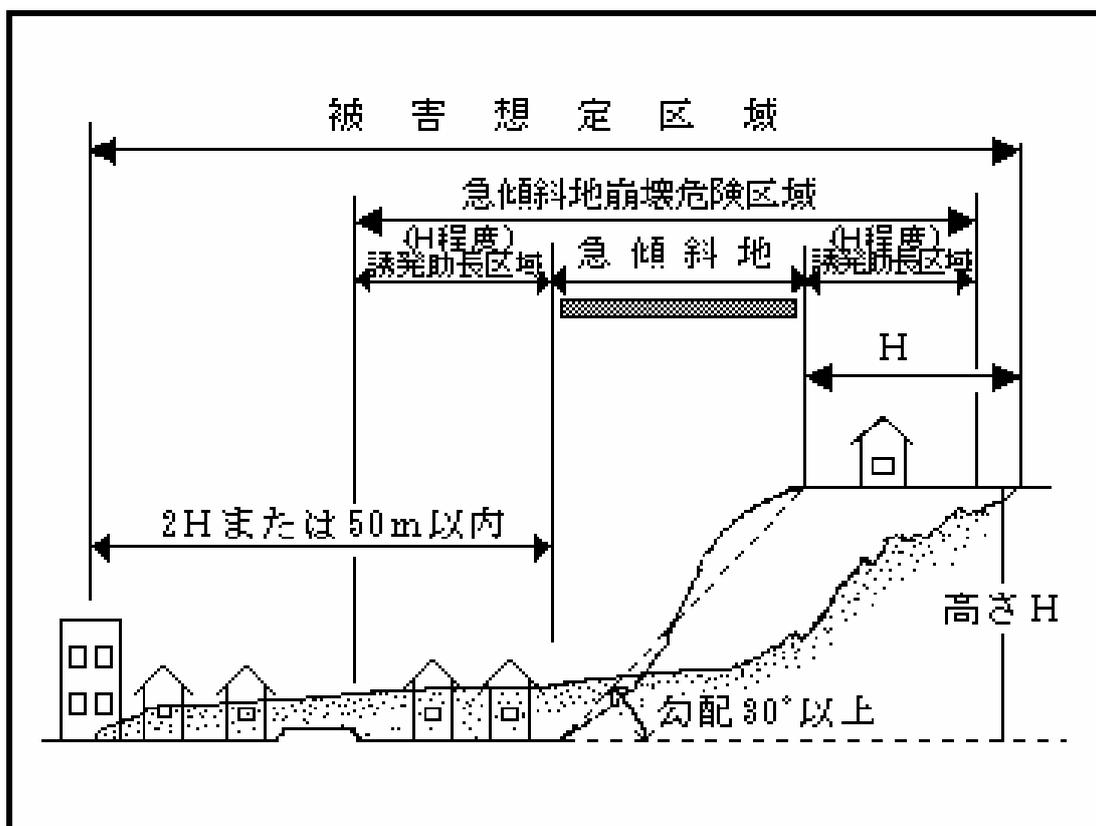
(令和3年7月1日時点)

地区名	所在地	指定面積 (平方メートル)	指定年月日	指定番号	告示番号
西門前台	西門前台	3,701.00	昭和52年10月18日	45	千第673号

【参考：急傾斜地崩壊危険区域指定基準】

急傾斜地崩壊危険区域指定基準は、次の各号に該当する崖について、知事が必要と認めるものとする。

- (1) 急傾斜地の勾配が30度以上のがけ
- (2) 急傾斜地の高さが5m以上のがけ
- (3) 急傾斜地の崩壊により、危害が生ずるおそれがある人家が5戸以上あるもの、又は5戸未満であっても、官公署・学校・病院・旅館等に危害を生ずるおそれのあるもの



7-2 土砂災害警戒区域等

(令和3年12月24日時点)

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	告示番号	
					警戒区域	特別警戒区域
1	長生郡一宮町東浪見	大村	急傾斜地の崩壊	H22.3.23	千第212号	千第214号
2	長生郡一宮町一宮	一宮4	急傾斜地の崩壊	H22.3.23	千第212号	千第214号
3	長生郡一宮町一宮	一宮13	急傾斜地の崩壊	H22.3.23	千第212号	千第214号
4	長生郡一宮町一宮	一宮14	急傾斜地の崩壊	H22.3.23	千第212号	千第214号
5	長生郡一宮町一宮	一宮15	急傾斜地の崩壊	H22.3.23	千第212号	千第214号
6	いすみ市岬町椎木、 長生郡一宮町網田	椎木3	急傾斜地の崩壊	H26.1.10	千第9号	千第11号
7	長生郡一宮町一宮	一宮1	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
8	長生郡一宮町一宮	一宮2	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
9	長生郡一宮町一宮	一宮3	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
10	長生郡一宮町一宮	一宮5	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
11	長生郡一宮町一宮	一宮6	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
12	長生郡一宮町一宮	一宮7	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
13	長生郡一宮町一宮	一宮8	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
14	長生郡一宮町一宮	一宮9	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
15	長生郡一宮町一宮	一宮10	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
16	長生郡一宮町一宮	一宮12	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
17	長生郡一宮町一宮	一宮16	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
18	長生郡一宮町一宮	一宮17	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
19	長生郡一宮町一宮	一宮18	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
20	長生郡一宮町一宮	一宮19	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
21	長生郡一宮町一宮	一宮20	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
22	長生郡一宮町一宮	一宮21	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
23	長生郡一宮町一宮	一宮22	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
24	長生郡一宮町一宮	一宮23	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
25	長生郡一宮町一宮	一宮25	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
26	長生郡一宮町一宮	一宮26	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
27	長生郡一宮町一宮	一宮27	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
28	長生郡一宮町一宮	一宮28	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
29	長生郡一宮町一宮	一宮29	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
30	長生郡一宮町一宮	一宮30	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
31	長生郡一宮町一宮	一宮31	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
32	長生郡一宮町一宮	一宮32	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号
33	長生郡一宮町一宮	一宮33	急傾斜地の崩壊	R2.3.31	千第209号	千第220号

番号	指定箇所	箇所名	自然現象の種類	告示日	告示番号	
					警戒区域	特別警戒区域
34	長生郡一宮町一宮	一宮 34	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
35	長生郡一宮町一宮	一宮 35	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
36	長生郡一宮町一宮	一宮 36	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
37	長生郡一宮町一宮	一宮 37	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	特別警戒区域 なし
38	長生郡一宮町一宮	一宮 38	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
39	長生郡一宮町綱田	綱田 1	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
40	長生郡一宮町綱田	綱田 2	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
41	長生郡一宮町綱田	綱田 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
42	長生郡一宮町綱田	綱田 5	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
43	長生郡一宮町綱田	綱田 6	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
44	長生郡一宮町綱田	綱田 7	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
45	長生郡一宮町綱田	綱田 8	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
46	長生郡一宮町東浪見	東浪見 3	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号
47	長生郡一宮町東浪見	東浪見 4	急傾斜地の崩壊	R2. 3. 31	千第 209 号	千第 220 号

7-3 基礎調査予定箇所一覧

(令和3年7月1日時点)

県管理番号	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類
1493	一宮	I-112K2008	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1494	一宮	I-112K2015	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1495	一宮	I-112K2024	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1496	一宮	I-112K2026	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1497	一宮	I-112K2031	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1498	一宮	I-112K2032	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1499	一宮	I-112K2034	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
1500	綱田	I-112K2041	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
1501	東浪見	I-112K2042	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
1502	東浪見	I-112K2047	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
1503	東浪見	I-112K2049	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
1504	本給	I-112K2050	一宮町本給	急傾斜地の崩壊
6044	一宮	II-112K2001	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6045	一宮	II-112K2002	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6046	一宮	II-112K2003	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6047	一宮	II-112K2004	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6048	一宮	II-112K2005	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊

県管理番号	箇所名	箇所番号	所在地	自然現象の種類
6049	一宮	Ⅱ-112K2006	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6050	一宮	Ⅱ-112K2007	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6051	一宮	Ⅱ-112K2009	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6052	一宮	Ⅱ-112K2010	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6053	一宮	Ⅱ-112K2011	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6054	一宮	Ⅱ-112K2012	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6055	一宮	Ⅱ-112K2013	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6056	一宮	Ⅱ-112K2014	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6057	一宮	Ⅱ-112K2016	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6058	一宮	Ⅱ-112K2017	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6059	一宮	Ⅱ-112K2018	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6060	一宮	Ⅱ-112K2019	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6061	一宮	Ⅱ-112K2020	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6062	一宮	Ⅱ-112K2021	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6063	一宮	Ⅱ-112K2022	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6064	一宮	Ⅱ-112K2023	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6065	一宮	Ⅱ-112K2025	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6066	一宮	Ⅱ-112K2027	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6067	一宮	Ⅱ-112K2028	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6068	一宮	Ⅱ-112K2029	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6069	一宮	Ⅱ-112K2030	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6070	一宮	Ⅱ-112K2033	一宮町一宮	急傾斜地の崩壊
6071	綱田	Ⅱ-112K2035	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6072	綱田	Ⅱ-112K2036	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6073	綱田	Ⅱ-112K2037	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6074	綱田	Ⅱ-112K2038	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6075	綱田	Ⅱ-112K2039	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6076	綱田	Ⅱ-112K2040	一宮町綱田	急傾斜地の崩壊
6077	東浪見	Ⅱ-112K2043	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
6078	東浪見	Ⅱ-112K2044	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
6079	東浪見	Ⅱ-112K2045	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
6080	東浪見	Ⅱ-112K2046	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊
6081	東浪見	Ⅱ-112K2048	一宮町東浪見	急傾斜地の崩壊

7-4 山腹崩壊危険地区

管理事務所	国有林・民有林	市町村番号	地区番号	大字	字
北部	民有林	421	001	一宮	城ノ内
北部	民有林	421	002	一宮	中細田
北部	民有林	421	003	一宮	上細田
北部	民有林	421	005	細田	大谷
北部	民有林	421	006	東浪見	権現堂
北部	民有林	421	007	番細工	神振
北部	民有林	421	008	東浪見	軍茶利
北部	民有林	421	009	綱田	久保ノ谷

[8 災害報告等関係]

8-1 火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

最終改正
令和 3 年 5 月消防応 29 号

第 1 総則

1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）

消防組織法第 40 条

消防庁長官は、都道府県及び市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付消防救第 158 号）」の定めるところによる。

3 報告手続

(1) 「第 2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。

以下第 1 から第 3 までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、2 以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

- (2) 「第2即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれ著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。
- (3) 「第2即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第1報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第1報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第1報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第1報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1) 様式

ア 火災等即報・・・第1号様式及び第2号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第1号様式、特定の事故については、第2号様式により報告をすること。

イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第3号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第3号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ 災害即報・・・第4号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア 火災等即報、イ 救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ 報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

5 報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第2 即報基準」又は「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第2 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

1 火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が3人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア 火災

(ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積3,000平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建築物への延焼が10棟以上又は気象状況等から勘案して概ね10棟以上になる見込みの火災
- g 損害額1億円以上と推定される火災

(イ) 林野火災

- a 焼損面積10ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

(ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

(エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

(例示)

- ・ 消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

(ア) 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

(例示)

- ・ 危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

(イ) 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

(ウ) 特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

(ア) 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

(イ) 負傷者が5名以上発生したもの

(ウ) 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

(エ) 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

(オ) 海上、河川への危険物等流出事故

(カ) 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

エ 原子力災害等

(ア) 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

(イ) 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

(ウ) 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

(エ) 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1)一般基準、(2)個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者5人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故

(3) 要救助者が5人以上の救助事故

- (4) 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上の救助事故
- (5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
- (6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
- (7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・ 列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・ バスの転落による救急・救助事故
- ・ ハイジャックによる救急・救助事故
- ・ 不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・ 全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

3 武力攻撃等災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 一般基準
 - ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
 - イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
 - ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの
 - エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
 - オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの
- (2) 個別基準
 - ア 地震
 - (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの

- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- イ 津波
 - (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
 - (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの
- ウ 風水害
 - (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- エ 雪害
 - (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
 - (イ) 積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの
- オ 火山災害
 - (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
 - (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (3) 社会的影響基準
 - (1)一般基準、(2)個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告するものとする。

1 火災等即報

- (1) 交通機関の火災
 - 第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。
- (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。
- (3) 危険物等に係る事故((2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。)
 - ア 第2の1の(2)のウの(ア)、(イ)に同じ。
 - イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの
 - ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの
 - (ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの
 - (イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等
 - エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの
 - オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災
- (4) 原子力災害等
 - 第2の1の(2)のエに同じ。

- (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災
- (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急処理事態への発展の可能性があるものを含む。）

2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

- (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故
- (2) バスの転落等による救急・救助事故
- (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故
- (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故
- (5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

3 武力攻撃災害等即報

第2の3の(1)、(2)に同じ

4 災害即報

- (1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）
- (2) 第2の4の(2)のイ、ウ及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

<火災等即報>

1 第1号様式（火災）

- (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

- (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

- (3) 救急・救助活動の状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

- (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

- (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア 死者3人以上生じた火災

- (ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要
 - a 建物等の用途、構造及び周囲の状況
 - b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過
- (イ) 火災の状況
 - a 発見及び通報の状況
 - b 避難の状況
- イ 建物火災で個別基準の e、f 又は g のいずれかに該当する火災
 - (ア) 発見及び通報の状況
 - (イ) 延焼拡大の理由
 - a 消防事情
 - b 都市構成
 - c 気象条件
 - d その他
 - (ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称
 - (エ) り災者の避難保護の状況
 - (オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）
- ウ 林野火災
 - (ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）
 - ※必要に応じて図面を添付する。
 - (イ) 林野の植生
 - (ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況
 - (エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）
- エ 交通機関の火災
 - (ア) 車両、船舶、航空機等の概要
 - (イ) 焼損状況、焼損程度

第1号様式 (火災)

第 報

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	(月 日 時 分) 月 日 時 分		
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた 理由			
	負傷者	重症 人				
		中等症 人				
		軽症 人				
建物の概要	構造		建築面積	m ²		
	階層		延べ面積	m ²		
焼損程度	焼損棟数	全焼棟 半焼棟 部分焼 ぼや棟	計 棟	焼損面積	建物焼損床面積	m ²
					建物焼損表面積	m ²
					林野焼損面積	ha
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)		台	人		
	消防団		台	人		
	その他(消防防災ヘリコプター等)		台・機	人		
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

2 第2号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて**製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

- ・自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

- ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。
- イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。
- ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第2号様式 (特定の事故)

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	発見日時	月 日 時 分			
	鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の区分				
事故の概要					
死傷者	死者(性別・年齢)	人	負傷者等	人(人)	
			重症	人(人)	
			中等症	人(人)	
			軽症	人(人)	
消防防災 活動状況 及び 救急・救助 活動状況	警戒区域の設定 月 日 時 分 使用停止命令 月 日 時 分	出場機関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			その他	人	
		消防本部(署)	台	人	
		消防団	台	人	
		消防防災ヘリコプター	機	人	
		海上保安庁		人	
自衛隊		人			
その他		人			
災害対策本部等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<救急・救助事故・武力攻撃災害等即報>

3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア 「負傷者等」には、急病人等を含む。

イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- ・ 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- ・ 避難指示の発令状況
- ・ 避難所の設置状況
- ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ・ N B C 検知結果（剤の種類、濃度等）
- ・ 被害の要因（人為的なもの）
不審物（爆発物）の有無
立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第3号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等	人(人)	
	計 人	{ 重症 人(人) 中等症 人(人) 軽 症 人(人)		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

<災害即報>

4 第4号様式

(1) 第4号様式(その1)(災害概況即報)

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合(例えば、地震時の第1報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合)には、本様式を用いること。

ア 災害の概況

(ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名(地域名)及び日時を記入すること。

(イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川の氾濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況
- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119番通報の件数を記入する欄については、第3 直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等(以下、「災害対策本部等」という。)を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所							発生日時	年	月	日	時	分	
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟
		うち 災害関連死者		人			人		半壊		棟	床下浸水		棟
		不明		人		軽傷			人	一部破損		棟	未分類	
	119番通報の件数													
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)						
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)											
	自衛隊派遣要請の状況													
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策													

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

(2) 第4号様式(その2)(被害状況即報)

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

8-2 千葉県危機管理情報共有要綱

目次

第一章 総則
第一節 目的、定義及び基準（第一条－第三条）
第二節 報告（第四条－第六条）
第三節 情報共有（第七条－第十一条）
第二章 事務局（第十二条－第二十条）
第一節 体制（第十二条－第十五条）
第二節 情報収集（第十六条－第十九条）
第三節 準用（第二十条）
第三章 各部及び各支部
第一節 共通（第二十一条・第二十二条）
第二節 各部（第二十三条）
第三節 各支部（第二十四条）
第四章 市町村等（第二十五条－第二十八条）
第一節 体制（第二十五条）
第二節 報告（第二十六条－第二十八条）
附則
別表

第一章 総則

第一節 目的、定義及び基準

（目的）

第一条 この要綱は、千葉県地域防災計画及び千葉県国民保護計画並びに千葉県危機管理体制運用方針に基づき、千葉県災害対策本部事務局及び千葉県国民保護対策本部等事務局並びに千葉県危機管理体制運用方針に規定する危機対応のための対策本部（以下、「千葉県対策本部」という。）事務局（以下、「事務局」という。）に対する県の各部局や市町村等からの報告を通じて、他の組織と情報を共有するための手続を定める。

（用語の定義）

第二条 本要綱において使用する用語の定義は別表1のとおりとする。

（事案の定義及び基準）

第三条 本要綱による報告や情報共有を行う場合、情報を分類するために本部事務局は事案を定義する。定義を行う基準は別表1「事案登録基準」とおりとする。

第二節 報告

（報告の種類と時期）

第四条 報告の種類と報告時期は別表1「報告の種類と時期」とおりとする。

（報告方法）

第五条 本要綱による報告を行う場合は、原則としてシステム（物資に関する報告を行う場合については物資調達・輸送調整等支援システム。以下この条において同じ。）を使用する。なお、システムが使用不能又は本要綱に別途規定がある場合は、電子メール、電話またはファックス等の代替手段を使用して事務局情報班に対し報告を行う。

（情報の正確性）

第六条 災害対応を迅速に行うため、覚知した情報は速やかに報告することを原則とする。また、情報に不足がある場合は該当箇所を不明とし、報告することを優先する。

第三節 情報共有

（対象範囲）

第七条 本要綱による情報共有の対象となる組織は、市町村、消防本部及び警察本部並びに庁内各部局とする。

（情報の取扱）

第八条 情報は、原則として情報共有の対象となる全組織が閲覧できるものとする。なお、報道機関及び県民に公開する情報については、情報を報告した機関の了解又は市町村の認定を得た上で行う。

（システムによる情報共有）

第九条 事務局情報班は、収集した情報をシステムに登録し、他の組織と共有する。ただし、システムが使用できない場合にあっては電子メール、電話またはファックス等その他適切な手段により共有する。

（報道発表等による情報共有）

第十条 前項の規定によらず、広報班は報道発表、県庁 Web サイト、防災ポータルサイト等の手段を用いて、他の組織への情報共有及び県民への情報提供を行う。

（個人情報保護に関する特例）

第十一条 この要綱に基づいて県が行う情報の収集については、千葉県個人情報保護条例第八条第三項第四号の規定により、本人以外から行うことができる。

第二章 事務局

第一節 体制

（情報共有に関する事務及びシステムの運用）

第十二条 情報共有に関する事務総括及びシステムの運用は情報班が行う。

（物資資源管理情報に関する事務）

第十三条 物資資源管理情報に関する情報共有は物資支援班が行う。

（避難所等情報に関する事務）

第十四条 避難所等情報に関する情報共有は被災者支援班が行う。

（システムのメンテナンス）

第十五条 情報の共有に使用するシステムのメンテナンスは通信システム班が行う。

第二節 情報収集

(システム、電話等)

第十六条 情報班は、システム、電話、ファックス等を活用し、庁内各部局及び市町村等から情報を収集し、その取りまとめを行う。

(現地への職員の派遣)

第十七条 現地派遣班は、事務局長の指示により編成され、被災地に派遣されることで現地の情報を収集する。

(航空機)

第十八条 航空運用調整班は、緊急に情報を収集する必要がある場合、次の組織にヘリコプター等による空撮映像の配信を、各組織で定められた規定等に基づいて依頼する。

- 一 陸上自衛隊
- 二 海上自衛隊
- 三 千葉県警察本部
- 四 千葉市消防局（緊急消防援助隊活動時は消防応援活動調整本部）
- 五 海上保安庁
- 六 その他

(その他の手段)

第十九条 情報班は、テレビ、インターネット、高所監視カメラその他のあらゆる手段を用いて必要な情報を収集する。

第三節 準用

(災害対策本部等設置前の対応)

第二十条 千葉県災害対策本部若しくは千葉県国民保護対策本部等又は千葉県対策本部が設置されない場合において、本要綱に事務局（事務局に置く各班を含む。）とあるものは、千葉県地域防災計画に基づく対応は防災対策課、千葉県国民保護計画及び千葉県危機管理体制運用方針に基づく対応は危機管理政策課と読み換えるものとする。

第三章 各部及び各支部

第一節 共通

(即時報告)

第二十一条 各部または各支部は、所管する課または出先機関について別表1「報告の種類と時期」の即時報告に指定する情報のほか、庁舎の被災状況、職員の参集状況、参集時に覚知した情報等を事務局に報告する。

(随時報告)

第二十二条 各部または各支部は、別表2、3に規定する報告内容を覚知した場合は直ちに報告する。

第二節 各部

(報告内容)

第二十三条 各部で報告する内容とその所管課、指定様式は別表2のとおり。

第三節 各支部

(支部災害派遣職員)

第二十四条 各支部が派遣した災害派遣職員の得た情報は、随時事務局に報告する。

第四章 市町村等

第一節 体制

(情報の報告窓口)

第二十五条 市町村、消防本部及び警察本部は、災害対策本部またはこれに相当する部局に被害等の情報を報告する窓口を定め、県の事務局に対して報告を行う。

第二節 報告

(報告様式)

第二十六条 市町村、消防本部及び警察本部が報告する内容とその指定様式は別表3のとおり。

(認定のない情報の報告)

第二十七条 市町村、消防本部及び警察本部は、その管内で覚知された情報について、市町村の認定が行われていない状況であっても随時報告を行う。

(被害情報の認定)

第二十八条 市町村は、その管内で覚知された災害等における被害を確定するため、被害情報の認定を行う。

附 則

この要綱は、平成二十九年四月一日から施行する。

千葉県被害情報等報告要領は、平成二十九年三月三十一日をもって廃止する。

この要綱は、平成二十九年七月一日から施行する。

この要綱は、令和四年四月一日から施行する。

用語の定義

用語	定義
報告	事務局が別表 2、3 に規定する組織から情報を受け取ること。
情報共有	事務局及び別表 2、3 に規定する組織が、同じ情報を把握できる状態にすること。
システム	千葉県防災情報システムのこと。
事案登録	情報の報告、共有を行うために事案を分類し、定義すること。
事案登録基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内で震度 5 弱以上の地震が発生した場合。 ・ 県内で気象警報（波浪を除く）が発表された場合。 ・ 県内で津波に関する注意報、警報が発表された場合。 ・ 市町村に災害対策本部が設置された場合。 ・ 災害等の発生が予想され、あらかじめ必要であると事務局が認めた場合。 ・ 上記以外であって、災害等による被害を覚知した場合。 ・ 上記以外であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる事案が発生した場合。
報告の種類と時期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 【即時報告】 定義した事案について、その対応に着手した時点でその時刻、配備体制、配備人数を報告（各部、各支部及び市町村）。 ・ 【随時報告】 情報を覚知した、または事務局から別途報告の時刻について指定があった場合に行う報告。 ・ 【定時報告】 対応が長期化した場合等において、事務局から定時報告の指定があった場合に行う報告（原則として午前 10 時及び午後 3 時時点での情報を 30 分以内）。 ・ 【平時報告】 事案の有無によらず、平時から行う報告。報告内容及び日時は防災対策課が別途指定する。
物資資源管理情報	<p>災害その他の事案で使用する食糧、資機材等の情報及びそれらを集積、備蓄、配送するために必要な情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県備蓄倉庫（県有及び民間倉庫）の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 市町村の名称、住所、座標、延べ床面積、収容能力、乗り入れ車両制限、荷揚げ資機材等。 ・ 県及び市町村備蓄物資の品目及び数量。
避難所等情報	<p>災害その他の事案で被災者が利用する避難所、緊急避難場所、一時滞在施設等の情報。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 緊急避難場所（指定外含む）の名称、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。 ・ 一時滞在施設の名称、管理者、住所、座標、収容人数、対応する災害種別、指定の有無、設備等。

各部局における報告一覧表

※印：参考様式【その他】を使用する。

所管課	報告内容	報告様式
学事課	各私立学校（園）に関する情報	※
水政課	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報（企業局管轄分を除く）。	参考様式 【水政課・企業局】
空港地域振興課	航空機事故、ゲリラ事件、航空機爆破予告・ハイジャック予告、落下物、石油パイプライン事故等。	※
交通計画課	県内鉄道の被害及び運行状況	参考様式 【交通計画課】
健康福祉政策課	部内各課が必要とする物資及び資機材情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	※
医療整備課	DMAT の活動に関する情報	参考様式 【医療整備課 (DMAT)】
	病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	参考様式 【医療整備課（病院）】
薬務課	県の医薬品備蓄量、市町村の医薬品必要情報	参考様式 【薬務課】
大気保全課	大気汚染等事故情報、放射性物質事故情報、光化学スモッグ注意報等大気汚染緊急時情報、光化学スモッグ被害情報、東京湾沿岸広域異臭発生情報	参考様式 【大気保全課】
水質保全課	異常水質情報	参考様式 【水質保全課】
自然保護課	野鳥における高病原性鳥インフルエンザ情報	※
農林水産政策課	農林水産被害情報	参考様式 【農林水産部】
畜産課	急性悪性家畜伝染病発生情報	参考様式 【畜産課】
県土整備政策課	公共土木施設被害情報（部内の他課でまとめる被害情報を除く）	参考様式 【県土整備部】
道路環境課	道路被害情報及び通行規制情報	参考様式 【県土整備部】
河川環境課	水防・土砂災害情報	参考様式 【県土整備部】
港湾課	港湾施設被害情報	参考様式 【県土整備部】
下水道課	下水道施設被害情報	参考様式 【県土整備部】

企業局	水道施設事故、断水戸数、水質事故、放射性物質汚染事故の被害情報及び応急給水資機材情報（企業局管轄分）	参考様式 【水政課・企業局】
病院局	県立病院の被災及び必要物資・資機材に関する情報	※
教育庁	文教施設被害及び公立学校の避難所状況 （千葉市立を除く公立小・中・高・特別支援学校）	※
関係課	消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	消防庁様式 （災害即報 4号様式）

市町村、消防本部、警察本部における報告一覧表

報告内容	組織名	報告様式
人的被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 1 (人的被害)
住家等被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 2 (住家等被害)
交通規制・道路被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 3 (交通規制・道路被害)
その他の被害に関する情報	市町村 消防本部 警察本部	様式 4 (その他の被害)
避難指示等に関する情報	市町村	様式 5 (避難指示等)
物資資源管理に関する情報	市町村	様式 6 (物資情報)
避難所・救護所等に関する情報	市町村	様式 7 (避難所等情報)
消防庁が指定する災害に関する情報（災害年報関係）	市町村	消防庁様式 (災害即報 4 号様式)

負傷者情報

管轄町	
管轄消防	
覚知時間	
発生住所	
年齢	
性別	
国籍	
程度	
傷病名	
搬送先	
状況	

報告者

所属

連絡先

受信者

負傷者情報

管轄市	〇〇町
管轄消防	〇〇〇〇〇〇〇〇〇消防組合消防本部
覚知時間	〇〇時〇〇分
発生住所	〇〇町〇〇〇〇—〇〇
年齢	〇〇歳
性別	男
国籍	日本
程度	重傷又は軽傷(※中等症は軽傷扱いとする)
傷病名	右大腿骨頸部骨折、右肩脱臼
搬送先	〇〇病院
状況	地震に驚き自宅階段(2階から1階)から転落し負傷。

報告者 〇〇 〇〇

所属 〇〇課

連絡先 000-000-0000

受信者

様式 2-1

住家被害に関する状況（損壊）

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	破損箇所及び被害の詳細	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	〇〇町1-1	共同住宅	121	200	一部破損	屋根のトタンが一部めくれ上がった。		〇〇	千葉県	〇〇
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

※ガラスが数枚割れた程度の被害は報告不要（一部破損ではない）

様式 2-2

住家被害に関する状況（浸水被害）

整理番号	住所	種別	世帯数	人員	程度	対処状況	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	〇〇町1-1	共同住宅	121	200	床上浸水	対処完了			〇〇	千葉県	〇〇
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

様式 2-3

非住家被害に関する状況

整理番号	住所	種別	名称	程度	破損箇所及び被害の詳細	備考	報道への公表区分	報告者名	報告者所属	連絡先
1	〇〇町1-1	公共建物	〇〇公民館	半壊				〇〇	千葉県	〇〇
2	〇〇町1-2	その他	〇〇倉庫	全壊						
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										

記入要領

共通事項

- 住家被害の定義は、「被害報告取扱要領」（昭和45年4月10日消防防第246号）によるものとする。
- 被害を覚知した場合、詳細な破損箇所、対処状況等について不明又は調査中であっても原則報告を行うものとする。なお、住所の詳細が不明（大字が不明）な場合には、判明した時点で報告を行うこと。
- 「住所」の欄については、可能な限り詳細に記入することとし、最低限、大字までは記入すること。
- 各項目について、不明な箇所については、「不明」と記入する。なお、判明した時点で必ず修正を行うこと。
- 「報道への公表区分」は、市町村が被害を認定し、マスコミへ発表できる状況になったら公表とする。

1 損壊

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」、「一部破損」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

2 浸水被害

- 「種別」、「世帯数」、「人員」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「床上浸水」、「床下浸水」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「対処状況」について、「対処完了」については、その対処方法等についても簡潔に記入する。なお、床下浸水等で対処が不要な場合も「対処完了」とする。

3 非住家被害

- 「種別」、「名称・詳細」について、被害を覚知した時点で不明な場合は、「不明」と記入し報告し、その後判明した時点で再度記入する。
- 「程度」について、原則「全壊」、「半壊」の別を記入することとし、判別に時間を要する場合に限り、「不明」とする。
- 「破損箇所及び被害の詳細」について、報告時点で把握している情報を記入し、情報が無く、現場調査を要する場合には「不明」とする。

認定基準

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	共通	住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。	<p>1. 別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。</p> <p>2. 倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。</p> <p>3. 店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、两部分にわたり被害を生じた場合は、「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。</p> <p>4. 「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に1棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各1棟として計上する。</p> <p>5. アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は1棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。</p>

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	全壊	<p>住家はその居住のための基本的機能を喪失したもの。すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積がその住家の延べ床面積の70%以上に達した程度のも、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。</p>	
住家被害	半壊	<p>住家はその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のも、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。</p>	
住家被害	一部破損	<p>全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。</p>	<p>屋根瓦の相当部分が落ちたような場合は、「一部損壊」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。</p>

区分	被害項目	認定基準	備考
住家被害	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂・竹木の堆積により一時的に居住することができないものとする。	アパート、マンション等の集合住宅で2階建て以上の建物の被災世帯は、次のように取り扱う。 (1) 1階部分が床下浸水の場合、1階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。 (2) 1階部分が床上浸水の場合、1階に居住する世帯数は「床上浸水」に、2階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。
住家被害	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。	
非住家被害	共通	住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。	
		これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。	
		非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入する。	
非住家被害	公共建物	役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。	文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。
非住家被害	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。	店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家、その他」として扱う。
罹災世帯		1. 災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。	寄宿舍、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
		2. 一部損壊及び床下浸水の場合は計上しない。	
罹災者		罹災世帯の構成員とする。	

様式 5

避難指示等発令状況

整理番号	避難指示等発令区分	発令時刻	解除時刻	対象市町村	対象地域	対象世帯数	対象人数	発令理由	報告者名	報告者所属	連絡先
1		2017/2/20 10:15	2017/2/20 15:15	一宮町	字〇〇	200	500		石塚	千葉県	043-223-2175
2											
3											
4											
5											
6											
7											
8											
9											
10											
11											
12											

※対象世帯数及び人数は、正確な把握ができない場合はおおよその数値で良い。

様式 6-1

保有備蓄物資一覧

No	市町村	品目	数量	単位	1梱包単位の容積			1梱包単位の 入数	1梱包単位の重 量(kg)	保管箇所数
					たて(mm)	よこ(mm)	高さ(mm)			
例	一宮町	アルファ化米	50,000	食	320	480	190	50	5.0	5
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										

[9 様式]

9-1 様式一覧

番号	様式名称等
9-2	町被害情報報告様式 様式1 被害情報報告票
9-3	緊急通行車両等の確認、規制除外車両の確認及び事前届出事務手続等に関する様式 別記第1号様式 緊急通行車両等事前届出書及び緊急通行車両等事前届出済証 別記第3号様式 緊急通行車両等確認申請書 別記第4号様式 規定する標章 別記第5号様式 緊急通行車両確認証明書 別記第6号様式 緊急輸送車両確認証明書 別記第8号様式 規制除外車両事前届出書及び規制除外車両事前届出済証 別記第10号様式 規制除外車両確認申請書 別記第11号様式 規制除外車両確認証明書
9-4	自衛隊災害派遣要請等に関する様式 様式1 自衛隊の災害派遣要請について（依頼） 様式2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼） 様式3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書
9-5	災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式 様式1 災害救助用米穀の引渡要請書 様式2 政府所有主要米穀売買契約書
9-6	罹災証明に関する様式 様式1 申請書 様式2 証明書
9-7	被災証明に関する様式 様式1 申請書 様式2 証明書

9-3 緊急通行車両等の確認、規制除外車両の確認及び事前届出事務手続等に関する様式

第1号様式

(警察署) 受理番号□□□-□□□□□□号

災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出書 千葉県公安委員会 殿 申請者住所 委託 <input type="checkbox"/> 氏名 印 年 月 日		災害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 緊急通行車両等事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号		備考	(注) 1 大規模災害特別措置法、災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行なわれたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、高速道路交通警察隊本部、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。 2 届け出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、千葉県公安委員会（警察署又は警察本部交通規制課経由）に届け出てください。 3 次に該当するときには、この届出済証を返還してください。 (1) 緊急通行車両に該当しなくなったとき。 (2) 緊急通行車両等が廃車になったとき。 (3) その他緊急通行車両としての必要性がなくなったとき。
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載) 1 警報(地震予知情報)の発令、伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難(救護)、救助その他保護 4 児童・生徒の応急教育 5 施設、設備の応急復旧(整備・点検) 6 清掃、防疫その他保護衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等(具体的に備考欄に記載) 10 その他 11 緊急輸送(人) ※品名 1 飲料水・食料 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他()			
使用者	住所 氏名		
出 発 地			
備 考			

注 1：車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。
 2：緊急輸送の場合は、輸送人員を()に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第3号様式

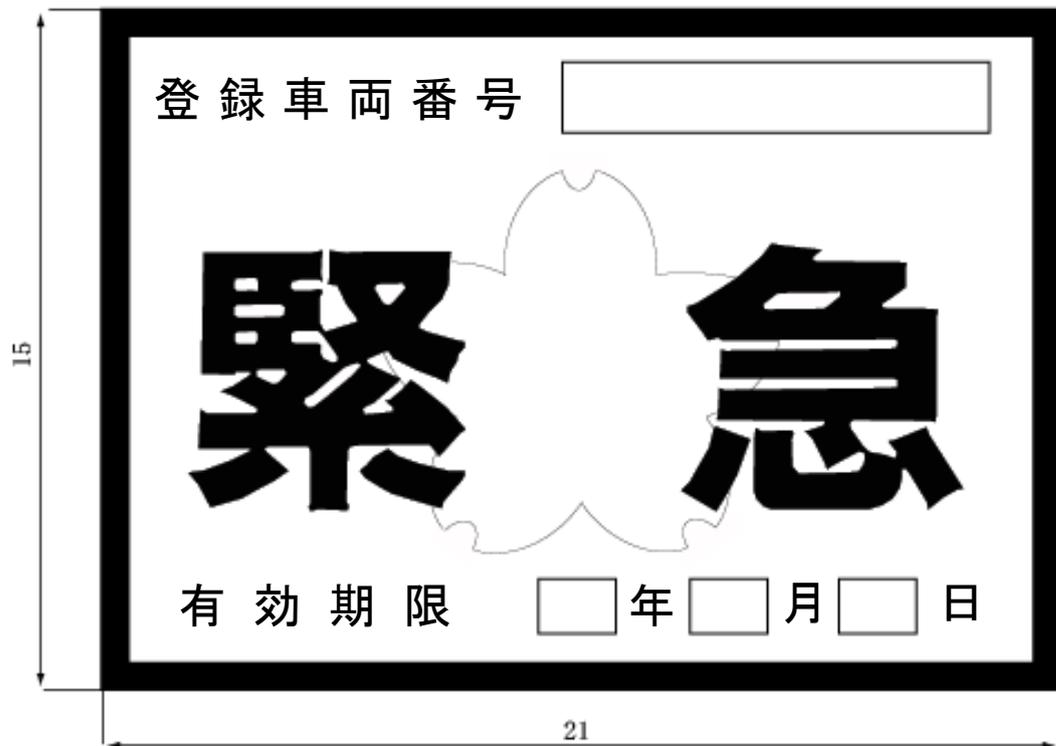
(警察署) 第 号

災 害 地震防災 応急対策用 原子力災害 国民保護措置用	
緊急通行車両等確認申請書	
年 月 日	
千葉県公安委員会 様	
申請者 住所 氏名 印	
自動車登録番号	
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） 品名 1 飲料水・食糧 2 建築資材等 3 衣料・寝具 4 日用雑貨品 5 医薬品 6 その他（ ）
使用者	住 所
	氏 名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第4号様式



- 備考 1 色彩は、記号を黄色、「緊急」の文字及び外枠を赤色、「登録（車両）番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、「登録（車両）番号」、「年」、「月」及び「日」を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

第5号様式

(警察署) 第 号

<p>緊急通行車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>							
自動車登録番号							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 警報（地震予知情報）の発令及び伝達、避難の勧告、指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 救難（救護）、救助その他保護 4 児童・生徒の応急の教育 5 施設、設備の応急の復旧（整備・点検） 6 清掃、防疫その他保健衛生等の措置 7 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 8 緊急輸送確保のための措置 9 その他災害発生の防禦、拡大防止等（具体的に備考欄へ記載） 10 緊急輸送（ 人） <table style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">品名 1 飲料水・食糧</td> <td style="width: 33%;">2 建築資材等</td> <td style="width: 33%;">3 衣料・寝具</td> </tr> <tr> <td>4 日用雑貨品</td> <td>5 医薬品</td> <td>6 その他（ ）</td> </tr> </table> 	品名 1 飲料水・食糧	2 建築資材等	3 衣料・寝具	4 日用雑貨品	5 医薬品	6 その他（ ）
品名 1 飲料水・食糧	2 建築資材等	3 衣料・寝具					
4 日用雑貨品	5 医薬品	6 その他（ ）					
使用者	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 2px;">住所</td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">氏名</td> <td style="border-bottom: 1px solid black; text-align: right;">() 局 番</td> </tr> </table>	住所		氏名	() 局 番		
住所							
氏名	() 局 番						
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間						
通行経路	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> <td style="border-bottom: 1px solid black;"></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地				
出 発 地	目 的 地						
備 考							

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第6号様式

(警察署) 第 号

<p>緊急輸送車両確認証明書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">千葉県公安委員会 印</p>							
自動車登録番号							
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載）	<ol style="list-style-type: none"> 1 地震予知情報の伝達及び避難勧告又は指示 2 消防、水防その他の応急措置 3 応急の救護その他の保護 4 施設・設備の整備及び点検 5 犯罪の予防、交通規制、社会秩序の維持 6 緊急輸送路の確保 7 清掃・防疫・保健衛生、その他応急措置の整備 8 その他地震災害の発生の防止又は軽減等（具体的に備考欄へ記載） 9 緊急輸送（ 人） <table style="width: 100%; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">品名 1 飲料水・食料</td> <td style="width: 33%;">2 建築資材等</td> <td style="width: 33%;">3 衣料・寝具</td> </tr> <tr> <td>4 日用雑貨品</td> <td>5 医薬品</td> <td>6 その他（ ）</td> </tr> </table> 	品名 1 飲料水・食料	2 建築資材等	3 衣料・寝具	4 日用雑貨品	5 医薬品	6 その他（ ）
品名 1 飲料水・食料	2 建築資材等	3 衣料・寝具					
4 日用雑貨品	5 医薬品	6 その他（ ）					
使用者	住 所 氏 名						
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間						
通行経路	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">出 発 地</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">目 的 地</td> </tr> <tr> <td style="height: 30px;"></td> <td></td> </tr> </table>	出 発 地	目 的 地				
出 発 地	目 的 地						
備 考							

注：1 車両の用途欄は、主な用途の番号を1つだけ○で囲んでください。

2 緊急輸送の場合は、輸送人員を（ ）に記入し、主な品名の番号を1つだけ○で囲んでください。

第8号様式

(警察署) 受理番号□□□-□□□□□□号

災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 規制除外車両事前届出書 千葉県公安委員会 殿 申請者住所 (電話) 氏名 年 月 日 印		災害応急対策用 原子力災害 国民保護措置用 第 号 規制除外車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号			
車両の用途 (緊急輸送を行う車両にあっては輸送人員又は品名を記載)			
使用者	住所	() 局 番	
	氏名		
出 発 地			
(注) この事前届出書は2部作成して、当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類を添付の上、車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出してください。 備考 1: 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。 2: 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする			

- (注) 1 災害対策基本法、原子力災害対策特別措置法又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づく交通規制が行われたときには、この届出済証を最寄りの警察本部、警察署、交通検問所等に提出して所要の手続を受けてください。
- 2 届出内容に変更が生じ又は本届出済証を亡失し、滅失し、汚損し、破損した場合には、公安委員会（警察本部経由）に届け出て再交付を受けてください。
- 3 次に該当するときは、本届出済証を返還してください。
- (1) 規制除外車両に該当しなくなったとき。
 - (2) 規制除外車両が廃車となったとき。
 - (3) その他、交通規制対象除外車両としての必要性がなくなったとき。

第 10 号様式

(警察署) 第 号

<p>規制除外車両確認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>千葉県公安委員会 様</p> <p style="text-align: right;">申請者 住所 氏名 印</p>		
自動車登録番号		
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては輸送人員又 は品名を記載)		
使用者	住 所	() 局 番
	氏 名	
通 行 日 時	月 日 : から 月 日 : の間	
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

第 11 号様式

(警察署) 第 号

規 制 除 外 車 両 確 認 証 明 書 年 月 日 千葉県公安委員会 印	
自動車登録番号	
車両の用途 (緊急輸送を行う車両 にあつては輸送人員又 は品名を記載)	
使用者	住所 () 局 番
	氏 名
通行日時	月 日 : から 月 日 : の間
通行経路	出 発 地
	目 的 地
備 考	

備考：用紙の大きさは、日本産業規格A列5番とする。

9-4 自衛隊災害派遣要請等に関する様式

1 自衛隊の災害派遣要請

第 号
年 月 日

千葉県知事 様

一宮町長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1 災害の情况及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日（ 時 分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣希望区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

2 自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請様式

第 年 月 日 号

千葉県知事 様

一宮町長 印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年 月 日付け第 号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

1 撤収を希望する日時 年 月 日 時 分

2 撤収理由

3 その他必要事項

3 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

(表)

<p style="margin: 0;">措 置 命 令</p> <p style="margin: 0;">通 知 書</p> <p style="margin: 0;">措 置</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">年 月 日</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">署長 殿</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 1 項の規定により</p> <p style="margin: 0;">災害対策基本法第 76 条の 3 第 3 項及び第 4 項の規定において準用する</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">第 2 項の規定により</p> <p style="margin: 0;">措置命令</p> <p style="margin: 0; text-align: center;">を行ったので、同条第 6 項の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="margin: 0;">措 置</p> <p style="margin: 0; text-align: right;">所属 氏名 ㊟</p>				
1	日 時	年 月 日	午前 時 分 午後	
2	場 所			
3	(命令・措置) を行った者	所属		
		場所		
4	命令の 場 合	命 令 を 受 け た 者	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示 されている 番 号	
	措置の 場 合	措置に係る 物件の (占有者 ・所有者 ・管理者)	住 所	
			氏 名	
			番号標に表示 されている 番 号	

(裏)

5 (命令・措置) の内容	
6 (命令・措置) を行った場所の前後の状況	
7 備 考	
<p>備考 1 6には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。 2 ()内については、該当するものを○で囲むこと。 3 破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。 4 所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。</p>	

用紙の大きさは、A4とする。

9-5 災害救助用米穀の引渡要請等に関する様式

※様式は、関東農政局通知から抜粋

【別紙2】

年 月 日			
農林水産省農産局長 殿			
一宮町長			印
災害救助用米穀の引渡要請書			
米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知）第4章I第11の1に基づき、以下のとおり要請します。			
引渡希望数量 (kg)	引 渡 場 所	引 渡 方 法	備 考
<p>(注1) 公印を省略する場合は、押印場所に「公印省略」と記載する。</p> <p>(注2) 備考欄に担当者氏名、連絡先等を記載する。</p>			

(災害救助法又は国民保護法の発動に伴う知事に対する延納売却)

政府所有主要米穀売買契約書

- 1 種類
- 2 数量
- 3 代金

用途 (価格) 区分	種別	産年	産地 品種	包 装	量 目	等 級	数量(キロ 数)	単 価	金 額	備 考
計										
消費税及び 地方消費税 の相当額										
合計										

内 訳

- 4 現品受渡場所
- 5 現品受渡期限 令和 年 月 日
- 6 代金納付場所 日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）
- 7 代金納付期限 令和 年 月 日
- 8 買 受 目 的

食料安定供給特別会計契約担当官農林水産省農産局長〇〇〇〇（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、上記政府所有主用米穀（以下「現品」という。）の売買について、次の条項により契約を締結する。

（延納の特約）

第1条 甲は、乙に売却する現品の代金納付については、この契約の定めるところにより、延納を認めるものとする。

（契約保証金・延納担保及び延納利息）

第2条 甲は、この契約に伴う契約保証金、延納担保及び延納期間中の延納利息を免除するものとする。

（買受代金の納付）

第3条 乙は、買受代金を食料安定供給特別会計歳入徴収官である農林水産省農産局長（以下「歳入徴収官」という。）の発行する納入告知書によって代金納付期限までに、日本銀行本店、支店又は代理店（歳入代理店を含む。）に納付しなければならない。

2 歳入徴収官は、特に必要があると認めたときは、前項の納付場所を指定することができる。

(現品の引渡し)

第4条 甲は、現品の引渡しを、政府が所有する米穀（SBS方式により輸入された米穀を除く。以下「政府所有米穀」という。）の販売等に関する業務を委託された者（以下「受託事業体」という。）に行わせるものとし、受託事業体が発行する引渡通知書（仮称）と、乙が発行する受領書を交換することによって行うものとする。

2 乙は、現品受渡期限までに前項の規定による現品の受渡しを受けなければならない。

3 甲は、乙の希望に基づき、甲が定めた現品引渡場所まで運送し、現品を引き渡すことができる。

(契約の内容に適合しない現品の交換)

第5条 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものが発見された場合は、乙は、直ちにその使用を中止し、速やかに受託事業体に連絡するものとする。

2 受託事業体は、乙から前項の連絡を受けた場合は、乙と協議の上、契約の内容に適合しない現品と同等の現品を乙に引き渡さなければならない。

3 乙は契約の内容に適合しない現品を受託事業体に返還するものとし、返還の費用は受託事業体が負担する。

(保管料の負担区分)

第6条 現品の保管料は、引渡通知書の交付の日の当日分から乙が負担するものとする。

(危険負担)

第7条 第4条による受渡しが行われた後に生じた現品の亡失損傷等の事故による損害は、乙の負担とする。ただし、在姿のまま現品の受渡しを行った場合において、乙の受渡しを受けた現品が甲の所有に属するもの（甲が第三者に受け渡した現品で、甲の所有に属するものと混合保管されているものを含む。）と同一の倉庫（受託事業体が引渡通知書において倉所、棟番、倉番又は工場を指定した場合及び引渡通知書に基づき保管倉庫業者が倉番を決定した場合は、それぞれの倉所、棟番、倉番及び工場）に混合して保管されている場合に生じた当該混合保管現品の亡失損傷等の事故による損害について、乙は、その混合保管の総数に対する割合に応じて負担するものとする。

(転売等の禁止)

第8条 乙は、甲から買い受けた現品を甲の指示又は承認を受けずに転売、賃借その他売買買受に反した処分をすることができない。

(契約の解除)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は契約の全部又は一部の解除をすることができる。

(1) 乙が、本契約の全部又は一部の解除を申し出た場合。

(2) 乙が、本契約の条項に違反した場合。

(違約金)

第10条 乙が現品受渡期限までに現品の受渡しを行わなかったときは、甲が乙の責めに帰し得ない事由によるものと認めた場合を除いて、乙は受渡未了現品の代価（消費税及び地方消費税の相当額を除く。）について、当該期限（現品受渡しの遅延が買受代金納付の遅延による場合にあっては、当該代金納付の日とする。）の翌日から受渡しを行った日までの日数に応じ、年10.95パーセントの割合の違約金を甲に納付しなければならない。

2 前項の違約金は、歳入徴収官が別に発行する納入通知書により納付しなければならない。

(延滞金)

第 11 条 乙は、買受代金又は甲に納付すべき違約金（以下「元本」という。）について歳入徴収官が発行する納入告知書の納付期限までに納付しなかった場合は、当該未納額に対して納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、買受代金にあつては、年 14.60 パーセント、違約金にあつては、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条第 4 項に規定する各期における法定利率を乗じて計算した額を延滞金として納入告知書により甲に納付しなければならない。

2 前項の延滞金は、元本と同時に納付しなければならない。

3 前項により納付された金額が延滞金と元本との合計額に満たない場合には、まず延滞金に充当し、次いで元本に充当するものとする。

4 歳入徴収官は、前項によつてもなお、延滞金と元本との合計額に未納額が生じている場合は、乙に納付書を発行し、乙は納付書により納付しなければならない。

(責任の免除)

第 12 条 甲は次の場合において、乙が損害を被ることがあつてもその責めを負わない。

(1) 天災地変その他甲又は受託事業体の責めに帰し得ない事由によつて現品の受渡しが遅延若しくは不能になった場合。

(2) 第 9 条により契約を解除した場合。

(3) 引き渡した現品に本契約の内容に適合しないものがある場合であつて、当該不適合の発生の原因が甲又は受託事業体の責めに帰し得ない場合。

(期限の特則)

第 13 条 本契約に定める期限については、その期限が行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条第 1 項各号に該当する場合は、その翌日をもって当該期間とする。

(調査、報告)

第 14 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し、その業務又は経理の状況に関して質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

2 乙が前項の定めに従わないときは、当該債権について、納付期限を繰り上げることができるものとする。

(協力義務)

第 15 条 次の場合においては、乙は、甲に協力するものとする。

(1) 甲が現品の包装容器及び副産物の処理方法について指示した場合。

(2) 倉庫調達その他の必要に基づき、甲が現品の搬出期限を指定した場合。

(3) 甲が、第 14 条により調査、報告を求めた場合。

(契約条項の通知)

第 16 条 乙は、本契約に規定する条項について、契約締結後、遅滞なく関係市町村に通知するものとする。

(法令の補充適用)

第 17 条 本契約に定めのない事項については、法令の規定によるものとする。

(紛争の解決方法)

9-6 罹災証明に関する様式

様式 1

年 月 日																	
<h2 style="margin: 0;">罹災証明書(交付・再交付)申請書</h2> <p style="margin: 10px 0;">一宮町長 様</p> <p style="margin: 10px 0;">(申請者)</p> <p style="margin: 5px 0;">住所</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名 ㊟</p> <p style="margin: 5px 0;">電話番号 ()</p> <p style="margin: 10px 0;">次のとおり罹災したことを証明願います。</p>																	
世帯主住所																	
世帯主氏名																	
世帯員構成	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">続柄</th> <th style="width: 20%;">氏名</th> <th style="width: 15%;">続柄</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名	続柄	氏名	続柄												
氏名	続柄	氏名	続柄														
罹災原因	年 月 日の による																
被災住家 [※] の所在地																	
住家 [※] の被害の内容																	
浸水区分																	
住家以外の被害																	
証明書必要部数	部																
添付書類	写真																
<small>※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)</small>																	

(整理番号)

罹災証明書

世帯主住所			
世帯主氏名			
世帯構成員	氏名	続柄	年齢

罹災原因	
------	--

被災住家 [※] の所在地	
住家 [※] の被害の程度	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊に至らない (一部損壊)
浸水区分	

※住家とは、現実に居住(世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。)のために使用している建物のこと。(被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家)

住家以外の被害	
---------	--

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

一宮町長



9-7 被災証明に関する様式

様式1

年 月 日				
被災証明書(交付・再交付)申請書				
一宮町長		様		
(申請者)				
住所				
氏名				
電話番号 () ㊟				
次のとおり被災したことを証明願います。				
世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯員構成	氏名	続柄	氏名	続柄
被災原因	年 月 日の による			
被災内容	<input type="checkbox"/> 物的被害()			
	<input type="checkbox"/> 人的被害()			
証明書必要部数	部			
添付書類	写真			

(整理番号)

被災証明書

世帯主住所				
世帯主氏名				
世帯員構成	氏名	続柄	氏名	続柄

被災原因	年 月 日の による
------	------------

被災内容	<input type="checkbox"/> 物的被害()
	<input type="checkbox"/> 人的被害()

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

一宮町長

印